

した。津埠棉花乾果統稅は曩に同十一年十一月商人を招いて代徴せしめ、商貨存堂批運及子口單掛號事務は同十二年六月直隸稽徵稅務總局に合併し、專局を附設して辦理した。同年收入は統稅百十三萬二千餘元、貨捐二十四萬五千餘元に達した(註五)。

統稅々率は其後常關と同じく從價二分五厘に當つたが、民國十五年五月以降五分に増加したのである。

同十五年財政廳は軍費支出の爲に厘金の増加を決し、七月十日より六箇月の期限を以て別に財政廳より派員管理し、天津に於ては各統稅局に接して稅局を設け、外人管理稅局の評價法に準じて支那商人に對し再び一次抽收したが、外國輸出商人は又之に依つて影響を受け、本國領事を經由して厘金當局に抗議を提出した。爲に支那側は之が取消を爲し解決したが、然かも外人側に本稅實施後、一時條約違反として問題を惹起した(註六)。其後同十六年四月には天津に統稅代徵專局を設け、附近各處に分局を置き、河北(直隸)の草帽繒、鷄螢、猪牛、馬騾等皮毛の貨物に對して統稅附捐二分五厘を徵收することにし、實際同年五月二十六日より實施したので、各商會より反對の陳情があつたにも拘らず、政府は之が實行計畫を進め、一箇年四十五萬元の請負投票に附し、翌十七年一月以降直隸全省に前記七種統稅を實施することにした(註六)。

其他厘金又は厘金と同性質を有する課稅は近年に至つて減退せなばかりでなく却つて、増徴さ

れたものがあつたので、商人より之が撤廢又は酌減を請願して居る。例へば郵包稅は、民國十六年春設定した郵包統稅局の課稅に對して翌十七年夏商會側より取消運動を開始し、又特に天津の綢布棉紗同業會は同十六年五月一日落地稅を加抽して以來、綢貨每斤價格三元七角に對して二分五厘の課稅洋九分二厘五毛のものが、同十七年二月一日以降は二角四分に増徴されたので減稅を主張し、石炭稅は民國初年の改訂に依れば、常關稅と同じく一噸に付一錢二分五厘、「コークス」二錢五厘に過ぎなかつたが、近年煤類特捐條例に依り、紅炭(無煙炭)、塊炭各一噸一元五角、有煙炭、紛炭又は山西の大炭等は一元、コークスは二元に増加したので、同十七年夏河北礦政公署より各一割の減稅を上申する所があり、口北九縣の商會よりは討赤捐其他の撤廢を請願し、其弊を擧げて、(一)各種貨物には概ね出產及銷場兩稅を存し、土貨が口北境外に運出するときは先づ出產稅を抽收し、又兼ねて銷場稅を加徴し其貨物が口北境内に運入するときは既に銷場稅を抽收し、又出產稅を補徴し、又甲縣の貨物は輸入のときに徴收し、乙縣に轉運するときに又之を徴稅するが如く、一物數征に至る。甚しきは口北は生産地でなく又消費地でないのに經過せば存留し、或は手工製造を經るもの其他製品に課徴する外に又原料に課稅し、(二)徴收上は貨物に類別あれども、概して土貨の下に之を包括し、特に米、布、煤炭等に稅あるばかりでなく、芋薯の零物も亦捕捉を免れぬと記して居る(註七)。同十八年春河北石門地方の蒞稅に關して、同地商會よりは、石門には煙酒消耗品を除くの外、保大



貨捐、十六統稅、棉花乾果稅、煤油特稅等を存し、又郵包稅局の如きは既徴の貨物に對して別に評價を實施し、任意に増加し、即ち煤炭、糧食、土布、農具等民生日用の必要品に對し統稅局は之を酌減せざるばかりでなく却つて變本加厲し、增收は一倍の多きに達し、留難其他の不法手段は枚舉に勝へぬと愁訴して居る。又同年七月一日より施行した石門統稅章程に依れば、山西より輸入の石炭は、烟煤(有煙炭)は毎噸四角、塊炭は同五角、紅炭(無煙炭)は同八角としたので、商會は又反對したのである。

(註一) 「エキスナー」の記述に依れば、天津地方の厘金局は委員があるが事實上の監督をなさず、一種の請負に附せられ、其少額のみ官庫に入り、其額は商人と局卡と交渉折合に依つて定まり、即ち稅金額は賣買の如く値切られ、商人は厘金率の最も低き局卡を選んだ(A. H. Exner, "China" 1889, (p. 195-6))

(註二) 直隸全省財政說明書

(註三) 東亞同文會編支那經濟全書第三輯一五二—三頁

(註四) 稅務月刊第一年二、七號

(註五) 民國十四年十月各省區厘金收數表

(註六) 銀行月刊第六卷七號、第七卷四、六號、七號、第八卷一號

(註七) 同 第八卷第七號、八號

#### 第十四款 山東省

本省の厘金は咸豐九年の創辦に係り、沿海各港の厘稅を抽收し、餉需を濟して一分を州縣の徵收に

歸するの外、厘金三分を加徴し、洋藥稅銀と同じく厘局の辦理に屬し、同十年煙臺等に六局を分設し、濰縣を總局となし、次いで同十一年には改めて省城に總局を設けて之に歸屬し、同治元年海關に於て監督を設けた結果、同二年稅一分及厘三厘を抽收し、稅は之を海關に歸し、厘は州縣の課徴に歸し、其河路鹽厘金は又黃運衛河等沿岸に在つて先後分卡を設立して稽征し、光緒二十年小清河道の開通に因つて又石村には分卡を添設し、繼いで附屬碓口の洪家園支卡を岔河に移し、小清河沿岸往來の百貨厘金を抽收した。同二十六年十一月籌款局の兼辦に歸し、同時に各州縣官の徵收權を新に十三分局に移し、是等分局より各縣に委員を派して厘金統一を期した。籌款局は各種稅捐を徵收する特設機關であつて、凡そ厘金の外に土藥稅、鹽稅等をも管理し、各品に對する稅率は同二十九年訂定の例に依ることとした。同三十三年別に專局を立て、同三十四年又該局の兼辦に歸し、分卡六處を存し、沿海貨厘は福山等十六州縣の代徴に屬した(註一)。

本省には百貨厘金の外に郵件厘金、鹽厘其他の特殊厘金又は厘金と性質を同じくするものがある。百貨厘金は大部天津、上海等より輸入する貨物に對して之を課稅し、其稅率は從價二分であつたが、後物價騰貴の爲に二分以下に低落した。百貨厘金は内地厘金と海口厘金とに分れ、内地厘金は主として河卡を管理し、其課稅貨物は安徽の茶、河南の米及山東の落花生、麥稈真田等を擧ぐることを得、海口厘金は沿海の各卡を管理し、芝罘常關監督が之を代徴し、又輸出入の民船に依る土貨に對



する厘金並便件厘金は膠海關（光緒二十五年開關）稅務司が之を代徴した。鹽厘は同治二年の開辦に係り、每包制錢一百六十四文であつて從價約二分に當り、後籌款局に於て之を徴收することゝした（註二）。

次に落地稅、出產稅、船捐等がある。落地稅は濟寧州及德州に在り、濟寧州の落地稅は其徴收機關をば稅樓と稱し、從前巡漕衛門の徴收に係り、其起源は乾隆五十三年に溯るものであるが、其後濟寧直隸州の管理に屬し、德州の落地稅は商稅とも稱し又同州の管理に歸した。出產稅は棗梨花稅稅及棉花稅に分れ、棗梨花稅は又縣の管理に屬し、定章に依れば水梨は每包銀一分八厘、黑棗は每千斤銀二分八厘、淨花は每百斤銀五分、子花は每百斤銀一分、青靛は每百斤銀一分二厘とした。棉花稅は同じく縣の管理に屬した。船捐は運河及濼口の兩稅があり、前者は光緒二十九年の開辦に係り、船隻の積載量を標準とし等級を設けて課稅し、後者は同卅年濼口に局を設け、同じく船隻載貨の輕重を以て徴稅の標準とした（註三）。

革命後に於ては一時厘金の廢止を言明すると同時に籌款局を裁撤し、其事務は擧げて之を山東財政廳の管理に屬したが、財政支絀の爲に幾何もなく厘金を復活し、山東の財政廳の民國十二年に於ける報告に徴するも、沿河沿海厘の外に各縣公署に於ては花生稅、棉花稅、出境油稅、棗稅、牲畜稅等貨捐を徴收し、又附加稅をも存し、收入額に於ては厘金二十七萬五千餘元に對し、貨捐五十四

萬九千餘元、附加稅二十七萬四千餘元を占めて居る（註四）。本省は財政難に際し、一方當時鐵道貨捐の開辦を見ないので、產銷稅の設定を計畫し、未だ厘金を徴收しない諸地に產銷稅一回の徴收をなすべきものとし、同十二年八月一日より之を實施する旨を公布したが、商民の激烈なる反對があつた爲に、實施を見るに至らなかつたのである（註五）。然るに十三年九月高率な膠濟鐵道貨捐を創辦することを公布し（鐵道厘金の部參照）、次いで十四年十月には厘金に代るべき統捐（生産稅及落地稅）を施行し、棉花、棗、落花生等に課稅し、殊に三聯單の有無に拘らず、貨物を生産地より發送するときは荷主より該地通過第一の稅局に於て生産稅を徴收し、又子口單の有無に拘らず、貨物を消費地に運到したときに落地稅を徴收すべきものとしたが、商民の反對があつた爲に十一月には遂に石炭、糧食、蔬菜に關する統稅の徴收を延期すべき旨を聲明し、次いで同月十八日統稅中止の旨を布告したのである（註六）。而して同十五年一月貨運加快費同三月賑捐、同九月には貨物稅、同十月河工捐等を開辦し、就中貨物稅に關しては修正徴收貨物稅々則を施行し、當地の機械製品の輸出稅をば免除することにした（註七）。十八年六月八日青島に於て開辦した貨物稅の如きも舊章に照して從價四割乃至六割に該當し、收入二百萬元に達すと云はれたが内外商民の反對運動があり、其後停止したのである（註八）。

次で同年九月十一日以降は從前の貨物稅を改めて山東地方統捐とし、實施することにした。地方



名を附したのは、本省出産及落地貨物に限り課税する爲である。本税は本省境内に在ては一回の徴收に止め外來貨物にして本省を經過し、落地せざるものは免税し、現存の局卡にして裁撤すべきものを整理併合し、奢侈品及貴重品に對しては加徴すれど民生日用品又は本省の出産にして獎勵すべき貨物は品類及數量を按じ課税を減免し、肩挑負販の貨物價額二十元に及ばぬもの又税額二角に達せざるものは免税し、而して税局は從來の三十四處を二十七處に減じた。然るに本税は輸入貨物に對して一割を課したので從來の五分に倍加し増徴した。新輸入關稅(二割二分五厘)を加へば同一貨物にして二割七分五厘の重課となる(註九)。

(註一) 山東全省財政說明書

(註二) 同上

(註三) 同上

(註四) 同上

(註五) 山東省の産銷税は民國三年財政部に於て制定した貨物産銷新稅辨理案に基き規定し、當初は先づ濟南、周村、博山、益都、濰縣膠縣等に産銷局を設け、其附近主要商業地に分局を置くこととし、將來裁厘の豫備たるべきを口實として一ヶ年三十萬元内外の收入を目的とするに過ぎぬと稱したが、濰縣商會の如きは八月一日罷市を斷行して反對氣勢を高め、外百六縣の聯合商會一致反對を策し、青島總商會又反對決議をなし、本税は八月二十二日以降三十日中止迄十日間に沿線各地の産銷税反對罷市の爲に膠濟鐵道の輸送貨物は平時の二分の一に減じ、旅客も亦二割内外を減退し、同鐵道收入は約八萬元の損失を豫想した(青島日本商業會議所經濟週報第一五號)。

(註六) 青島日本商業會議所經濟週報

(註七) 銀行週報第四七一號、銀行月刊第七卷五號

(註八) 工商半月刊第一卷第一四號

(註九) 銀行週報第六一六號工商半月刊第一卷第一八號 North China Daily News, Nov. 1924, 1926.

#### 第十五款 四 川 省

本省の厘金は沿江には局卡林立して重徴し、岷江を下る西藏方面よりの羊毛に對しては重慶に至る迄に六箇處の局卡に於て徵税し、殊に重慶開港(一八九一年)前に其弊多しと云はれ、一方陸路は厘金の逋脱が容易に行はれたのである。

咸豐六年(一八五六年)本省厘金創定當時には紳士の籌辨に係り、軍需の多寡に依つて稅率の輕重を定め、稅則は未定で興廢又常なく、同治二年蠟蟲厘を創辨し、同十年始めて通省厘金辦法を制定し、省會に總局を設け、各屬に分局を置き、委員が徵解し、専ら軍餉に供した。重慶の貨厘は川東道の管理に屬するが、皆紳辨に委し、稅率は平均從價二分とし、同十一年以降は厘務稍起色なく、光緒三年に至りて功過章程を定め、同十二年には比較法を立て、同二十年糖厘二割を加徴し、同二十一年償款の爲に煙酒厘各三割を加抽し、同二十二年竹篾厘三割を加稅し、同二十五年煙酒厘各一倍を加徴し、同二十七年賠款に因つて更に煙酒糖厘並に春茶等各三割を加收した。重慶厘金には老厘及新厘の別があり、老厘は由來輸入貨物に對して申告せしめ、販賣後に定款を收納するものであ



り、新厘は専ら通過貨物に對して局を設け、派員徵收するものである。同治二十九年川東道の督徵をば委員の專管に歸し、同三十年道員を加へて督徵した。一方曩に同二十二年嘉定城に改めて公司を設け、蠟厘をば統收せしめ、每百斤税率一兩七錢とし、其就地に販賣するもの並に瀘滄に運赴せぬものは每百斤に六錢八分を抽厘し、上行蠟公司の抽收する落地厘も亦同じである。惟上游の局卡を經過するものは尙章に照して再び完納を行ふが、溯つて公司の代徵に至る後更に南部縣屬の新鎮壩に分公司を添設し、税則は嘉定と同じく、只税率は軽く每百斤銀一兩五錢とし、公司より請負納税し、商局より之を總局に移解した。蓋し蠟商に改包夾帶等の弊があつたので、同三十二年改めて嘉定厘局の税則に従つて悉く其舊に依ることにした。新鎮壩は該地縣丞の兼理に委し、每百斤銀四錢八分とし、合州に運到せば再び厘局より一兩零二分を補徵した。宣統元年叙州産の白蠟に對しては、城門厘局は稽查に便でない爲に煙葉行をして代徵せしめた。次に從來藩鹽兩庫の兌收解款に屬した省城傾銷店の銀數每百兩に付厘銀一錢を徵收したのは、所得税又は營業税の如きものであつて、一特例である。尙注意すべきは、光緒十年以來出産を改めて統稅として徵し、酒、油、糖等は前後免厘し、茲に隸屬せしめぬこととした。局卡に就いては省厘及簇橋絲厘は成錦道より局を設けて經理したが、光緒二十八年總局に併入した。但し省城四門及簇橋には各委員を置

き、省城以外重慶、合州、夔州等には皆道員を設け、其他正委分局二十一處、副委分卡九處、司事查卡十八處あり。其地方官の兼辦に屬するものは只越嶲灌縣等に過ぎぬ。收入は光緒三十四年に六十五萬七千餘兩を占め、宣統四年度豫算額は百九十萬餘兩を計上した(註一)。

革命に際しては百貨厘金大小局卡二十四處の中、當初上游一帶の厘卡を停止し、川東以下は一時舊に依つて徵收したが、民國二年三月國稅廳籌備處より一般貨物に對し改めて統捐を實施し(成都附近の局卡は三月十五日より、其他遠方の諸卡は四月一日より施行した)、税率は減じて從價二分とし、先づ商會に於て調査表を作成し、籌備處に於て之を査定頒布したが、翌三年十二月には浙江の章程に倣つて其税率を從價五分とし、其徵收方法は貨物の發送地に於て完納し、票を領し、民船輸送の外來貨物に對しては輸入第一局卡に於て完納し、票を領し、若し商人が中途新に貨物を購入せば、該處の局卡に届出て其購入の貨物に對して補納し、票を領することを要し、其後川境に移すものは通過の各局卡に於て検査するに止め、重徵せざることとした(註二)。

特産品たる酒、油、糖等の各捐は光復以來各屬變亂の後、酒税、大麵は每斤錢八文、小麵は每斤錢四文とし、油も又概ね四文とし、糖税は從前糖精を標準とし、每斤錢四文を徵し革命後一文を減じた。尙該地方は反對多く其他肉捐の如きは地方の自抽自用に委して居た(註三)。



本省財政廳の民國十二年統捐報告に依れば、統捐局は絲捐局又は蠟捐局各一處含み、二十三處の貨捐收入四十萬七千餘元を占め、郵便捐(四局)、礦捐(六局)、船捐(一局)、絲捐(一局)、蠟捐及蠟燭捐(各一局)等を抽收し、就中重慶統捐局に於ては土貨捐捐を徴し、總額に於て四十三萬七千餘元に達して居る(註四)。

國民政府賦稅司の調査に依れば民國十六、七年當時統捐局に於ては洋紗布、土布、棉花、藥材、生絲、皮貨、土紙、藍靛、洋廣、土雜貨其他百貨に對し抽厘し稅率は從價二分五厘を原則とし、徵收は委員に依る。收入は二十二局を通じ十五年原有比額六十五萬六千餘元のものが十六年には四十六萬四千元に減退し、十七年上半年期には五十八萬六千元を占めた(註五)。

本省近年の厘金其他の課稅が實際著しく過重となつたことは、外國人の報告通信等に於て知ることが出来る。例へば十七年一邦人の報告に依れば甘肅南境の碧口より重慶迄二千元の藥材を搬出するに十一縣及三軍區を通過し正稅の外に八十餘種の課稅があり總計一千九百元に上つたと云ひ、同年十二月「ウエストチャイナ、ミシヨナリー」に從へば成都から上海迄一弗の紙が運貨及通過稅で二弗となり、重慶から成都迄十箇内外の厘局カがあり、總經費六千弗の貨物は運賃二千五百弗に對し稅厘は三千五百弗を占むと記し、十八年四月一外人の實驗に依れば價額百弗の雜貨を運搬し、宜昌萬縣及重慶上流の長江沿岸小部邑を通過したときに宜昌の堤防稅一弗二十仙、萬縣の軍事稅一弗、

重慶の輸入稅五弗及同附加稅二弗五十仙入市稅十仙を負擔し、次いで重慶を出發した後には厘金護商稅江防稅及同附加稅等十二弗を納付し、更に四都市を通過して叙州に到達したときは十六弗を納付し、結局七弗八十仙で從價約三割八分に達した。又同年六月十九日の北京通信に從へば重慶叙州百三十哩間六弗の貨物に對して課稅七弗に上り就中厘金、護商稅の如きは從前の八倍に達したとあるが如く四川には殊に軍閥の苛誅甚しいので、四川には人民の抗稅運動があり。同年十月四日の「ノース、チャイナ、デーリー、ニユウス」紙の記事には東四川抗稅軍(又は神軍とも)が一萬人内外勃起し、紅旗を翻し正規軍を襲撃したとあつた(註六)。同年十月下旬の成都通信に依れば成都、重慶間には厘金其他を通じて三十餘處の局カを存し、大半は軍官憲の徵收する所に係り、百斤價格二十元内外の貨物に對する課稅は、臨時増加の團防費、印花稅等を除くも其額二十五、六元に達し、稅目には統捐、護商稅、江防稅、馬路稅、保商稅等雜多の種類を含んで居る(註七)。

二十年裁厘計畫前後に於ても本省の厘金制は各軍閥の割據に依り節々苛誅が行はれ、從來の百貨統捐局、江防護商處、特稅總局、總稽察處等機關を合組し萬縣及重慶の兩稅捐總局とし、前者は平均毎月收入二十餘萬元、後者は平均毎月收入三十餘萬元に達し外に四川花捐局毎月收入四、五萬元地方附加稅經收處(海關二五附加稅)毎月收入六、七萬元ある。是等は劉湘軍區内の稅收機關とし其他に鄧錫侯、劉文輝、田頌堯、楊森、劉存厚等の軍區内に又若干徵收機關がある。其重徵の一例



として絲捐を見るに四川の産絲は田頌堯の防區たる三臺を中心とし毎絲一擔に統捐四元の外に雜捐六元餘を徴し、二百支里を去る遂寧は邊防軍李其相の防區であり、其二百支里内に太鎮、遂寧、安居に分ちて三關卡を設け、各護商印花、查驗等を毎關約七元を徴し、商人の請願に依て遂寧一處に併合し、護商費等每擔十四元五角を徴し、遂寧を隔つ約二百支里の合川は二十八軍陳書農の防區とし、統捐七元五角印花查驗四角を徴し又合川下流數十支里内の大河壩、三河溪、北培等に於て關卡を分設し、各護局印花查驗等十元餘を徴し、又商民の嘆願に依て合川に聯合收稅處を設け、護商捐十九元五角、統捐七元を徴し合川を去ること二百支里の重慶は劉輔澄の防區であり、重慶より二十支里の磁器口、十餘支里の香國寺の各機關を設け每處に於て所謂護商、印花、查驗、江防、渝護護商、渝北護商等の稅目合計各三十有餘元を徴し、而して重慶に於て更に進口稅十一元、統捐七元五角を徴し、其他に一軍閥が他の軍閥の爲に抽稅する所謂代徴があり、斯くして毎絲百斤上海に到り市價五、六百元のものに産地より五百支里の重慶迄に於て百四五十元を課稅したのである(註八)。

(註一) 四川全省財政說明書、稅務月刊第一一年七號

(註二) 賈士毅民國財政史上冊四一九、四二〇頁

(註三) 稅務月刊第一一年第七號

(註四) 民國十四年財政整理會全國各省區厘金收數表

(註五) 國民政府賦稅司編各省厘金特況調查統計表

(註六) Peking Tien Tsin Times, April 6th, June 20th, 1929; North China Daily News, January 20th, October 4th, 1929.

(註七) 四川成渝間の苛稅は大部二十一軍に屬し左表の如くである

由渝(重慶)至蓉(成都)千支里間關卡稅率一覽表

稅 名	徵收機關	收稅標準	應納稅
渝百貨稅捐稅	二十一軍	每百斤	大洋二元及印花每元四仙
附加稅	同上	同上	六角
渝護商稅	同上	同上	一元五角
國稅印花稅	同上	同上	六角
渝護商稅	同上	同上	一元五角
江防稅	同上	每擔	一元五角
向司分收稅	同上	同上	一元
青木關護商稅	同上	同上	同
鏡子灘保商稅	同上	同上	正頭西藥同 洋雜貨同 一元五角 一元四角
桐子園護商稅	同上	同上	一元
馬路稅	重慶市政府	同上	一角五分
保光寺團防費	保光寺團防	同上	五角
刺竹溝團防費	該團防設	同上	一角
三匯印花稅	不詳	同上	三角
唐壩護商稅	二十八軍	同上	一元



郭清寺印花稅	二十八軍	同上	四角
龍泉寺護商稅	不詳	正頭西藥	一元八角
成都百貨統捐稅	同上	洋雜貨	一元二角
		標準は重慶統捐三元の上更に一元を徴す	

(民國十八年十七日上海民國日報、工商半月刊第一卷第二十二號及銀行週報第六二六號)

(註七) 銀行週報第六八一號

第十六款 雲 南 省

本省の厘金は從來百貨厘の外に特産物に對する紅糖厘、川菸厘、土菸厘、土酒厘、綢緞厘、鹿茸厘、麝香厘、大錫厘、省貨厘の十種及雜收中に入れて居る數種の收目がある。光緒三十四年土藥稅を停止せざる時代には收數甚だ多かつたのである。蓋し土藥は本省の重要生産品であり、四川、甘肅、湖南、廣東等の商民が百貨を販運し、土藥と交換し彼此利益があつた(註一)。左に各種厘金を概説する(註二)。

(一)百貨厘 本稅は光緒初年頃に規模略定まり、毎年収入は三十六、七萬兩を計上したのである。次いで同九年別に稅率を訂定し、從價三分を刪除し、收入激減したので、同十年及同十一年間、民間日用需むる所の各物三十餘種を復舊し、輕率の抽收をして尙增收があり、後同二十一年、同二十五年及二十七年等の間に茶、糖、菸、酒各厘を加徴し、同三十年練兵經費を支辨する爲に土藥稅を加徴し、同三十二年には又藥材、棉、鐵、帽等の貨厘に就いて抽厘章程を審訂し、茶、糖、菸、

酒正加各厘の別冊報解するものを除くの外、各種貨物は略從價五分を上らず、竝に總局は一層比較を嚴定し、隨時派員して委員の功過を定めた。宣統元年禁烟に依り土藥稅厘を停收した爲、收入銳減し、光緒三十四年の百貨厘金二十二萬八千九百餘兩のものが宣統元年には十九萬四千餘兩に下つた。

(二)紅糖厘 本稅は唯東川府屬の巧家廳、蒙姑厘局、彌勒縣屬の竹園及臨安屬の習峨縣を生産地とし、何れも細民の負販に係り、而して必ず出境販運して始めて能く抽厘し、其數極めて少額であつた。稅率は舊章に依れば大碗紅沙糖、小碗耳糖每百斤正厘銀一錢とし、光緒二十一年一月一日以降二割を加徴し、同二十七年賠款の爲に再度加收し、每百斤正厘一錢加厘四分とした。

(三)川菸厘 本稅は什邡金堂等に産する煙草に課稅し、従前は鹽井渡厘局に於て之を抽收し、每百斤銀一錢とし、光緒二十年六月每百斤厘銀三錢を加徴し、同二十五年財政難の爲に更に加抽し、正加每百斤八錢に達し、同三十二年の重訂通省厘務に依れば、四川葉菸は改めて每百斤正加厘金各五錢とし、四川絲菸は每百斤正厘銀六錢加厘とした。

(四)土菸厘 本稅は前者に比して品質劣等であつて廉價である土菸烟葉に對し課稅した。廣東に消費する水煙は先に百斤厘銀一兩とし稅額亦同率であつたが、蒙目關の開設(一八八九年)以來百斤僅かに子口半稅二錢二分五厘を納付せば足るので、商人は之を利用するに至り、厘務内に水煙金



蘭煙等の名目を存するのみで殆んど虚設となり、土菸は之が爲に又大影響を受け後次第に煙酒稅厘に加徴し、本地葉菸は每百斤正厘銀二錢、加厘銀二錢とした。

(五)土酒厘 本税は舊制に依れば清酒百斤厘金銀六分を抽收したが、其收入は又極めて少額に止つた。其外來各酒は舊制に依れば四川の仿紹酒は每罈一錢を抽收し川陝の大麴每百斤銀三錢を抽收し、其後屢次加徴し同三十二年通省厘章を重修し、土酒每百斤加厘正金各二錢を抽收したのである。

(六)綢緞厘 本税は従前多く輸入した蘇杭、四川等の貨物に對して課税し、各種綢緞類每斤價格銀五、六兩乃至六、七兩に付舊制に依れば僅かに厘銀二錢を抽收したのみで、從價五分に至らなかつたが、光緒二十七年賠款の爲に加徴し、同三十二年蘇杭各種綢緞は每斤厘銀四錢に増加し、四川各種綢緞は三錢とし、各項每斤加厘二錢を徴することにした。

(七)鹿茸厘 本税は藥材中の上等品である鹿茸に課税し、每架價值高きは百數十兩に達するも低きは二十兩内外のものがあり、南茸每架正厘銀一兩二錢、麋茸は稅率甚だ軽く、六錢であつた。光緒二十七年賠款の爲に南茸八錢、麋茸四錢を加徴した。

(八)麝香厘 本税は又藥材中の上等品である麝香に課税し每斤價值約銀百數銀百數十兩であるが、每斤の正厘は僅かに銀四錢に過ぎぬ。其重量輕きが故に隱匿し易く、且官場の包攬夾帶多く又は

大商巨賈は往々厘金を納入せぬものがあつた。光緒二十七年賠款の爲に同二十八年二月十五日以降二兩を加徴した。

(九)大錫厘 本税は筒舊廠産する所の大錫に對して課税し、每票重量二千二百二十斤を二十五塊一張とし、厘金銀十二兩を課し每百斤を八十八斤八兩に折して厘銀四錢八分を課し、從價約二分に當る。光緒二十七年賠款の爲に每張十二兩の上に四兩を加徴した。

(十)省貨厘 本税は雲南省城各行舖戶の製造する貨物に對して酌量課税した。即ち絲線行が造る絲線、紗帕、纓帽行の造る大小帽、各靴鞋舖の造る靴鞋及衣舖の造る粗故衣等の本省産貨物を省外に販運するときには従前使用の絲緞等は已に入關時に厘金を完納したものであるが、各行が之を改用し又は分割使用したときは其票限に拘らず原票を問はず各舖戶をして出關票を取付けて重徴を免がれしめたが、光緒二十七年賠款の爲に厘金收入に不足を告げたので、其製品に對しても課税することにした。但し各舖戶は資本少く利益も亦微少であるから前記製品をば出關の際に章程に照し、酌減して厘金を徴收することとし、同二十八年七月二十日大冬帽は每百頂銀六錢、瓜皮緞小帽は每百頂一錢五分、洋緞小帽は一錢絲綿は每斤六分、紗帕は每連六分、緞靴は每百双九錢、省鑲素各鞋は每百双五錢、省粗細故衣は每百斤九錢、細新成衣は每百斤二兩と定めた。

雜收中の貨物厘金としての包收省城牲畜油酒厘は従前六城厘員の私派包收に係り、其收入は極め



て少額に過ぎなかつたが、又中飽に係るものが多い。光緒三十三年には厘金總局の管理の下に商人の請負に附した。

革命以來特筆すべき變革なく舊制に依つて全省厘局は四十七處、分卡は三百二十四處に及んだ。只収入は民國元年は宣統元年の比較三十八萬九千餘兩に對して三十二萬二千餘兩に下つた。其後物價の變動があつた爲に、民國三年十二月全省厘稅章程を制定し、爾來之に依つて辨理し來たのである。次いで雲南財政司の民國十二年厘金報告に依れば、九十六縣の稅局卡に於て徵收した厘金は百萬元に上り、外に商牲稅七十六萬七千餘元、附加稅五十四萬二千餘元に達して居る(註二)。

國民政府賦稅司の調査に依れば、民國十六、七年當時本省の百貨厘金は四十四局を通じ十五年原有比額は四十七萬一千元のものが十六年には十八萬一千元に下り、十七年上半年は僅かに一萬七千元とした(註四)。

十七年の財政状態を見るに本省收入の八割は軍費に供した如く逼迫し、煤油、化粧品等特稅を地方收入に移し、煙酒公賣を改め商人の請負に附することにし、厘金は地方の繁簡に従つて酌量の上、三、四十局を増添し、毎局に一倍を増加して三、四十萬元を見込み、其他布厘、内地棉紗厘、鹽捐、軍餉捐等一として倍加徵收せぬものはなく甚しきは國家が五角を増收せば、徵收官は擅に改めて五元を苛徵し、人民の受くる壓迫剝削日に甚しく流離所を失ふと云ふ(註五)。

十九年一月十五日の工商半月刊載する所に依れば、新財政整理計畫を以て一切の稅收中請負に附すべきものを選定し、招商投標に歸すべき稅種は、各厘金商稅布紗雜貨川鹽各附捐及糖捐茶稅等とし、年收は二百七十餘萬元中糖捐約五十六萬六千元、雜貨捐約二十四萬三千元、綿紗附捐約二十五萬五千元、土布附捐約五十一萬五千元、厘金約六十萬一千八百元、茶稅約十萬元、商稅約二十三萬二千六百元(川鹽捐約二十一萬元)等とした(註六)。

(註一) 稅務月刊第一卷第七號

(註二) 雲南全省財政說明書

(註三) 賈士毅民國財政史上冊四二二頁、稅務月刊第一卷第七號、民國十四年十月財政整理會全國各省區厘金收數表

(註四) 國民政府賦稅司編各省厘金狀況調查統計表

(註五) 銀行月刊第八卷第一二號

(註六) 工商半月刊第二卷第二號

### 第十七款 甘肅省

本省の厘金は陝甘總督譚鍾麟の奏に在るが如く、同治元年(一八六二年)回變後に設局抽厘し、同八年左宗棠の時代に甘南に厘金を開辦し、牙帖捐及百貨捐を徵し、而して鹽茶は貨厘内に併入して之を抽收した(註一)。

左に各種厘金を擧ぐ(註二)。



(一) 百貨厘 本税は輸入及輸出兩種の貨物に對して課税し、同治五年軍餉を接濟する爲に沿途要隘に節々卡を設け、毎卡に一次抽厘し、歲入は内外銷を合して三、四十萬兩に過ぎぬが、繞越、偷漏等の弊竇益々甚しく、其後光緒三十一年に至り漸く大布一項を劃出して統捐に改辦し、之を試辦して效果を見、次いで同三十二年百貨統捐を實施し、先づ出口章程を釐定し、各局を組織して一律に實行し、翌三十三年更に其章程を訂定し、局を設けて捐厘を收め票を給し、道路の遠近を問はず、經過の局卡に於ては只驗査に止めて再徴せざることにし、收捐各局は省總局より四聯大票(存査、査核、査驗、執照)を發給し存査一聯は局に存し、査核一聯は毎旬總局に彙送して査核に供し、査驗一聯は納税者に給し、經過の第一卡に於て截して總局に呈し、査核と相互に相勾稽し、執照一聯は落地の時に於て收回し、局に交付して査核し、嚴に罰章を定め竝に捐項内に於て毎銀一兩に一分二厘を劃控し、査驗及落地局卡員司の手當の用に供し、其税則は入出口貨を論せず、均しく擔を以て計算し、每擔二百四十斤を額とし、貴重品は斤を以て計り、貨物の貴賤に従つて科則の輕重を定め、總て從價五分を率とし、各局の收銀一兩に付加平一分とし、解費匯費の耗費を免じ、出口税は本銷外銷を論せず、入口税則に比して二割を減じ、只正税を納めしめ、概ね加徴せざることとし、以て洋關稅章に照して辨理し、財力の外溢を防ぎ土貨の盛行を期したのである。同三十三年章を改めて以來三原大布一項をば獨立に徴收するの外、其餘の百貨各局卡收入は約四十餘萬兩とし、

内水菸捐數十四萬三千七百餘兩、皮毛捐七千餘兩、牲畜捐八千餘兩、百貨捐二十五萬三千餘兩とした。百貨統捐稅則表に依れば、出口には水菸、絲綢、襪貨、紙張、藥材、土磁、皮毛皮、布疋等に對して抽厘し、入口には牲畜、綢緞、洋緞、洋貨、布疋、海棠、雜貨、紙張、藥材、棉花、磁器、估衣皮貨、古玩玉器等に對して抽厘し、貨物に依つては稅則に等級を設くるものと設けざるものあり、其等級は二等乃至七等に分つものがある。而して多くは重量税に換算し、牲畜の輸入に對しては毎口一兩に付一等(騾、馬、牛、驢等)五分としたが、古玩玉器は等を分たずに每百兩に付七兩五錢とした。

(二) 木料統捐 本税は三路より來る番地の重要生産品である木料に課税し、又其運出には三水路の各處木料に對しては只雜費を收めたが、同治初年に本厘金を創辦し、別に定章を設けずに水旱二廠に分ち、蘭州を水廠とし、狄道州を旱廠とし、光緒三十二年統捐に改辦して稅法を詳定し、在來の雜費名目を一律に廢止し、別に總局の外に分局を三處に設け、總局分局を通じて概ね統捐總局より派員徴收し、章程内には木材に對しては其貴賤に依らず、斤數又は梱數或は寸尺を以てするものがあるが、多くは從價五分を標準とした、木料は木株、木椽、木板水菸箱板、樺木水菸夾板、壽材及車料に對して抽厘し、二等乃至五等に分つて居る。

(三) 三原大布統捐 本税は湖北產の大布、陝西大原產の三原布に對して課税し、同治五年厘金を創



辨し、カを設けて節々抽厘し、大布は均しく三十二疋を一捲とし、白布は每捲に付銀七錢、色布は九錢と定め、百貨に比して重課し、同三十一年統捐に改辨して以來局カを設立し、各該城内の布幫會首又は過載店及行首人等の責任を以て完納し、弊竇を防止した。其後道路の遠近を問はずに驗査許放し、再徴せざることにし、其税率は色布大布の別を問はず每捲庫平紋銀一兩四錢、涇布平銀一兩五錢とし、通計せば銀一兩に付平餘銀三分を控除し、各局カの津貼に供し、梭布闊布、猴布等は長短寛窄大布は一律に捲を以て計り難き爲に斤量に依り、每八十斤を以て大布一捲とし、乍子小布每捲十五疋とし、三捲を以て大布一捲とし、均しく大布の稅則章程に照して辨理し、統捐總局より派員抽厘し、同三十三年の歲收は銀二十三萬兩に達した。各項統捐收入は省城百貨總局の外に分局四十五處を合し、光緒三十三年には七十萬二千餘兩、同三十四年及宣統元年には稍減退して各六一萬餘兩、宣統二年には六十四萬餘兩となつた（宣統二年總分局數は六十五處に及んだ）。以上の外厘金に屬し又は其性質を同じくするものは、鹽茶厘金及諸種商稅、關門稅、西稅等がある。同治十三年左宗棠は西和縣鹽關に於て從來の鹽課以外に始めて鹽厘を創辦し、各屬次第に徵收し、光緒三十二年の統捐制施行に伴つて一切の鹽斤正厘をば統捐局の管理に歸し、茶厘は同治十三年左宗棠制定の新章に依れば、出口茶は別に口外の厘カに於て一次完厘するを除くの外、陝甘境內に行廠するものは只一起一驗とし、每引納厘多くも二兩を過ぐるを得ずとし、茶厘は漸次暢旺した。茶厘の外

に茶厘加抽及散茶捐がある。前者は每票厘銀七十二兩の外に二割を加徴し、次いで光緒二十年、同二十七年に於て更に加稅する所があつた。後者は同三十二年統捐制施行に従つて進口百貨數目内に列入し、分別收捐し、稅則は統捐章程に依れば、春茶每時七餅捐銀二錢、紫陽茶每斤一分五厘、巴山茶每斤九厘とし、徵收法は從來統捐局より派員し、進口百貨內に附隨して徵收し、收入は百貨統捐と共に之を總局に解交して存儲することゝした。

商稅は過境及落地に別ちて分收するものがあり、又併收するものがあり、府より徵收するものがあり、又州縣より徵收するものがあり、或は佐貳左雜より州縣の爲に代徵するものがある。光緒二十四年一部商稅を加増し、同二十七年賠款の爲に更に一律に加徴し、山貨中木柄、土籠等の課稅は各屬皆統して商稅の内に在つた。只皋蘭縣には別に山貨稅の名目を存し、毎年司に送解したが、實際は、尙商稅中に包含し、稅法は皆地方官が之を招商包收とし、或は人を派して徵收し、定率は每貨銀一兩に付稅銀三分とした。關門稅は甘境連綿中外を隔絶する長城の出入路たる關門を通過する貨物に對して課稅するものであるが、城門廢荒し、稽徵するものなきに至り、只中衛一縣の雜稅項下に其名目を存し、雍正七年以來實施し來つたものである。西稅は只涼州府に於て徵收し、嘉慶十五年以來開辨し、皮張、棉花、葡萄、吉皮、席子、棕葉等は價格の高下を問はずに每驢擔稅銀一錢七厘を徵收したものである。西稅と曰ふのは西口より輸入する貨物に對する爲である。其他百貨厘又は商



税系統に入るべきものには藥稅、枸杞稅、夷稅、羊皮稅等がある。是等商稅は沿革上より之を見るときは、寧ろ常關稅體系に入るべきも、便宜茲に附說するのである。

革命以來舊制を踏襲したが、道途支障多く貨源滯塞し、收數急減して三十餘萬兩に下つたので整理に努め、或は厘金の舊額を抵補するに足り、茶厘其他特稅又は平餘擔頭等の附加稅等を存續し、民國二年の收入は七十二萬五千元に上つた。同三年各財政廳は別に落地稅を設け、統捐率五分にして半減二分五厘を徵收することとし、稅局は四十二處に達した。又浙江の洋廣落地稅徵收辦法に倣ひて子口半稅章程を制定し、子口單撤消後は本省の落地稅率に照して半稅を徵收することにした(註二)。

財政廳の民國十二年稅捐報告に依れば、省城徵收局及同木料徵收局の外、徵收局は三十八處及駐陝大布徵收局、磴口子口徵收局、菸酒事務局、各縣商畜稅、同藥材統稅、同皮毛公費、同官茶散茶課厘擔頭、同駝捐、西寧縣及酒泉兩縣課金變價、各縣煤礦產稅、成縣徵縣及兩當縣等の鐵鑛產稅等を存し、統捐總額は九十一萬八千餘元の外に雜稅捐八十六萬八千餘萬元を占めた(註四)。

(註一) 戶部陝西司奏稿

(註二) 甘肅全省財政說明書

(註三) 稅務月刊第一卷七號、賈士毅民國財政史上冊四一〇—一一頁

(註四) 民國十四年十月財政整理會各省區厘金收數表

### 第十八款 貴 州 省

本省の厘金は從來鹽土兩稅を大宗とし、其他貨物も竹木皮革の外は何れも外省に仰ぐものが多く、由來貧省の一に屬するから、厘金額も亦少數に止つたが、貿易を阻害することは少くなかつた。但し漢口、廣東及重慶等に對して三、四の河道を存し、稅吏は競争して稅率を低下したことがあつた。當初咸豐十年には輸入大宗貨物たる鹽に課稅する目的を以て、共に七局を置いたが、岐路多く繞越の弊を見たので、更に各州縣の要路に局卡を添設し、多くは軍需局より之を管理し、官紳に委し、分往抽厘し、同治三年には別に局を設けて司道より之を處辨し、概ね候補正佐各班に委して抽收した。百貨に就ては、價格を標準として抽厘し、古來異なるものがないが、只土藥暢銷の初にはも一割を徵し、光緒二年別に專局を設けたが、漸く偷漏多きが故に、之を百貨に歸併して徵收したことがある。清末厘局五十處の百貨厘金收入は土藥稅厘四十四萬四千餘兩に對し、半額以下の二十萬五千餘兩に過ぎぬ(實際收入のあつたのは前者四十六處、後者三十七處である)。禁烟後土藥稅厘を失ひ、百貨厘金のみであつて其收入十六萬兩、統捐四萬餘兩に減退した(註一)。

革命後國稅廳籌備處に於て一時其稅率の改訂を圖つたが、同處廢止の爲に財政廳に於て更に調査する所があり、民國三年七月發布の修正百貨厘金抽收稅率に依れば、輸出入に分ち、又各必要、常用、奢侈、消耗の四種とし、稅率に差等を設け、輸出稅率は、例へば煙酒は從價一割五分とし、服、



飾、珍玩類は一割とし、茶、砂糖、蠶絲及絹織物、油蠟、香粉類、肉類等は七分五厘とし、其他府網（貴州府産）皮革毛氈類、漆藍、麻、櫻栲類、金屬類及金屬製品又は筆墨紙類、果實及蔬菜、家具、藥材等は何れも五分とし、輸入税率は、例へば茶、砂糖、酒、綿布等は舊率に依ることとし、外國製棉絲布、アニリン染料及人造藍等は別に落地税を税することとし、皮製及珍玩類は一割とし、海産物七分五厘乃至一割とし、綢緞及羅紗類其他毛織物類、家具、顔料は均しく七厘とし、雜貨及竹木類は又五分とした（註二）。

其後貴州財政廳の民國十一年に於ける厘金實收報告に依れば、厘局は五十處（四十二局七縣）に亘り、百貨厘金収入は五十五萬一千餘元、税捐收入は十二萬七千餘元の外に附加税も若干あつた。國民政府賦税司の調査に依れば十五年原有比額は六十五萬六千元、十六年は四十六萬六千元に下り十七年上半年期は五十八萬六千元に増加した。百貨厘金中には竹木厘、烟厘、酒厘の四種を含み、税捐中には百貨雜稅、礦産硃砂稅、硝磺稅、洋油捐の四種を含み、百貨雜稅は關に當り卡を設け、貨を見て税を抽し、甲縣既に抽收するも乙縣尙徵取すべく、厘局ある處は局より之を代徵し、厘卡なき縣は縣知事に於て之を兼辦し、經費は關局別に卡を設けて徵收し、漾頭局は又別に一書一巡を加ふものを除くの外、餘は皆徵收數目中に於て百分の五を控し、津貼となし、其他金額は省に解送し、硃砂、硝磺、洋油三種の税捐は只一次抽收し、他局は概ね重徵せず、又津貼をも徵せず。加税收入

は從來各團體の附加厘金を指し、其税率は各習慣に依りて徵收し、産場税に類し、又落地税に似て居た（註三）。

本省は二十年裁厘當時厘局は貴陽府を始め諸地に於て徵收し、護照局の如き名目の機關は又厘局と同一である。

（註一） 貴州全省財政説明書

（註二） 王振先中國厘金問題

（註三） 民國十四年十月財政整理會各省區厘金收數表

### 第十九款 奉 天 省

#### 甲 前清時代

本省は咸豐六年棉花厘金を創辦して以來、其名目を異にするも清末に至る迄雜多厘金又は厘金と同種の雜稅を抽收し、例へば斗秤捐、尺捐、豆餅捐、火車捐、落地捐、河岸徵收糧貨稅、河防捐、邊門徵收門捐、海港船規湊掛、旗署雜稅、東邊糧貨山貨捐、營口八厘捐、過路捐等があつたが、光緒三十二年（一九〇六年）奉天將軍趙爾巽は是等各稅を廢止し、湖北、山西等の稅法に倣ひ、同年十月一日より奉天省裁併稅捐新章に依つて出產稅及銷場稅を施行した。

出產稅は本省出產の貨物に對して徵收し、三種に分ち、（一）は糧原とし、小麥、元豆（大豆）、包米、雜糧類等に對する稅である。（二）は貨原とし、藥材、元麻、皮貨、百貨、豆油等に對する稅である。（三）



は豆餅に對する税とし、税率は均しく價值百元に付一元とした。

銷場税は本省消費の貨物に對して徴收し、二種に分ち、(一)は落地とし外産本銷と云ひ外省又は外國産物の本省に到達し、又は消費する貨物に對する税である。(二)は並征とし本産本銷と云ひ、本省産貨物の本省内に消費する貨物に對する税である。税率は落地は每價值百元に付二元、並征は三元五角とした。而して當初の課税標準は貨物の原價に依つたが、同三十四年以降は貨物の市價に依ることに改めた。銷場税は藥材、綢緞絲線、布疋洋線、海乾鮮菜、乾鮮果品、香料椒茶、顔料膠漆、衣帽靴鞋、皮張絨毛、紙筆墨硯、木料籐竹、煤炭礬礬、銅鐵錫鉛、毡毯蓆簾、油臘雜貨、京廣雜貨、鐘錶玩器及外國雜貨の十九類六十三税目に分つて居る。

徴收法の大要を擧ぐれば、下の如くである。(イ)出産貨物は一度之を課税せば、何處に運搬するも販賣しない以上は再び重徴せず。但し出産の糧(加工せぬもの)は一度之を課税せば、販賣することあるも重徴せず。又出産税は之を囤積出運する問屋より徴收し、民間に於て賣買する日用の糧米にして囤積轉賣せざるものに對しては、凡そ之を徴收せざることにし、(ロ)外來貨物は其通過たること販賣たることを問はず其通過した第一の局卡に報告し、其他に於て販賣するものは銷場税を納付し、其地より更に本省内の地に轉送するものは護照を給し、目的地に到着の上銷場税を納付し、單に通過に止り、本省に於て販賣せざるものは護照を受くるのみで納税を要せず。(ハ)土貨にして既に出産

税を納め、又外來貨物にして既に護照を受けて本省内の目的地に到着した後、荷主が相場の都合に依り其地に販賣せず、又は直に他に轉運せざるきは、荷主は聯單を税局に呈出して倉入の印を受け、簿冊に登録し、三箇月以内に他處へ運出すべく、同時に銷場税に相當する擔保を提供し、其運出の場合に單貨相符し、添載等の虞なくば、税局は各供託金を還付して轉運を許可す。(ニ)土貨及外來貨物にして販賣地に到着し、既に銷場税を納付したものを、荷主が相場の都合に依り、又は他の商人が之を買受け、又は他に運搬して販賣し、或は本省外に運出するときは、何れも其銷場税をば還付せず。(ホ)土貨は初め輸出の目的にて既に出産税を納付したもの、若しくは途中に於て之を販賣せんとしたときは、附近の税局に赴き銷場税を納付するを要す。(ヘ)貧民、小資本の營業、呼賣等は内外貨物を問はず、賣上高五十吊文以下のものは凡て免税とす。(ト)出産税票は四聯單とし、銷場税票又は行運護照は同じく三聯單とし、出産税票は一は局に備へ、一は財政總局に送り、一は商人に給し、通過第一の局卡に於て検査の上之を留め、押印して財政總局に送り、一は又商人に給して納税濟證とし、販賣地或は輸出地の總局又は分局に納入して財政總局に轉交す。銷場税票は一は局に留め、一は財政總局に送り、一は押印して商人に給し、保存せしめて検査の證とす。行運護照も一は局に備へ、一は財政總局に送り、一は商人に交するものとす。(チ)以上産銷税の外に煙、酒、家畜、木材、鹽、阿片、期糧、遼河航稅、車捐等は特別の規定に依ることとして居る。



更に特殊厘金又は、厘金類似の諸税中重要な種類を左に叙説す。

(イ) 牲畜税 本税は常關に於て從來特に派員設局し、之を雜税の一として徴收した。家畜類賣買の際に課税する財産移轉税の一種に屬するも、亦運搬通過に對して之を徴收することがある。光緒三十二年の税率は牛馬騾は每買價洋百元に五元を徴し、驢は二元五角とし、過路の牛馬騾は税票なきものは每頭匹洋一元二角、驢は每頭洋二角五分、廢牛に每頭洋一元とし、過路は抽税洋二角五分とした。

(ロ) 繭絲税 本税は繭税、絲税、山分繭税、絲捐、綢捐、紅單税等に分れ、繭税は山繭千箇一兩一錢四分三厘、繭は從價一分とし、本産本銷のものは銷場税一割を加收し販運出口のものは只出産税を徴收し、絲税は絲を四種に分ち、價額に從つて通常出産税の例に照して從價一分五厘とし、本産本銷のものは銷場税二割を加收し、販運出口のものは出産税を徴收し、山分繭税は又剪課（一把剪子を標準とするもの）と曰ひ、旗民各四者より收税し、後統捐に歸した。絲捐は光緒二十七年の創設に係り、當初は商人の請負に附したが、同二十九年官辦とし、次いで宣統元年三月之を蓋平縣の兼徵に改めたので、之を蓋平絲捐と云ふた。其税率は包辦のときには每絲一包（一千六百兩）一兩六錢とし、其收入をば官商相折半し、其他絲の種類に依つて差別がある。又外に綢捐及紅單税なるものがある。綢捐は多種あり、價值は同一でないが、新章定に依れば每綢一疋價格三兩六錢に對して其

税率は從價一分五厘とし、販運出口のものは只出産税を徴收した。紅單税は、出産税の外に繭絲綢の種類に依つて之を區別して加徴したのである。

(ハ) 木税 本税は既に雍正時代の籌辦に係り、本省に消費し又は外省に販運する産木に對して課税し、従前は徴收機關が統一せず、軍糧廳に於て徴收するものがあり、旗署に於て徴收するものがあり、又旗民地方官の會同徴收に係るものがあつたが、次いで章程を改めて本税及各處稅捐局の管理に歸し三種ある。即ち一を旗署木税とし、省城、鐵嶺、渾河口、錦州等に於ては從價八分を徴し、其他は一分を徴し、二を東邊木税とし、木植每價東錢一千文に付八十文を抽收し、大東溝木税局に於て徴收したものは總本零木に對する二種の税がある。納税東錢一千吊以上を總本税とし、徴收法は上中下の三級に分ち、税率は木價十千文に付東錢三千六百十文とし、一千吊に及ばぬものは零木税とし、徴税法は總本の場合に同じ。此外各所の木税捐局に改歸し、大半は從價税法に依り、每木價值小銀一百元に付六元六角七分を課した。三を木植新捐とし、海龍、東平、西豐、安柳河、尙陽堡、洮南等の木税であり、其税率は平均從價二、三分とした。

(ニ) 糧貨税 本税は從來統捐の中に包括し、各稅局より稅則に照して徴收し、別に其名目を特掲しなかつたが只、沙河、東溝兩稅局の課税物件は木植を大宗とし、糧貨は附屬物に係り、他處と趣を異にした爲に、稅則も亦自ら差違があり、出入口糧貨每價東錢百吊に付正耗稅東錢三吊三百文とし



た(註一)。

## 乙 革命以降

革命後も舊制に依つて居たが、民國六年八月八日前清の章程を改訂して新に統捐章程二十九箇條を公布し、同じく出産、銷場兩税に分ち、其徵收制度に就いて重要事項を擧ぐれば、(一)出産税中出産糧税(正税)は従價一分でつたが豆税は元豆の外に青豆、黑豆、磨豆に對して三分を課したが出産貨税は一分五厘とした。銷場税は二分とし、各税に對して正税の一分を加徴した。(二)出産税は出産地に於て徵收し、販賣の時に再び銷場税を徵收するも、粳豆に對しては第一經過の局卡に於て徵收した上は之を再徵せず。(三)銷場税は貨物消費の地に於て徵收するも、凡そ出産税を完納せる貨物が他處に轉運するとき、若し未だ仕向消費地に到らず、中途に販賣するときは近き局卡に於て徵收す。(四)人力手工製成の貨物にして其原料が既に産銷兩税を完納し、本地に於て零賣せば、貨物税の重徴を免るも、若し成品を他處に轉運するときは消費地に於て再び一次銷場税を納付するを要することとし、而して該成品原料が洋貨に屬し、專照又は子口單を以て運到し、未だ統捐税を納付せざるるときには、製出品は時價に照して一次出産税を徵し、若し他に轉運するときは又消費地に於て銷場税を徵する。但し仕向消費地が本省界内でないときは、其銷場税は發送に當つて之を併徵すべきものとした。(五)税票は同じく四聯單であつて、存根、執照、繳會、繳驗より成

り、執照及繳會は納税人に發給し、前者は納税證とし、後者は地方自治會に送付し、繳驗は毎月總括して財政廳に送附して備査することとした(註二)。

特殊税として、(イ)牲畜税は民國六年八月新法を公布し、其通過税(道路税)は二倍乃至五倍増加し、賣買税と同率とし、(ロ)繭絲税は民國二年に土地に關するものを除外し、出産貨物に課するものは總て税捐徵收局に歸し、各地税率を統一して出産及銷場の一種とし、繭絲出産税は従價一分五厘とし、同銷場税は二分とし、各正税に對して一分を加徴した。(ハ)木税は民國六年七月新章程に依り従價税に統一し、正税八分及其一割の附加税を徵收することにしたが、更に同年十二月に新木税章程を制定し、同七年一月一日より之を實施した。同章程に依れば、出産及銷場の兩税に分ち、其税率は出産税は従價六分六厘、銷場税は二分とし、各正税に對して又一割を加徴することとした(註三)。民國五年度税局三十四處、分局卡三百二十二處で、収入は四百一十一萬餘元とし、同九年度には四百五十八萬餘元を占めた(註四)。

民國十一年度奉天省財政統計年鑑に掲げて居る統捐は下の如くである。

(一)出産税に就いては、(イ)出産糧税(従價一分)は三十局七十二萬餘元、(ロ)出産紅糧税は二十八局二十六萬五千餘元、出産貨税(同一分五厘)は三十二局、三十一萬五千餘元、(ハ)皮張出産貨税は二十四局三萬七千餘元、絨毛出産貨税は二十二局九千六百餘元、(ニ)麻出産貨税は十五局一萬二千餘元、(ホ)



棉花出產貨税は十局三萬九百餘元、(ヘ)土布出產貨税は九局二萬餘元、(ト)靛出產貨税は十二局七千八百餘元、(チ)豆税(從價三分)は三十二局百九十八萬一千餘元等とした。

(二)銷場税(同二分)に就いては總て三十二局とし、課税物件は前清時代に比して増加し、布疋、線貨、綢緞、竹木、皮張絨、茶、糖、香料、染料、海乾鮮(菜類)、海鮮菓類、毡毯、蓆簾、油磁、五金、藥材、紙張、文房器、燧炸礮(礮類)、蔴、衣帽靴(鞋類)、磁器、京廣雜貨の二十三類とし、其収入は百六十六萬五千餘元を占めた。

(三)其他は、(イ)木植税は二十六局八十九萬六千餘元とし、税率は新章程に依り、產地税は從價六分六厘とし、外城に轉運せば銷場税(同二分)に照して之を徵税し、沙河局の出產税は同じく從價六分六厘であるが、若し帆船に依り轉出するときは出口税二分五厘を徵税した。(ロ)繭税は十七局八十三萬一千餘元とし、税率は出產税從價一分五厘、銷場税二分とし、絲税は六局二萬餘元とし、税率は繭税に同じ、(ハ)中江税(臨江輯安縣下の通過税)は二局三千四百餘元とし、正税は從價五分、耗美たる附加税は正税の五分の一とし、(ニ)沙河糧貨税は六萬八千餘元とし、税率は出入口共各百抽三元とし、耗美は大洋三角、小數一角五分とし、(ホ)葦税は其額極めて少く一千二百餘元に過ぎぬ。(ヘ)沙河糧貨船捐は一萬二千餘元とし、(ト)蓋復税捐征收局所屬の臨時魚税は總局の外四分卡は一萬二千餘元とし、出產税從價一分五厘、産銷税三分五厘とす。同じく、統捐であるが牲畜税は、(イ)牛、馬、騾

税(從價五分)は三十二局八十九萬九千餘元とし、(ロ)驢税(同二分五厘)は三十局三萬二千餘元とし、(ハ)猪税は三十四局十一萬七千餘元とし、税率は肥猪五十斤以上は每値十元に付大銀元二角、少猪五十斤以下二十斤以上ものは每隻正税大銀元五分とし、二十斤以下ものは每隻正税大銀元三分とし、凍猪も又同一取扱として居る。(ニ)羊税は三十一局七千七百餘元とし、税率は每隻正税大銀元五分とし、(ホ)屠宰印子税(每口大洋五分)は二十七局一萬三千餘元とした(註五)。

其後同十四年度の税率は多少出入があり、其異なるものは、例へば出產税絲油糧は從價二分、雜糧は同一分五厘、牲畜税中牛、馬、驢は同二分五厘、羊及各種猪羊は均しく同二分、小猪出口五十斤以下のもの同五分、二十斤以下のものは三分、凍牛肉百斤税二元五角、木植税出產税は六分、帆船載木出口税は二分五厘、繭税は三分五厘として居る(註六)。

次で同十六年末には既納出產税の青豆にして麵粉、豆餅を製したものは銷場税を免じたが、唯外省より運入するものは銷場税を徵收することにした(註七)。其後本省の税率は時々改訂があり、加徴もあり、當事者の舞弊を見たので、同十七年春財政廳は各税局長を召集、會議を開催し、税率の改正統一を期した。新税率は五月一日以降實施し、糧税は高糧、小米包、米稗子等は雜糧として加税共從來の一分一厘を一分に改め、稻米、粳米、宛豆、小豆、綠豆、小麥を列して細糧とし、二分を徵し、油糧大豆等の四分四厘を五分に改め、出產貨の二分七厘五毛を三分に改め、銷場の三分三



厘を四分に改め、木質銷場の二分二厘を三分に改め、繭絲の四分四厘を三分に改め、牲畜稅牛馬騾の六分六厘を六分に改め、驢猪羊の三分三厘を三分に改め、補征馬牛騾の八分八厘を九分に改め、驢の三分三厘を五分に改めた。而して逋脫に對する從來正稅の五倍の罰金をば十倍とし、烟酒の販賣特許稅は從來奉票で納付せしめたものであるが、銀を以てすることにした(註八)。

(註一) 奉天省財政說明書

(註二) 南滿鐵道會社調查報告第一卷、奉天省現行稅制、民國六年八月九日奉天公報

(註三) 同上奉天省現行稅制

(註四) 民國十四年十月財政整理會各省區厘金收數表、財政月刊第一三卷一五三號

(註五) 奉天省民國十一年度財政統計年鑑

(註六) 銀行月刊第六卷第一一號

(註七) 同 第八卷第一號

(註八) 同 第八卷第四號 *British Chamber of Commerce Journal (Shanghai) June, 1928.*

## 第二十款 吉林省

### 甲 前清時代

本省の厘金は七厘捐、四厘捐及九厘捐に分れ、七厘捐は咸豐七年以降日厘兩捐を徵收したが、光緒三年に將軍銘安奏請して之を廢止し、貨厘に改め、各商舖の貨物仕入値段每市錢一吊に付十文を軍署戶司より徵收し、又商民の請願に依つて三厘を減じて七厘とし、每吊七文を徵し、僅かに白色

布疋十四種から抽收し、其餘の綢綾緞匹各種、洋貨、藥材竝に顏料、海菜一切、雜貨又は本地土產物は概ね免厘したので、收入は減退した。次いで光緒十八年將軍長順の奏請に依り、同年六月内地厘金辦法に照して規則を重訂し、厘捐總局を設立し、同二十三年將軍延茂は奏して次年より歲入三十萬吊を以て永遠の捐額と定め、四厘捐は光緒十年に創辦した。當時現錢缺乏し、寶吉局を設けて制錢を鑄造したが、其費用が増加したので紳商の請願に依つて七厘の外に四厘を加抽し、一五經費の外に同局の費用に充當し、同十八年には厘捐總局に歸併し、七厘貨捐と共に之を整理し、其後同三十三年轉任の朱巡撫は奏して寶吉局を廢止し、銀元局に歸併し、之を銀圓鑄造費及提學司學堂の經費に充當した。九厘捐は光緒二十六年兵燹の後餉源不足した爲、特に省城に籌餉局を設立し、委員をして一切の捐輸を勸辦せしめ、先づ房捐、秤捐を試辦し、次いで商人の申請に依つて七四厘捐の外、再び賣價を按じて六厘を抽捐したが、只一年を限りとした。更に商人の呈請に依りて房秤兩捐を廢止し、六厘の外に再び三厘を加へ、改めて九厘としたのである。稅率は名の如く、七厘捐は仕入値段錢一吊に捐錢七文を、四厘捐は四文を抽收し、合計一分一厘とし、大制錢五個半文、市錢十文に當る。其課稅貨物は綢緞、布貨、洋貨、皮貨、估衣、京貨、南貨、廣貨、雜貨、藥材、磁器、銅貨、鐵貨、錫鉛貨、紙貨、顏料、血屬、海貨、醃臘、竹器、楠木器、鮮菓、土產貨の二十三類に大別し、是等種類に加入せぬ其他八十種の貨物及販賣穀石、本地木器、肩挑小販の類は一體に抽厘



を免じた。九厘捐は凡そ舖商及外來の客貨の倉庫に出入するものに對しては賣上値段每一吊に付中錢九文を抽捐し、錢當店三行に至つては毎年の純利益中より使用人の給料等費用を除くの外、九文を抽收することとした。是等稅捐は其徵收法から見れば、他省の坐厘に該當し、售貨九厘捐又は賣錢捐或は置本七四厘捐と名くるが如く、營業稅の性質を帯びて居る(註一)。

本省は又從來、貨物稅として出產物に對し厘金と同性質の課稅を實施した。例へば山海稅、斗稅、木稅、葎藥稅、煤稅、菸酒稅、牲畜稅等である。(イ)山海稅は本省の厘金に先ち咸豐五年將軍景綸の奏に依り、山海土稅三十六種を創辦し、同治四年以降一箇年定額を市錢二萬八千吊とし、光緒年間漸次増加する所があつた。清末に於ては其稅率は從量稅に依るもの五十五種、從價稅に依るもの四十七種に上り、歲入三十六、七萬兩に達したのである。(ロ)斗稅は光緒七年の試辦に係り、毎年商人の請負に附し、市錢十二萬吊とした。同二十六年には厘稅を整理し、包徵原額の外に稅錢十萬餘吊を加徴し、同三十二年更に十一萬吊を増し、同三十四年に至り度支司の成立と共に官辦に改め、各統稅局に歸し實徵實解とした。其稅率は三等に分ち、小麥、油麥、江米、粳米等を上等とし、毎年錢三十文を徴し、小米、元米、稗子米、包米其他を中等とし、每斗錢二十文を徴し、大麥、紅糧、谷子米、稗子等を下等とし、毎年斗錢十文を徴し、宣統元年長春山海稅局の詳請に依りて稅則を改め、粳米を上等に元豆を中等に入れた。(ハ)木稅は從前煙酒稅と共に定額は極めて輕かつたが、同治

四年以降次第に増徴した。稅率は省城及長春木稅は椽檀等の物に係り、從價一分とし、其木梓は每吊八十文を抽收し、外城の木稅章程は量數を以て等級を分つて居る。(ニ)葎藥稅は山海稅の一に屬すべきも、人參は本省の重要物產故に特に一門を設けた。其稅率は秧葎は每吊二百文とし、其他の各種は同上五十文とした。(ホ)煤稅は從價一割五分とし、若し奉天境界より運來するものは、檢査の上奉省稅票と相符合せば仍ち從價五分を徴し、コークスの如きも同一稅率とした。(ヘ)菸酒稅は其起原は既に乾隆時代に存し、創辦當初には黃菸每百斤銀二錢、燒酒每百斤銀四分としたが、後増徴し、光緒三十四年正月以降は每黃菸百斤錢三吊二百文、其餘菸絲捲、雪菸各種、雜菸は尙ほ舊に照し、菸商出賣のときに從價一割を徴し、酒稅は同年十月以降百斤一兩四錢とし、黃酒、粟酒、明流等及外來雜酒は賣買價格每吊に付一百文とした。(ト)牲畜稅は乾隆時代より雜稅中に入れて處理され來つたものであるが、光緒三十四年度支司の成立するに及び之に歸し、宣統元年十一月經徵局の管理に移した。稅率は宣統二年正月の新章程に依れば、過路稅は牛馬騾每頭三吊、驢同一吊五百文、豚羊同一百文、凍豚同一百文とした(註二)。

## 乙 革命以降

革命後も前記七、四及九厘捐を實施して居たが、民國三年五月國稅廠籌備處より上申して右三捐をば廢止し、二分銷場稅を設けた。同年七月一日より實施した本省銷場稅試辦章程に依れば、(一)外



來の洋土雜貨本省管内に運銷し、凡そ従前九厘捐を納附すべきものは概ね銷場税を徴收し、本省商埠内製造の各貨物にして本省商埠外に運銷するときは亦銷場税を徴すれど、單に通過の場合には護照を照し、概ね抽收せぬ。本省出産の貨物にして本省内に販賣するときは、又銷場税を徴收する。

(二) 出産税改訂前に於ける在來の山海、山分、菸酒、木石、藥材、煤課、磨課、缸捐、硝鹽課、木石票費等は仍ち各專章に照して徴收し、(三) 税率は賣價の二分とし、百貨の賣買は各商賣貨帳簿を以て憑とし、(四) 本税の徴收は各商店開設と共にその使用帳簿を所轄税局に提出して檢印を受けしめ、帳簿に日々の賣上高を記載し、十日毎に税局に報告し、税局は帳簿等を検査の上商人をして毎十日に納税せしむるものとして居る(註三)。

前記銷場税と同時に糧石銷場税を試辦することにし、翌四年一月財政廳の聲明があつたが、實施されなかつた。而して其後同八年五月に實施され、又省境に運出するものは出口と云ひ、車船に依りて省界に搬出さるる貨物は、その起運所在地税局に於て評價徴收し、同九年三月には新章に依り、毎十日に逐日平均糧價を作り、之を次期の標準としたが、尙各處實行を見なかつた。同十年十一月には出口斗税を廢止し、鐵路の界外に普く局卡を設けて徴收し、次第に整理した。民國十三年十一月制定の本省徴收糧税章程に依れば、(一) 糧税を出産税及銷場税に分ち、又斗税を併徴する。(二) 出産銷場兩税は各従價二分を徴收し、出産税は賣主(即農戶)に於て納税し、銷場税は買主(即糧商)に

於て之を納税し、只初次賣買のときに一次納附し、更に賣買又は他處に轉運するときは再び徴税せず。(三) 斗税は豆麥斗税及雜糧斗税に分ち、其税率は前省は每斗大洋一分四厘及二分とし、賣主に於て之を納附し、後者は三厘、六厘及九厘とし買主に於て之を納附するものとす。(四) 税票は産銷兩税各四聯單を使用し、一は存根として局に留め、一は繳驗として税局より毎月財政廳に送り、一は執照として納税人に給し、一は附證とし、又納税人に給して保存せしむるものとす(註四)。其他前清時代の制度を踏襲し、若干改訂を經たものである。例へば山海税は民國十二年四月修正吉林税制に依れば、貨物税の一種とし、山貨、皮張、海菜及土産税に分ち、(イ) 山貨は三十種中多くは従量税とし、例外として従價税に屬するものは、鹿茸の二割、虎骨の一割五分、各色藥品の五分とし、(ロ) 皮張は貂皮は従價二割、其他の各種皮張を一割とし、賣主より之を徴し、(ハ) 海菜は二十三種とし、何れも従量税を定めて買主より之を徴し、販運すものは運搬人より之を徴し、(ニ) 土産税は油、麻、酒等二十種中、約半数は従量税とし、従價税を適用する貨物は棉花税、缸税、參税、藥税、獸骨、山蘭、煤等の税とし、其税率は五分乃至一割五分とし、製造人、賣主又は運搬者より之を徴し、而して土産貨物は正税を徴收するので、本省内に消費するものは重徴せず。次いで民國十六年七月制定の山海税法の税率も右と大差なく、例へば山貨の部に於て鹿骨、鹿胎等(各處價一割)を追加し、又土産税に於て數種を追加したのである(註五)。次に同修正吉林税則の各項税課中には前記銷場税の外



に木税、山分、木炭税、石灰税、斗税、牲畜税、煤税等を存し、山海税と同じく産地税に屬すべきものがある。木税は曩に民國二年四月國稅籌備處は各外城に令して長春省城と同じく稅率を從價(賣價)一割とし、同五年には財政廳は量價換算法を採用して徵收し來たものである。山分は木税の例に依り、其收入の六割は賣主から徵し、木植票費は其八割は賣主から徵し、木炭税又は木拌税は從價一割を賣主より徵收し、石灰税は從價一割を窰戸より徵し、豆麥斗税は豆は大洋一分四厘、小麥は二分を賣主より徵し、雜糧斗税は毎年三厘乃至九厘を賣主より徵し、牲畜税は牛馬驢は從價五分、豚羊は二分六厘を賣主より徵し、煤税は鐵道百五十支里内或は航路の通し得る便利な地方の出炭は毎噸一五分、其他不便の地方は一角とし、未だ部照を請領せぬものは舊章に依りて從價一割五分とし、皆採取者より之を徵した(註五)。

子口單附の外國品に對しては、民國六年四月稽核子口單貨規定に依れば、消費地に到着して賣却し、或は中途賣却したときは、最近の關局に於て又は地方官署に於て、註銷の後に再び落地稅捐を徵收すべきものとして居る(註六)。

本省は十六年九月一日以降穀物の通過稅五分を課徵せんことを公布したとき日支特産商及農民等の反對があり、之が延期を運動したことがあり、次いで翌十七年末長春七馬長路に統捐局を設け、貨物が鐵道附屬地及城内間に入出するときは、何れも銷場稅二分を徵する外、特別稅四厘、手数料一

厘を加徵し、又出產貨物にして本省内に販運するもの銷場稅二分を徵する外、特別稅四厘を徵收し、若し外國雜貨及城内製造品にして城外に販運するものは亦前記と同一であるが、只前者は之を買主より徵收するに對し後者は之を賣主より徵收することとしたので、又商民の抗稅運動があつたのである(註七)。

(註一) 吉林省財政說明書、吉林通志卷四三

(註二) 吉林省財政說明書

(註三) 張樾生吉林省單行稅則講義、滿鐵調查資料第八二編吉林省の財政

(註四) 同上

(註五) 同上、財政月刊第一三卷第一五一號

(註六) 張樾生吉林省財政講義

(註七) 銀行月刊第八卷第一二號

### 第二十一款 黑龍江省

本省は他省と異り、古來厘金と名づくべきものがないが(註一)、土地の情況及產物の性質が吉林省に類似して居る關係上、同じく銷場稅及生産稅を存し、他の外省と同じく必しも通過稅に限らな

いが、便宜厘金に該當すべきものとし、産銷稅並に其他類似の課稅を茲に述ぶることゝす。  
(一) 銷場稅 本稅は茶、砂糖、絲貨、藥品、海菜(魚類を含む)等五類貨物の支那本土より本省に移入販賣せらるゝものに對して課稅し、其稅率は從價五分とし、各稅捐徵收局に於て銷場貨物が本省



に移入するときは先づ經過第一局卡に於て之を貨單に按照して運單を發給し、仕向地に至り、先に發給した運單を撤消し、本税を徴收し、若し一部を他處に運銷せんとするときは附近徴收局に就き分運票の發給を受くるを要す。民國十五年の改訂に依れば、前記の外に毛布を加へたが、同十八年七月一日以降は雜穀花火外一切免稅することにし、稅率は外國製花火は一元に付四角、廣東製花火に二角とし、穀物は一元に付二分五厘、附加稅一分二厘とし、他省產穀物は細穀一元に付五分、附加稅一分二厘、粗穀一元に付二分五厘、附加稅一分二厘とした(註二)。

(二) 出產稅 本税は本省出產貨物賣買のときに之を課稅し、其種類は從來山貨、皮張、魚稅、木稅、錠城稅、蕪稅、糧稅、糧石一成捐、出境糧捐、各種油稅、豆餅稅、滷水及皮硝稅、牲畜稅、羊草稅、創石稅等がある。二、三例外を除けば、何れも清末の創辦に係るものである。其主たるものを擧ぐれば、(イ)山貨皮張稅は光緒二十一年の試辨に係り、多數動植物の出產賣買に際して課稅するものであつて、革命後も尙舊制に依り、只稅率は民國三年十一月に毎元に付大洋一角一分とした。(ロ)魚稅は光緒三十一年の試辨に係り、松嫩兩江の魚類を各處に販運するとき經過第一局卡に於て魚價毎吊に付錢六十四文を徴した。民國三年十一月の稅則に依れば、魚稅は買價一元に付大洋一角一分、魚一成捐(魚捐)は賣價一元に付大洋一分一厘とした。(ハ)木稅は從來本植稅及山本稅の二種に分れ、木植稅は同治二年に呼蘭旗署に於て試辨し、伐木十本に付一本を抽收し、十五本以上二十五本に付二本

を抽收し、更に木數の進増に従つて累進したものである。光緒二十一年に木植公司を呼蘭に設立し、後露人哈爾濱を經營し、東清鐵路を經營して木料を購買し、屢次交渉を起し、庚子の變(光緒二十七年)に當りて之を停辨し、同三十年之を復活し、同三十三年には稅制を改めて簡章を制定し、大宗木材に就て從價一割とし、民間零碎の自製自用のものは免稅とし、同三十三年には本稅を稅局に歸併した。山本稅は從前官有林の伐採に對し、光緒三十一年以降其賣價に對して之が徴收を開始し、吉林山本章程に倣照し、定價毎吊に付八十文を徴し、賣主(木把)をして之を納入せしめ、又買主をして木植稅と合併納付せしめた。同三十二年には料板を山本稅に併入して課稅した。木炭に對しては、商家大宗販運の外は民間の日用品故に山本稅を免稅し、又外省より運來の木植にして外省の稅を有し、或は民間の自購自用に係るものは之を免稅した。宣統二年には本植稅率を舊率に依り一吊に付一百文としたが、民國三年十二月公布の木植稅捐劃一辦法に依れば、各徴收局をして木植稅從價一割、林務局をして山分稅(山本稅を改め)及木植票費として八分を專收せしめ、更に増徴する所があり、次いで木植稅を木稅、山分稅を木植山分稅と改稱し、後稅率を改め、木稅は毎元大洋一角一分を買主より徴收し、木植山分稅は八分八厘を賣主より徴收し、林務百二捐を二分賣主より徴收することとし、後民國八年には更に改定し、前記三稅を統一して出產木植稅と改稱し、從價大洋一元に付二角一分八厘とし、外省よりの輸入木材に對しては之を外省輸入木植稅とし、大洋一元に付



三角一分としたのである。(ニ) 錠城税は錠税及城税とし、錠税は本省産の藍に課税し従前は牲畜雜税中に包含したが、光緒三十二年に税局の徴收に歸し、賣價一吊に付錢六十四文とし、雜款として尙正税の一割を加徴し、賣主から之を徴收した。城税は天然曹達に課税し、光緒三十一年十月よ之を徴收し、原價に對して六十四文、附加税一割を運販者に課し、經過第一局卡より徴收した。革命後舊章に依つたが。民國三年十一月には從價七分を買主より徴收することとした。(ホ) 麻税は光緒三十一年末より徴收し、每吊に付錢三十六文を買主より之を徴收し、民國三年十一月には買價一元に付大洋四分とした。(ヘ) 糧税は本省出產の穀類に課税し、糧石一成捐及出境糧捐がある。光緒十一年に糧捐を開辦し、每石捐錢六十文を賣主より徴收し、之を外省に輸出するときは更に糧價每吊に付六十文を課し、之を出境捐と云ふた。光緒三十四年八月に之を糧税とし、細粗に分ち、細糧は一石に付二百四十文を徴し、粗糧は百二十文とし、而して民戸が自產の糧穀を本省の地方に販運せんと欲するときは、其經過第一局卡に於て只運單を發給し、沿途各局卡の驗査に供し、仕向地に於て賣買したときは買主より徴收し、賣主よりは別に賣價を按じて糧捐即ち糧石一成捐を徴し、其外省に運銷するものが若し未税の糧なるときは仍税捐を並納し、若し已税の糧に係り税票を存するものなるときは、買主より元價を按じて出境成捐を納附すべきものとした。革命後は舊例に依つたが、民國三年十一月の整理に依つて前例を廢止し、糧税一元に付大洋一分一厘とし、買主より徴し、糧石一成捐

は同じく一分一厘、出境糧捐は同じく二分二厘とし、各賣主より徴收した。(ト) 油税は穀類の搾油に課税し、光緒三十二年に開辦し、税率は每吊三十六文としたが、民國三年十一月の整理には從量税とし油房に就いて課税し、既税品は省内の轉賣に際して重徴せぬこととした。(チ) 豆餅税は油房製造の豆粕に對して課税し、光緒三十四年十二月以降豆餅一塊に付錢二十文を徴收した。既納の豆餅に對しては坐銷(地賣)或は轉賣するも重徴せぬこととした。民國三年十二月の改正に依り、每百斤に付大洋五分とした。牲畜税は厘金制定時より遙かに古く已に乾隆二年の創辦に係るが他省と異り常關に於て徴收せずに、當初より呼蘭城旗署に於て課税し、道光年間には之を副都稅衛門及各旗署の經營に移し、光緒三十年始めて省城より派員專收し、同三十二年又稅務局に歸併し、宣統元年各税率を改めて從價三分とし、次いで牛、馬、騾、驢、猪、羊は均しく每吊錢三十文とし、買主より納附することにし、尙正税每吊に對して一百文を加徴することにし、而して民國三年十一月には買價一元に付大洋四分を買主より之を徴し、牲畜一成捐は賣價一元に付一分一厘を賣主より之を徴した。

同十五年改訂に依れば舊制と大差なきも、多くは軍費附加税を設け、例へば出貨皮張税は一元に付四分、錠城税は百元に付三分、糧税及糧石一成捐は各一元に付三厘、出境糧捐は一元に付六厘、牲畜税は一元に付一分五厘、牲畜一成捐は一元に付五厘を徴收したのである。次いで同十八年七月の



改正に依れば、物價騰貴の結果、從來の如く従量税を課するは政府の財政の損失少くないので、全部従價税に改め、二十五種目中、木材、木炭、出境、牛肉、豚、羊腸、凍結豚肉の外は何れも附加税を存し、税率は最高木材一元に付一角一分八厘より、最低凍結豚肉の三分に至つた(註三)。

(三)百貨一成捐 本税は寧ろ營業税に屬し、他省の坐厘に當り、又元明時代行はれた門攤税(露店税)の性質をも帯びて居る。光緒十四年以來五十六種の貨物に對して其斤量を按じて課税し、同三十年には吉林章程に則り酌加推廣し、小床地攤と肩挑貿易とを免税するを除くの外、其他開店する者の賣上雜貨に對して賣價の一割を課し、之を百貨一成捐と云ふた。其徵收法は舖商(油房、燒鍋、雜貨舖、瓷鐵舖、糧食舖、藥舖、飯館、客店、叭喇舖、靴鞋舖、菓蠟舖、羅圈舖、布攤及各種匠舖等)の百貨に對し賣價毎吊捐錢十文とし、每月末稅局より賣貨流水簿を照し、賣價の總數を按じて抽收した。民國三年十一月には商肆(舖商)及賣布攤商は賣上額一元に付大洋一分一厘を徵し、同四年七月更に一分を加徵し、次いで五年には再び三厘を減率したのである。

(四)洋税 本税は國境輸出貨物に對して課する税である。光緒三十二年十二月の創辦に係り初め瓊瑋副都統鄂齡は瓊瑋が兩國の交界口岸である關係上、洋土貨物の出入あるを以て、光緒七年の陸路通商條約第十、第十一條及同二十九年總稅務司咨文の各口岸章程並に新約第六款に依り、出口子税として均しく従價五分を課し省城と昂々溪稅局及東布特哈稅局とに於て之を徵收した。其稅則

は露國商人が内地に出入して土洋各貨を販賣し、若し海關單照なきもの或は單照あるも稅額不足のものは均しく貨價を按じて每羌洋(露貨)百元に付五元を徵收し、再び内地に於て重徵せざることゝした。宣統元年八月瓊瑋稅關の設置に及び、本税は稅關の徵收に歸したが、其管轄以外の地方より露領へ輸出さるゝものは本税の適用を受けて居た(註四)。

同十五年の改訂に依れば、前記百貨一成捐は更に軍費附加税一分を徵し、洋税は露領に輸出する薪炭、牧草等に従價五分を課した。外に鶏蛋税、外省木製品税、木炭税、出境牛肉税、羊腸税、魚一成捐、洋酒税、車捐、船捐等を徵收したのである。鶏蛋税は哈爾濱又は國境、黑河、滿洲里方面に輸送の爲に箱に荷造した鶏卵に限り荷主より一元に付五分及軍費附加税二分を徵し、外省産の木製品税は外省産の諸木製品に對して一元に付一角一分及軍費附加税七分を徵し、木炭税は一元に付一角一分及軍費附加税七分を荷主より徵し、出境牛肉税は移出牛肉に對して一元に付五分を荷主より徵し、羊腸税も又五分を荷主より徵し、魚一成捐は魚類の賣上高一元に付一分一厘を賣主より徵し、洋酒税は一樽(二千斤)に付大洋二十元を徵し、各種小瓶の色酒は一瓶に付大洋二分を徵し、車捐は數種に分ち、各臺に付一元乃至十二元を徵し、外省車は四等曳と三等曳及轎とに分ち、他省よりの移入に對して各臺毎回前者は五角、後者は三角を徵し、船捐は船十三級に分ち、正税三角乃至一元五角、附加税九分乃至四角五分とし、筏は又正税三角、附加税とし、何れも貨物運送の都度之を徵收



して居る(註五)。

(註一) 財政説明書に依れば、「江省厘捐自光緒十四年一將軍恭始派員勸辦所課貨品凡五十六宗皆係三勛秤等物」云あるが如く、厘金と名けて居る。同事實は呼蘭府誌に依れば、光緒十一年將軍文緒の創辦として居る(黑龍江財政説明書)。

(註二) 黑龍江財政説明書、南滿鐵會社調査報告書第八卷、黑龍江省財政一斑並現行稅則、齊々哈爾濱領事館調査報告、滿鐵調査時報第九卷第七號(昭和四年七月)

(註三) 同上

(註四) 同上

(註五) 同上

第二十二款 其他 諸 地

一 新 疆

本省の厘金は光緒二十八年賠款分擔の爲に従價三分を課し、兩道に分つて徵收し、同三十四年改訂の際には總局の外に大局六處分局六處を設け、又分卡をも設け、宣統元年統捐に改め起落一次に併徵し、貨物の精粗に依り擔頭の輕重を計り章程を改め、收入を増加したが、地方商民の繞越偷漏等弊があつた爲に、包稅(請負)法を試行し其包辦人は毎年の請負高を推算し、稅銀四分の一を豫納することとし、其他毎期に納入すべきものと定めた。當初阿克蘇、喀什噶爾、庫車、吐魯番、伊犁、和闐等の局は何れも包辦したが、其後次第に官辦に移し、包辦に依るものは和闐、伊犁、莎車の三處に限つた。

革命後には又包辦制を復活し、民國九年現在に於て十五處の統稅局(中處は分局とす)を通じ包辦制とし請負商は各區一人とし、請負稅額と實徵額とは必しも一致せず。又保證金額は固より多くは實收額に比し少きも時に迪化の如く、實收額二萬五千餘元に對し六萬二千餘元に達したものがあつた。稅率は同十二年の修正統稅は約三、四分の間に在り其後物價騰貴し、同十六年には統稅率を改訂したが、同じく三、四分程度とし現在に至つて居る。年收は九年は四十八萬八千餘元十二年は四十九萬三千餘元で外に蕪菸稅收入五千餘萬元を占めた。次いで同十五年の原有比額及十六年は各百四十三萬二千元に上り十七年上半年は百七十三萬九千餘元に達したのである(註一)。

本省に於ては又郵件厘金を徵收し、民國四年十一月制定の郵寄包裹稅章程に依れば、本省内の郵便小包に對して貨物價格の三分を一次に徵收し、再徵を爲さず價格一元に及ばざる零星の小包、免稅單を附する貨物、本省最高行政機關又は軍官の購入貨物或は本省内に駐在する外國人の發受する貨物等には免稅す(註二)。

二 綏 遠

本省は近年三十の稅局を存し百貨及菸酒に對し抽厘し百貨統捐局二十處あり。稅率は從價一分乃至一分五厘とし、木材に對しては從價三分を課し、歸綏鐵路貨捐局に於ては粗貨は從價二分細貨は三分奢侈品は五分とした。年收は民國十五年の原有比額百十五萬九千餘元であつたものが十六年は



百三萬五千餘元に下つた。而して鐵路貨捐收入は其約六割内外を占めて居る(註三)。

最近民國二十年二月裁厘計畫前に於ける厘金は、(一)同省財政廳徴の火車貨捐四十九萬一千元、郵包貨捐七萬二千元、統捐二十二萬元絨毛特捐六萬元、糧食出口捐二萬元、過載捐七千元、各捐附加二萬二千元、各捐罰款一千元、(二)塞北關百貨稅通過稅二十萬元、郵包稅十五萬五千元、子口稅六百元、手數料七百元、各稅附加三萬五千元、各稅罰款三千元、(三)酒烟局蘭州水煙通過稅十八萬一千元、烟酒關稅四萬二千四百六十八元とし以上各稅年收百六十萬六千三百元に達してゐた(註四)。

### 三 熱 河

本省は近年征收局十四處を存し百貨に對し課稅し、稅率は奢侈品は從價六分乃至一割五分、常用品は二分乃至五分必要品は一分乃至二分とし年收は十五年三十三萬一千餘元であつたが、十六年には九十七萬餘元に減退し十七年上半年には三十八萬元となつたのである(註五)。

### 四 察 哈 爾

本省は從來茶に對し厘金を課徴し、茶務督查處を財政廳内に附設し、稅率は茶の種類に從て異り民國十六、七年頃舊率を改め銀兩單位を洋元單位とし若干高率とし、又無稅品を有稅にしたものもある。例へば磚茶は每箱銀四錢を洋六角とし、紅茶は銀二錢を洋三角とし盒茶は每串錢二百九十文を洋二角とし、千兩茶は銀二錢を洋三角とし、鑊茶及小磚茶は無稅であつたが前者を洋二角とし、後

者は每箱洋六角とし、小包茶は每厘包銀五厘を洋八厘とし、散茶は每斤銀五厘を洋八厘とし、土茶は銀二厘五毛を洋四厘とし、散磚茶及小紅茶は無稅であつたが前者は每塊洋八厘とし、後者は每箱洋二角四分とし、黑茶は銀二錢なりしを洋三角とし年收は十五年原有比額洋五萬六千餘元のものが現加比額は八萬一千餘元とし、十六年は七萬四千元に下り十七年上半年は三萬九千餘元となつたのである(註六)。

### 五 寧 夏

本省は近年百貨統捐督局六箇處を存し、稅率は從來從價五分とし徴收は官辦である。年收は十五年原有比額は十六萬二千元であつたが、十六年には二十六萬餘元を占めた(註七)。

(註一) 新疆全省財政說明書、賈士毅民國財政史上册、財政月刊第十三卷第一四五號、民國十四年財政整理會各省區厘金收數表、國民政府賦稅司編各省厘金狀況調查統計表

(註二) 財政月刊第三卷第二五號

(註三) 同各省厘金狀況調查統計表

(註四) 同上、商工半月刊第三卷第七號

(註五) 各省厘金狀況調查統計表

(註六) 同上



## 第三節 鐵道厘金

鐵道厘金（火車貨捐）は鐵道運搬の貨物に對し、其發送地、通過地又は到着地等に於て課税するもので敢て普通厘金と性質を異にするものではない。清末以降京漢、津浦、粵漢、廣九、京綏、汴洛、開除、正太、山東の鐵道開通に從て之が發達を見たのである。乃ち貨物の多くは鐵道に依つて輸送されたので他の水陸兩路と課税上權衡を得べき必要を認め又從來の厘金局收入を補填するの必要を生じ、一方舊路運送業者の失業救済の目的をも兼ねて、之を鐵道に實施したのである。而して軍需の必要よりして貨車に對して高額の誅求をしたものがある。左に諸鐵道厘金制度を叙述することとするも資料の散佚したもの又は報告不備で革命後の詳細を知るに由なき場合は前清の制に止む。

## 一 京漢（平漢）鐵道厘金

本厘金は全線連絡前湖北河南の鄂豫火車貨捐、直隸河南の直隸火車貨捐を存し、既に光緒二十八年（一九〇二年）五月湖北漢口に火車貨捐局を設け抽厘し、湖北側には廣水、花園、江岸、碼頭、蕭家灣の五分局の外に大智門、玉帶門、漢昌里の三堵卡を設け、河南と協商し河南側には同年以降駐馬店、潔灣、河鄭、信陽、確山等各分卡を次第に増設した。是等諸地に對しては湖北より司事勇役を分

派し、收又は兩省折半することにした。税率は海關半税の二分五厘の例に依り、徵收法は佛磅を以て標準とし、二十噸車は三萬三千斤、十五噸車は二萬四千七百五十斤とし、均しく章程に照し抽捐した。但し油箱、廣東雜貨箱等は箱に依つて課税したのである。

直隸河南方面に關しては同卅年（一九〇四年）五月直隸總督袁世凱河南巡撫陳夔龍の會奏に依れば、直隸合辦火車貨捐を試辦し、河南安陽に專局を設け、權務を維持すべしとし、直隸總督は火車貨捐章程を定め、安陽の專局には委員二人、司事六人を任じ、順德及新鄉分局には司事各三人、衛輝分局には司事一人を駐し、各局に各夫役を置くことにした。而して其收入は當初同二十八年七月以降三十年二月迄捐錢十二萬七千餘串とし、直隸貨捐は各局卡を通じて同三十年九月以降十一月迄に三萬四千餘串を占めた（註一）。次いで全線開通の翌同三十一年（一九〇五年）には直隸と河南及河南と湖北の二省に合同機關を設け、前者は直隸厘金局に於て其厘金を徵收し、其他河南及直隸各驛には再徵せず、後者は鄂豫厘金局に於て其厘金を徵收し、其他湖北及河南には徵收せざることとし、其税率は同じく從價二分五厘を課し、唯從量税に依るものは百斤に付六十五文と定めた。而して税目の種類は十五類（藥材、海菜、糖果、雜貨、料油、蠟、洋布羽、鐵、銅、錫、磁器、砂貨、衣服、靴、鞋、顏料、紙張、煙草、酒、茶、煤炭、毛皮、骨角、牲口飛禽、花木竹貨等）に大別し課税した。



革命後本厘金制度は津浦線の例に於けるが如くに統捐に依らないで、兩省合同の徵收機關を設け、京直、直豫、及鄂豫の三專局に分ち、分局二十九處を存し、京直は安兆尹公署並に關係各省の合辦に依り、當該財政廳(分廳)の徵權利に直屬し、直豫は直隸及河南兩財政廳の合辦とし、鄂豫は湖北及河南兩財政廳の合辦とし、前二者は各一名の局長を任命し、鄂豫貨捐局は名義上は合辦であつたが、後に事實上獨立し、各財政廳に歸屬した。徵收法は京兆、直豫兩貨捐局管轄に於ては貨物發送驛にて一次正税を徵收せば、到着驛にては徵收せぬが、鄂豫貨捐局管轄に於ては發送驛が湖北省に屬し到着驛が河南省に屬すときは、發送驛にて厘金二分の一の半税を徵收し、到着驛にて残りの半税を徵收す。河南省、湖北省に對するるときも同様である。但し本税は鐵路課税に限るが故に、他の常關稅、厘金又は落地稅等は免せぬ。

民國十七年二月以降増税し、河南境内に於ては食鹽及刻煙草は運賃の十五割、糧食大豆等は十割に達した。(十七年二月廿日上海申報)其後軍事税を徵し、例へば十八年の附加税の如きは地方農産物の移出を著しく阻碍したのである。(Peking Tien Jsin Times, August 3rd, 1929)

## 二 津浦鐵道厘金

民國元年津浦線の全通に際し、同年五月二十六日直隸、山東、江蘇、安徽の四省都督は各財政補給の爲に京漢鐵道の例に倣ひ四省合辦し、主要驛に局を設け、厘金を抽收せんことを上申し、就中

當時江蘇都督の程德金が北京財政部に電送した意見に對して財政部は之を國務院會議に附し、同年九月四省特別委員を北京に召集し、財政交通兩部と共に特別委員を組織し討議したが、交通部委員は本鐵道厘金を課せば、厘金なき山東鐵道に貨物を漕はるものとして反對し、同鐵道會社は山東鐵道の運賃より高からぬ程度に厘金を運賃中に含め、表面上厘金を徵收せぬか、或は同會社に於て厘金を請負ふことにするか、何れかの形式を以て毎月一定の金額を關係四省の地方財政廳に納入することに決せんことを主張し、之に對し四省委員は合辦に依る直接徵收の成案を固持した爲に、各省の隨意徵收に委するに至り、北段は直隸山東二省合辦し、總局を江蘇の浦口に置き、南段は江蘇安徽の二省合辦し、總局を江蘇の浦口に置き、各主要驛に分局を設け、民國元年十月末より之を試辦し、其税率は海關稅の五分の一と定めたが、四省民は共和に當り直に斯る惡税を設くるは人心を動搖し、商界に對する反響大なりとし、中央政府に之が裁撤を電請し、輿論沸騰し、交通部は路政司葉恭綽を江蘇に派し程都督と商議せしめ、關係各都督の同意を得、後同二年六月大總統令を以て同年十月迄に全廢し、之が代償として津浦線運賃收入の百分の六を財政部に提供し、更に關係四省に分配することにした。又一方には民國二年財政部は運輸稅計畫を立てたが又反對があつて實施されなかつた(註二)。然れ共厘金を運賃中に加算するの弊害を認めたと共に一方厘金徵收の利益大なるを知り、民國四年六月各省は財政支絀を名目とし且つ財政部は當時承認した填補金の支拂を怠るを



事由とし厘金を復活することとし、津浦全路商貨統捐局を設け、統稅制を施行し、財政部直轄の下に其收入をば又四省に分配することにし、天津に總局を置き、重要驛に分局卡を設けた。蓋し曩に民國三年春英國公使は安徽省の通過稅課徵は天津條約に違背すとし、且到着地に於ける外人に對する不當課稅及對しても抗議を提出し、又同年夏英米使臣は江蘇、安徽及湖江各省に於ける外人に對する不當課稅及差別待遇に反對し、是等の課稅の延期を要求し、次いで同四年夏英國使臣は前年一度廢止した滬寧線厘金の再興に就いて抗議したと同時に、直隸、山東、江蘇、安徽各省の支都商人は殊に條約上の從價二分五厘以上の加徵に關し、又旅客手荷物に對する不當課稅に就いて反對したのである(註三)。當時商務總會より北京政治堂に宛て屢次廢止を要求したが、聽許されなかつたので、商人側は一時示威運動に出で、運送店と氣脈を通じ、本鐵道に對する貨物を他路に運搬したものが少くなかつたのである。

同四年十二月二十四日制定の財政部津浦全路商貨統捐徵收貨捐規則に依れば本制に依る統捐局は便宜二段に分ち、直魯を北段とし、天津より韓莊に至り、蘇皖を南段とし浦口より利國驛に至る。一段内には京漢線の直豫稅則に照し從價二分五厘を徵し、其他は重徵せぬが、凡そ一段より二段に運送するときは一段内二分五厘稅の外に二段に於ける同種の稅をも同時に徵收するものである。而して稅法は斯く從價稅率を基準とすれど、貨物の種類に依り多くの從量稅率を定め、稅表に掲げざるものは從價稅二分五厘を適用し、稅票は四聯式を採用し、貨物の發送地及到達地並に聯單發行日附等

を記入し檢査に便し、第一聯は票根(原票)で收捐局卡に留め、査に備へ、第二聯は徵稅票(報告票)で收捐局卡より總局に送り、第三聯は收執票(受取票)で商人に給し、第四聯は査驗票で積荷又は荷卸の局卡より總局に送るものである。

本鐵道厘金は京漢線に比せば其稅率は倍額に達し、又財政部の直轄に屬するが故に、重徵の弊少く、三聯單又は子口單の使用も稀である。且つ特に内國の運送業者に對しては、統捐額百元に付十元の割戻を與へた。但本厘金を納入した貨物も常關稅其他諸地に於ける内國通過稅の負擔を免れることは出來ぬ。海關の例に準じ三聯單又は子口單を附する貨物に關し、又は數種の免稅品と共に阿片、賭博、無許可の銃砲火藥等禁制品をも定めて居る。

本鐵道は近年軍閥の爲禍を蒙り、就中華民國十一年以降營業收入等は軍費に供せられ、諸計畫は停頓せられ、同十四年の奉直戰當時は南北に分割され、浦口より韓莊迄は南局が管理し、韓莊より子津迄は北局が管理し、同十七年五月に至り直魯軍北退したが、破壞劫掠の跡多く、同年一月の火害に依り文件多く佚失し其後の徵收法を知ることを得ぬ。

二十年裁厘計畫前後に在つても、八分段の各驛中には捲菸稽徵處、鹽務稽核所、教育捐、自衛捐、修理馬路捐、疏通河道捐、警捐、商會捐、維持會捐、慈善會捐、公益捐、鷄子捐、乾果棉花捐、皮毛捐、糖類特捐等雜多の厘金と同性質の通過稅を存してゐたのである。



## 三 山東鐵道厘金

獨逸が光緒二十四年（一八九八年）膠州灣を占領した當時、山東省支那官憲は財政窮乏の爲に夙に厘金を徴收し、次で同鐵道開通して四年の後宣統元年（一九〇九年）十一月山東巡撫の孫寶琦は阿片收入の減少と共に大運河小清河の交通貿易が京漢及山東兩鐵道に轉移し、厘金の激減に依る財政の缺陷を補填する目的を以て他省同様に鐵道沿線に厘金を設置すべき旨を公布したので、山東鐵道當事者は狼狽し、濟南獨逸領事及伯林本社に要請し、該計畫を停止せんことを努めた。其主張は、（一九〇二年「マツケー」條約に於て己に廢厘を約して居るに新に本鐵道に厘金を徴收するは矛盾であること、（二）山東鐵道章程第十九條の厘金設置の場合に會社が、支那の徴收を援助すべきことを記して居るは、當時現存の稅局を承認したるもので敢て新に厘金局を創辦する場合を意義するものではないこと、（三）獨逸は本鐵道に依つて沿線地方の開發に貢獻する所多いが、厘金を徴收するのは貿易の發展を阻害し正道でないこと、（四）南滿鐵道及東清鐵道には現に厘金制度がないにも拘らず、新に獨逸の山東鐵道のみに厘金を設くるは他の外國に比して差別待遇を爲すもので、明かに膠州灣委附の條約第三條に違反することとし、又沿線一帶の商民も激烈な反對を試みたので、省政府は原議を撤回して新案を提出し、厘金を全廢し、之に代るに、（一）貨物の輸入又は輸出に對して附加稅（Surtax）とし二分五厘を各海關に於て徴收し、其他同省内に在つては鐵道に依ると否とを問はず總て免稅と

し、（二）附加稅を支拂ふて同省内の重徵を免るか、又子口半稅（Transit Duty）を支拂ふて同省以外の地に於ても内地課稅を免かるか商人の自由選擇に委すこととし、（三）附加稅收入は省庫に歸し、子口半稅は中央政府の收納する所であるが、附加稅收入の二割は尙租借地の消費貨物に對する稅額と推定して青島獨逸政廳に交付し、尙同率を防波堤等の修築費として芝罘に於ける改修委員會に交付し、又支那海關の設置を容認せば威海衛の英國政廳に交付することとし、（四）本協定はマツケー條約が其効力を發生したときには其効力を停止するものとした。

本協定は各地商會及關係官憲から原則として承認せられ、山東巡撫は宣統三年（一九一一年）之を北京政府に提出し、皇帝の裁可を経て外交團と協商を開始したが、同年十月革命の勃發に依り何等實行の緒につかないで停頓したのである（註四）。然るに民國二年（一九一二年）二月廿二日巡撫は前年開辦した津浦線に於ける厘金の例に鑑み、又地方財政上の必要からして、厘金局官吏の任命を發表し、又鐵道會社の反對を排して濟南の東西驛に各石炭稅局を設けた。當時山東督辦周自齊は同會社と協議し、同年十月に特約を結んだ。其提案に依れば、（一）厘金は條約上之を認めぬ故に會社と支那官憲との私約とし、（二）會社は石炭に就いては一箇年五千弗を納入し、其他一切の課稅を免るものとし、（三）其他の貨物に關しては、十五噸貨車一輛に付銀一弗、三十噸貨車一輛に付二弗、十五噸以下は五十仙、十五噸より三十噸迄同上一弗五十仙とし、（四）稅金は鐵道會社が之を徴收し、每



月之を山東省政府に交付し、巡警及通路費用等にも之を充當し、(五)從來沿線各地に於て徵收した鐵道貨物に對する諸税は之を廢止することとし、(六)官公用品及社用品等は免稅することとした。

本草案に伯林重役會議の承認を経て同年十一月濟南に送り、同地稅局を直に裁撤實行に着手せんとした時偶々周自齊が北京交通總長に轉任し、後任者蔡儒楷は別個の意見を有し、又各地官民の反對もあつて該計畫も亦未解決に了つたのである。然れども其後民國三年同鐵道が我邦の管理に歸して以來、沿線各驛には厘金に該當する馬路捐(道路修繕費)學堂捐(學校維持費)其他多名目の課税があり、地方縣は鐵道驛附近に於て商人より鐵道貨物に對して徵稅して居た(註五)。

青島還附後民國十三年夏には省政府は鐵道貨捐制を實施せんとする計畫を立て津浦及正太兩鐵道貨捐に就て取調ぶる所があり、同年九月一日(陰曆)以降實施し、沿線に約十五箇所の稅局を設けたので、山東の商民殊に青島の内外商工業者は結束して反抗運動を起した。本案に依れば子口單又は三聯單附貨物の外は總て課稅することにし、其稅率は普通貨物及特殊貨物に分ち、普通貨物に對しては、鐵道運賃の二割とし、特殊貨物は更に特殊輕稅貨物及特殊重稅貨物に分ち、前者は十四類に細別し、輕きは石炭、陶器、石材、磚瓦等で運賃の一分とし、最も高きは材木であつて運賃の一割とし、後者は五類に細別し畜類、葉煙草、綿花(輸出)鶏卵糧食等であつて何れも運賃と同額にした。但し日本商業會議所の交渉に依つて重稅をば實際は四割に減じて徵收したが、翌十四年八月に

は新督辦張宗昌は軍費の必要に迫られ、厘金引上を斷行し、「山東膠濟鐵路商貨統捐總局修正章程」を制定し、八月十一日より修正率に依り徵收することを公布し、其稅率は貨物を十類に大別し、最低六分より最高八割に達する迄十級とし、稅表に掲げぬものは概ね運賃の六割を課することにし、更に同十五年三月十五日鐵路局に於ては附加捐を課することにし、其實施期は同日以降六箇月間とし、其稅率は旅客は一等二十仙、二等十仙、三等五仙とし(小兒半額)、貨物は通知書一通に付百分の五、小荷物及手荷物各百分の三とした。之に對して鐵道局長は本鐵道貨物は運賃の外に貨捐及勞兵費(軍事稅)百元を課し、更に百分の五を加徵するは過重なるが爲に之が廢減を主張したが、其後益々重課し、十六年中には輸入の棉絲布、燐寸、砂糖、清酒、ビール等に對しては著しく高率の課稅をした(註六)。次で同十七年に至り一時從前の十倍に達したところへあつた。翌十八年夏陳調元は貨物稅從價二割乃至六割を課すると同時に、同性質の鐵路貨捐を徵したが、若干低率であつた。一方當時本省の財政整理委員會に於ては之が減免に就て討議し、局卡の裁撤をも計畫し、張宗昌時代に創辦した苛稅を廢止した(註七)。

#### 四 滬寧鐵道及滬杭鐵道厘金

滬寧鐵道運搬の貨物に對しては、前清時代吳淞南京間を九區に分ち、每區厘金百分の一、五を徵收し、全線を通せば百分の十三、五の高率に達したので貨物は多く航運に依り、鐵道は主として旅客



のみを運搬する結果を來した。蓋し光緒三十四年（一九〇八年）三月始めて滬蘇鎮寧四處に於て海關稅則に照し、蘇省は南北を通じて各貨一律に三割を輕減し、同年四月正稅を定納する洋貨は免重徵單及び子口稅單を發給して重徵を免じてゐたが、水運と競争することも出来なかつた。

革命後に於ては之が爲に江蘇省貨物稅法を施行し、産銷稅（出產稅及銷場稅）從價百分の二を納付すれば重徵せぬことゝ定められたのである。

滬杭鐵道（上海杭州間）には前清以來別に專局を設けないうで貨物が鐵道に依り楓涇より省境に入り嘉善、嘉興等の境界を經過するときは均しく免稅し、通商區域及海寧の硤石より杭城の江干に至る間には何れも舊設の厘卡があつて検査抽厘したが、革命後民國四年（一九一五年）三月路政司は浙省財政廳が滬杭甬線に鐵路總稽查を設け、常時通脫を防止するが故に、特に該路局長鐘文耀に通牒し、検査に關し規程する所があり、而して同年該局は財政部に上申して滬寧鐵道の産銷稅法を採用することにした（註八）。

兩線の貨客運搬に對する附加稅の如きは、十七年交通改善を名目として臨時に課徵し、軍事靖平後廢止すべかりしものが廢厘期の二十年春に於て尙現存してゐたのである。

#### 五 隴海鐵道厘金

本線は隴海東路汴洛及隴海西路を含み、江蘇徐州より河南觀音堂に至り、宣統二年（一九一〇年）

一月以來厘金を開辨し全線を二分し、隴海東路に屬する各驛の大部を開徐火車貨捐局と稱し、其他の汴洛鐵路及隴海西路を汴洛火車貨捐局と稱した。專局數は前者は五箇所、後者は八箇所あり、貨物を開徐貨捐局所在驛より汴洛貨捐局驛に輸送したときは、第一に前者に正稅の一半を課し、後者所屬の第一局に到達したときに残りの半稅を課する。而して發送驛が兩管轄區域の何れにも屬するときは、其發送驛の貨捐局に於て同時に正稅を一次徵收することゝした。

#### 六 南潯鐵道厘金

本厘金は九江より南昌に至る線に對し、同鐵道借款費に充當する爲に光緒卅二年（一九〇六年）以來開辨し、特に本省の土貨に對して課稅し、其稅率は總厘金額の一割一分を徵收した。其總收入は十萬元以上で其八割半を鐵道借款費に充當した。

革命時民國六年五月には裁厘の計畫があつたが、鐵路沿線の貨捐は百六十萬串以上とし、運貨の六分を以てしては之に抵償し得ざるものと認められた。同八年（一九一九年）三月三日財政部は湖南、湖北兩財政廳をして鄂豫鐵道の先例及び津浦鐵道の稅則に照して辦理せしむることにした（註九）。

#### 七 廣東省鐵道厘金

本省厘金は廣九、廣三、潮汕等に開辨し、光緒三十年（一九〇四年）に廣東、石圍塘、西南等の火



車貨捐局を創設し、翌卅一年には石圍塘火車貨捐局を黃沙に移し、源潭西村分局を添設し、同卅四年（一九〇八年）には潮汕火車貨捐を抽厘し、次で潮州厘金と共に一律に潮州厘廠に歸併したのである（註一〇）。

民國元年五月二十八日廣東財政司は廣九火車貨厘章程六條を訂定開辨し、凡そ百貨は本省通行の厘則に照し再び四分の一を加へ、若し稅則に載せざるものに對しては從價百分の二、五を抽厘し、大沙頭に總局を設け、仙村、石龍灘、深圳等に分局卡を置き、何れの局卡に對しても一次納稅せば其他に於ては重徵せられざるものとし、同二年一月六日九龍海關は深圳に於て特別驗費を徵し、同年七月十四日該鐵道局より財政部に對して貨厘を改めて省河補抽厘稅法を適用せんとした（註一一）。

#### 八 京奉（北寧）鐵道厘金

本線の直隸省內を通過する貨物に對しては、天津厘金を徵收し、奉天省內を通過する貨物に對しては又一般厘金制を適用し、貨車積の際に一度出產稅を納付したものは、鐵道に於ては別に課稅しないで、只貨車卸の際に銷場稅を一次徵收し、外省產貨物又は外國產貨物が、單に本省を通過するに止るときは總て無稅とし、本省產貨物も外省に運輸するときには出產稅を納附せしむることとし（註一二）。

宣統元年（一九〇九年）九月十三日財政部は京奉線營口奉天間は南滿洲鐵道との競争激甚となつ

た爲に、奉天督撫に特電し、厘金を分別減免し、商煩を除去し、又局をして銀五千兩を溝幫子稅局に納入せしめた（註十三）。

民國十八年一月一日國民政府の布告に依れば、本線の鐵道貨物に關し復興稅の意義に於て高率の加稅を規定したことがある（註一四）。

#### 九 京綏（平綏）鐵道厘金

京綏鐵道は宣統元年（一九〇九年）京張線を開通し、後民國十年（一九二一年）に至り全通したのであるが、本鐵道の厘金は當初より過重で商民の愁訴を見たのである。

民國二年（一九一三年）二月四日交通部は國務院に對して崇文門稅局の豐臺、南口、張家口等の分局及張家口稅局の康莊、宣化府等分局卡を裁撤せんことを請ひ、國務會議を通過し、大總統令を以て同年七月一日より之を實施した。而して張家口課稅範圍は交通財政兩部が往復協商を重ね、張家口貨稅徵收局と京張綏鐵道局とは別に劃分權限辦法三條を擬具し、同年十一月後鐵道局は張家口居庸關等に於て石に勒して布告周知せしめ、同四年（一九一五年）八月財政部は京綏全路商貨統捐局試辦規則十一條を頒布し、從價百分の二、五を抽厘し、翌五年十月山西財政廳は京綏線天鎮、陽高大同各驛に又捐局を設けた。同六年一月には是等貨捐の廢止を計畫したことがあり、同年二月には財政部と議定し之を出邊地方に改めたことがある。然るに其後同十年五月又京綏鐵路貨捐を計畫し、



財政部は顔世清を京綏鐵路商貨統捐局總辦に任命することにし(註一五)、其稅率は從價二分五厘とし、沿線要所に貨捐局を設け、同年六月より試辦せんとしたが、各地商民の反對に依つて一時之を裁撤したのである。然れども其後同十六年二月現在の包頭西口等の貨捐局には通過貨物に抽厘し、又臨時軍費調達の爲に京綏全線に於ける各種徵稅機關は八十二種に達し、又諸種通過稅の外に天津より歸化城運貨車を標準とする課稅がある。例へば豐臺張家口間には鐵道改修費每車七十元を徵收し、張家口に於ては京綏火車貨捐として二百二十一元を始めとし、其他諸種名目の課稅を合算せば一千二百一十一元餘に達するのである(註一六)。

二十年裁厘計畫當時には四十一箇處の稅局中卅一箇處を裁撤したと云ふも、十二局は各目を改めて抽厘し、十六局は從來と異なる所がなかつたのである。

## 十 其他の鐵道厘金

其他鐵道厘金中には正太、道清、吉長鐵道等の厘金がある。

正太鐵道厘金は光緒三十三年(一九〇七年)鐵道の開通前に當り、山西巡撫の奏請に依つて石家莊に借地して卡を設け一次抽厘し、其後重徵せぬことを計畫した。當初直隸總督の反對があり實行に至らなかつたが翌卅四年四月局卡を移し從價百分の二、五を徵した。又同年一月七日には正太鐵道局は財政部に電請し、娘子關の厘局に於ては鐵鍋に對して每車六兩五錢のものを倍加して十三兩

を徵し、石炭に對して無稅であつたものを每擔制錢六文を徵し、之が爲に商民は鐵道に依らざるこゝになつたので、財政部は山西巡撫に向つて鐵の減免稅に關し電令する所があり、乃ち同年七月生鐵に每車三割熟鐵に每車二割を減稅したのである(註一七)。

道清鐵道は光緒三十二年(一九〇六年)河南省の焦作に貨捐局を設け抽厘したが、同三十四年二月財政部は該路の收入過少なるは捐局の不當徵收に起因するものと認め、巡撫林紹年は稅局を裁撤したのである。然るに同年六月九日に至り又捐局を復活し百分の一を抽收したことがある(註一八)。

吉長鐵道は民國元年十一月初開通に當り長春總稅局は舊稅を該路沿線に移し、稽查に便し、財政部と吉林陳都督と往復電商する所があり、次で該省の厘稅をば改めて國稅廳の管理に移し、同二年十月車站稽稅章程十條を擬定し、鐵道に障害あるものを悉く改訂する所があつた(註一九)。

以上諸鐵道厘金を財政整理會の民國十四年度收數表に照して見るときは、京兆財政廳報告の京直火車貨捐局は六萬餘元、直隸財政廳報告の京直貨捐局は五萬二千餘元、保大貨捐局十九萬五千餘元とし、河南財政廳報告の隴海火車河南貨捐總局十四萬餘元、道清全路火車貨捐局二萬餘元、江蘇財政廳報告の開徐鐵路貨捐局二萬六千餘元とし、其他江蘇財政廳管轄に於ては蘇省隴海鐵路東段貨捐局、丹陽、武進、無錫、上海南北兩站、及又角分局蘇州鐵路分局等三十七、八萬元とし、湖北に於ては鄂豫火車貨捐局三十餘萬元、武洋火車貨捐二萬四千餘元とし、尙民國十一年財政部より交通部に開



送した各鐵路貨捐局收入は下の如くである(註二〇)。

津浦	一、四二一、五一八元	粵漢	六四、九五五元
京漢	七〇五、〇〇〇	正太	一九七、七一六
汴洛	二五、五三七		
廣九	三二、〇一〇	計	二、四四六、七三六

國民政府賦稅司調査の省別鐵道厘金收入は各省厘金收入中に包含せられてゐるか之を摘記せば下の如くである。

省	民國十五年現有比額	同 上年現加比額	同 十六年收數	同 十七年上半收數
江蘇省	上海、南京間九分局 六六五、六〇二元	同 元	同 七九六、九一二元	同 元
廣東省	廣九分廠 六〇、八〇四	同 六二、九〇四	同 五、五六二	同 二六、五五九
	黃沙厘廠 二六四、〇〇〇	同 一	同 二、四一二	同 八九一
湖北省	鄂豫貨捐 四二六、六六八	同 一	同 一四九、三九〇	同 一三一、三六七
	武洋貨捐 五〇、〇〇〇	同 一	同 一六、五六二	同 二二、五〇三
湖南省	省 城 一五九、六〇〇	同 一	同 一一二、七四八	同 九四、五一三
河南省	隴海線總局 一八〇、〇〇〇	同 二四〇、〇〇〇	同 四一、八三八	同 八八、八〇六
	平漢線總局 五〇〇、〇〇〇	同 六〇〇、〇〇〇	同 六〇、八〇一	同 一一一、三四一
	道清線捐局 三〇〇、〇〇〇	同 四〇〇、〇〇〇	同 一四、〇一八	同 一四、一三三
江西省	南昌火捐局 四、二二五	同 一	同 三、一五五	同 一
	龍開阿火車貨捐局兼統稅局 一二六、〇六七	同 一	同 一〇九、二〇五	同 一

綏遠省

七二〇、〇〇〇

五六三、四五三

民國十六年八月三日公布の裁撤國內通過稅條例に於ては鐵道厘捐の裁撤を掲げて居るが如く、舉辨當時輕率のものが、沿線駐屯の軍閥の派員抽收に依つて漸次重課に傾き其弊甚しく、翌十七年全國財政會議の際にも陳雲南は之が廢止案を提出してゐる(註二一)。

- (註一) 河南省財政說明書、論攷彙存(光緒卅二年三月條)
- (註二) 民國二年の鐵道運輸稅は厘金の弊を矯正し、厘金に代るべきもので、旅客に對しては包車票價の二割、一等は一割、二等七分、三等は五分とし、貨物に對しては凡て運價の三割とした。本制は民國五年十二月財政部の成案に依れば、先づ津浦、京奉、京漢、京張の四路に試辦せんとしたのである。(稅務月刊一號財政月刊三七號賈士毅民國財政史上册二四七—二五〇頁)

- (註三) Parker, "China" (1917) pp.253-4
- (註四) C. I. M. C. Decennial Reports (1902-11) Vol. I, pp.240-1
- (註五) 山東省に於ては民國三年より未だ鐵道厘金の存せぬ間に於ても、膠州馬路捐、高密縣炭捐、高密火車落地捐、昌邑及安邱兩縣車捐、同上花生捐、濰縣炭行捐(請負制)、同縣馬路捐及雜車捐、炭車捐、益都縣炭捐、金嶺鎮鐵山落地炭捐、周村馬路捐、黃臺橋驛木船捐(請負制)、大山昆崙炭捐(請負制)、博山車捐等があつた。(大正九年十月青島守備軍民政部鐵道部調査書)
- (註六) 青島商業會議所經濟週報第六三、六九、一一四、一四一號 C.M.C., Kiaochow, "Trade Returns" (1925)
- (註七) 工商部工商訪問局工商半月刊第一卷一四號、東方雜誌第廿五卷第一九號
- (註八) 賈士毅民國財政史上册四二三頁浙江通志厘金門稿卷上
- (註九) S. Wright, Kiangsi Native Trade and Its Taxation pp.110-11. 曾鯤化中國鐵路史第三章
- (註一〇) 廣東省財政說明書



(註一一) 曾繼化中國鐵路史第三章

(註一二) 賈士毅民國財政史上冊四二三頁

(註一三) 同中國鐵路史第三章

(註一四) 十八年一月一日公布の京奉線貨物の加税貨物は毎噸一等七弗より、六等一弗に至る六級に分ち、又貨物に依り每五十「キロ」一等三十五仙より、六等十仙に至る六級に分ち、殊に烟酒に就ては鐵道の貨物税率は、二等品なるべきを一等品に入れ、公表されなかつたが石油の如きも、從來三等品なるべきに二等品に屬せしめ、毎噸五弗を課し、實例を見るに三十噸貨車の二等品は天津より楊村迄十七哩に過ぎぬも、運賃四十二弗四十仙に對し加税は百五十弗に達し、一噸の運賃は約一弗四十二仙なるに、加税は五弗に上り、更に天津より北京迄八十哩に於て同量貨物の運賃は百九十九弗二十仙に對して加税は百五十弗なる。而して其收入は善後費用に充當せず軍費に流用される云ふ。(Peking Tien Tsin Times, May 1st, 1929.)

(註一五) 民國六年一月廿一日政府公報第三七一號財政月刊第八卷第九〇號同上中國鐵路史第三章

(註一六) British Chamber and Commerce Journal May, 1929.

(註一七) 同上中國鐵路史第三章

(註一八) 同上

(註一九) 同上

(註二〇) 財政整理會民國十四年十月各省區厘金收數表

(註二一) 民國十七年七月全國財政會議彙編

### 第四節 特殊厘金

#### 序 說

特殊厘金は百貨厘金以外に特立して存する厘金である。總ての貨物は固より百貨に屬すべきも、獨り特産物に對しては徵收機關其他課上百貨厘金と取扱を異にする場合がある。但し土地に依り時代に依り百貨の範圍を異にすると同時に、特産品の範圍を同ふせざるが故に、其種類及限界を區々にしてゐる。従つて普通百貨厘金の外に便宜特設してゐるものには多くは鹽、茶、烟、酒、砂糖、牲畜、繭絲、阿片等の厘金とするも亦是等の中には百貨厘金中に包含するものと雜稅雜捐又は雜賦等の中に入れてゐた例もある。既に各省厘金の部に於て併説したのもあるに依て、本節に於ては比較的多數の地方を通じ廣汎に亘り、重要な財源を構成し、自ら其課稅法上特色を有する鹽及阿片の厘金に就いて敘述することにす。

#### 第一款 鹽 厘

##### 第一 概 說

鹽厘は鹽稅中の重要種目に屬し、主として鹽の通過に對する課稅である。厘金と同性質の鹽の過稅又は落地稅等は明清を通じて多く設局抽厘したが(註一)鹽厘と稱して課稅したことは咸豐三年普



通貨物の厘金と同時代からであり、同治年間に亘り各地に普及し、清末に迫る迄其収入は漸次増加したのである。多くの地方に在つては革命後民國三年就地均税を施行するに至り廢止されたが、福建の如きは同五年迄之を存したのである。

前清時代の鹽政收入は鹽專賣の有無及專賣形式の異なるに従つて雑多の種類を存し、實質上は鹽税の外に專賣益金たる官運收入を包み地方より中央に報告する鹽款中には便宜之を鹽税中に統歸してゐる。鹽税中鹽厘以外の鹽課中には、(一)竈課(鹽灶課又は場竈課(Stove Tax))と云ひ特許を受けた製鹽者に課税する一種の地賦があり、竈地即ち鹽田又は井鍋等鹽場の面積又は個數に應じて賦課するのである。又物税たる竈課の外に入税たる竈丁銀なるものがあり、丁賦と同じく竈丁たる鹽場人夫に應じて課税するものである。(二)引課(Certificate Royalty)と云ひ鹽厘と共に鹽税中重要な種目に屬し、特許鹽商に對し製鹽の引數(特許證特定斤量)に應じて課税するものである。蓋し製鹽の原料である鹹水は國有に屬するが爲に、其製鹽に對して鹽商より一定の斤量に従つて税金を納付せしむるのであるから、本税は免許税の一種である。(三)包課と云ひ邊陲の地又は島嶼等にして、特許鹽商なきときに小商人より票を持し、附近の鹽廠に越き餘鹽を買ひ取り居民に供給し、別に引課を徵せず、唯各地の食鹽人口數を計り、各戸より地丁税と共に毎年若干兩を納入せしむるものである。鹽税は日常生活の必需品であり、其生産費極めて低廉なる食鹽に對して課徵し、從來平均數に於

て鹽價の五分の四は税額に當る。四川兩浙等の税額は生産費の約二倍餘なるも、甚しきは福建、河東、奉天、長蘆等は税額で生産費の三十倍に上るが如くである(註二)。

鹽厘は百貨厘金と同じく軍費補充の必要より課税せられた臨時辦法たるを以て、自ら他の鹽税と異り専ら私鹽の侵入を防遏する鹽政上の必要に重きを置かなかつたので、章程明文も少く、自ら會典戶部則例等に詳記したものがなく、節々捕捉し、中飽亦甚だ多いのである。其徵收法は同一省内に於て兩次又は四次抽收のものあり、他省より輸入する鹽に對しては入境厘があり、本省より輸出する鹽に對しては出境厘があり、鹽地に屬し鹽に對しては落地税がある。而して鹽厘中には百貨厘金と同しく過卡の税又は落地税等通過税の外に、局卡を設けず生産地に於ける課税があり、又坐厘に當る營業税の如きものもある。又鹽課其他の名義にして通過に課税するものもある。鹽厘の税率は引票の斤數區々たる上に地方に依り著しく等差あり。各省を通過せば每斤三、四文乃至六、七文程度である。

鹽厘の徵收は特殊機關を設くるの外に、統捐制の下に於て或は百貨厘金として厘局に於て併徵したるものもあり、又知縣に於て之が代徵したるものもある。

鹽務の管轄區域を嚴定した爲に特殊の協餉制度を發達せしめたのである。蓋し鹽の管轄區域は其生産地及消費地を指し、而して生産地と消費地とは其地域必しも同一ではないが、生産地は必ず



消費地であることは明である故に、鹽の消費地は其販賣區域であり、鹽務行政の官轄區域に入る。其界限を定めたのは既に宋代に在る。清國法に於て消費の方面より見て之を行銷地と云ひ、販運の方面より見て之を行鹽地面(大清律令)又は行鹽地界(戶部則例)と云ひ、法律上一定の地域を限り、且其販運並に消費を許可し、其區域を越えて販賣するときは私鹽とする。而して行鹽區域は鹽の産銷關係から定むるが故に、必しも省州縣等の一般行政區域と一致しない。鹽を生産せぬ省に在つては外省の供給を受くると同時に、又之を生産する省と雖も、其地方の状況に依つては外省より其供給を仰ぐことがある。是等の場合は之を借鹽と云ひ借鹽に對する課税を隣税と稱することがある。従つて鹽務官廳は獨り生産地を管轄するばかりでなく、其行銷地をも管轄を有するものである。要するに行鹽地を區別した事由は、社會上並に財政上の目的に存し、而して選定の條件は、(一)地域内に於ける消費者の數(二)生産地の製鹽能力及(三)生産地及消費地間交通の便否に依つて之を決定してゐる。

斯の如き鹽制の下に在つては、鹽厘の協餉關係は全省に對し、財政上の援助を爲す所の普通協餉の意義を有する外に、(一)生産地の省から消費地の省に對し鹽の販路維持又は擴張の爲に、輸出鹽に抽厘し、其税額の全部又は一部を送附することがある。是れ又消費税地は消費地に於て徵收する趣旨にも適合するのである。(二)兩省協商の上に行銷地に對する私鹽又は他省鹽の侵入を防遏せん

が爲に生産地に於て輕率の課税をし其後の重徵を免することがある。(三)行鹽地に於ては甲省よりの供給杜絶其他の事情に依り乙省よりの輸入鹽に課税し、其税收の一部を甲省に送附することもある。

鹽税收入は鹽厘の課徵に従つて著しく其數を増加し、光緒末年課厘を合算せば約一千三、四百萬兩に上り、宣統四年(民國元年)の豫算に依れば、鹽税總收入庫平銀四千七百五十七萬五千四百餘兩中厘金は九百一萬九千餘兩、加課は一千七百三十一萬九千餘兩を占めた(註三)。當時の全國鹽産額は約三千五、六百萬擔に上つてゐる(註四)。

## 第二 各地鹽厘

### 一 東三省

#### (一) 奉天省

奉天省は鹽産地であり、本省の産鹽は東三省を行鹽地としてゐる。同治六年(一八六七年)將軍都興阿は練兵經費を支辨する爲に兩淮鹽厘の例に照し始めて鹽厘を抽し、每一石(六百斤)に對し東錢一千文を課し、次で光緒三年(一八六七年)將軍崇厚は改めて每石東錢二千四百文を徵し、同八年には將軍崇綺之を倍加し四千八百文を徵し、之を四、八鹽厘と云ひ、同十七年戶部案を奉じ東錢



二千四百文を加徴し、之を二、四、鹽厘と云ひ、同二十四年依克唐阿は學堂經費支辨の爲に一千二百文を徴し、之を一、二、鹽厘と云ひ、以上を合算せば東錢八吊四百文、即ち銀九錢二分三厘四毛となる。更に同二十八年（一九〇二年）將軍增祺は專賣制施行の準備として、更に毎斤に付制錢四文を加へ之を五、文、加、價と云ひ、即ち一石に付十五吊を加へ之を一、五、加、價と云ひ、總額は一石に付二十三吊四百文、即ち庸平銀二兩六錢となる。徴收法は奉天總督の印ある三聯單に依り各局に交付し、産鹽を買はんとする者は先づ鹽厘を完納し票を領し、之を鹽地に持し票面記載の鹽を買付くるのである。而して局處は總局の外に八厘局、九補征局を通じ、鹽厘收數は宣統元年（一九〇九年）の冊報に依れば三百元を計上してゐる。

民國二年七月に至り前記鹽厘名目を鹽稅に改め、一石（六擔）に付小洋四元六角とし、次で同年十二月の鹽稅條例に依り統一されたのである（註五）。

## （二）吉、黑兩省

吉林省は奉天鹽の外長蘆鹽の行銷地であり、光緒二十七年鹽捐每百斤吉錢五百文とし、稅捐局に於て之を徴收し、當初輸入鹽の種類を驗せざりしが爲に日露兩國鹽の侵入するありて、之が爲に同三十四年九月吉林度支司は東三省鹽務總局と合同し章程を訂立し、官運を辨理し、毎年の認銷額を二十萬石とし、鹽價内に併入し、每一石の鹽厘は一元二角公費一元緝私七角とした。開辦後宣統元年九

月迄の銷鹽は七萬五百餘石で收厘三十四萬五千元を占めた。

黑龍江省は光緒三十一年入境鹽每百斤中錢四百文を抽したことがある。其抽厘事情は吉林に同じく、官運開始は奉省と訂明し、每鹽一石納厘銀二兩七錢とし、東三省鹽務總局第一年銷數四萬二千餘石にて其收厘額は十一萬三千餘兩とした。而して民國三年吉黑兩權局を一局に歸併し、其總局をば長春に設けたのである（註六）。

## 二 山東省

本省の通過稅たる鹽稅は先に厘金の沿革に述べた如く、乾隆以來加徴した商捐厘頭の如きは正引鹽包が樂關に至るときは引を按じて厘頭を抜取し、咸同の間に改廢があつた。同省は産地であるが、咸豐十一年の奏文に依れば從來輸入の長蘆鹽に對して課稅し、同年報効銀二萬兩を徴し、又其抽厘を免すと記してゐる。蓋し當時天津方面より來る鹽船積載の鹽に課稅したのである。同治元年三月には阿川改修費に充當する爲に、山東館陶河路に設局し、蘆商の商船に對し包を按じ京錢三百六十文を徴し、翌年四月之を停止した。光緒十一年には鹽厘每引銀四分六厘を加抽し進關の時に之を徴收し、同三十年には輸出の魚鹽に對し海關章程に照し、從價五分即ち每斤百斤に付錢五文を徴した。同三十四年に於ける運庫銀は一萬六千九百七十兩に達した。而して民國三年一月一日以降改めて每擔一元二角としたのである（註七）。



## 三 江 蘇 省

本省は兩淮鹽の產地であり、行鹽地は本省の外に廣く湖北、湖南、安徽、河南、貴州、江西、廣西等に及んでゐる。

淮北に於ては同治三年（一八六四年）五月正陽に於て始めて鹽厘督兩局を設けたのである。當初軍興時各營は自ら卡を設け鹽厘を抽收し、每包（百二十斤）錢二千文を徴し、商販退散し、票法又紊亂したので、曾國藩は奏請して餉鹽を裁併し、淮南總抽分解の法に仿照改革をし局卡に派員辦理し、同時に別に督銷委員を命じ之を統制し、正陽は鹽商總匪の區となつた。其後舊加價（光緒二十二年以降）新加價（同二十七年以降）部加抵補藥稅（同二十四年以降）江南要政捐（同三十四年以降）等を設けたのである。

五河鹽厘卡は清末正陽關鹽厘局に歸併したが右曾國藩の改革に依り先に五河縣治の東岸に卡を設け、又諸地方に巡卡を設け逋脫を杜ぎ、凡そ西壩より出湖の鹽にして五河を經過するものに對しては厘錢五百文を課し、又五河を過ぎ正陽を過ぎざる鹽、即ち其他に於て行銷するものは之を土銷と云ひ、每包加價六百文を徴した。

淮北の票鹽は十一箇月を以て一綱と定め、每綱額は鹽三十萬引とし一引は四包とし一包は百二十

斤とし、五河卡を經過すれば鹽厘每包錢五百文を徴す。其他舊加價（光緒二十二年以降）は海防籌餉とし、每包收錢二百文を徴し、新加價（同二十七年以降）は新案償款とし、每包二百文を徴し、五河各分卡は、土銷新舊加價を徴し、西壩舊加價執照あるものは只新加價四百文を徴し、若し西壩執照なきものは每包六百文を徴し、一に之を續收新案加價と云ひ、光緒三十四年七月より抵補藥稅每斤四文江南要政捐二文を徴した。

革命後に於ても上海租界及附近に特別低減を爲すの外は、每引三百五十斤乃至四百斤とし、每引六元一角五分より八元一角二分餘に至るが如く不同であつた。

民國三年一月デーの淮北鹽の調査に依れば、當時（二年）淮北鹽は三十六萬引あり、各場起運の際課稅若干種は板浦に於て徴收し、其稅收は鹽厘を大宗とし、凡て皖北及河南汝光各屬に運銷するものは、蘇皖兩省交界の西壩鹽厘一半を徴收し、又西壩の西皖省内の正陽關權運局に於て一半を徴收し、魯鹽の皖境に連入するものも、其附加稅は正陽關に於て徴收し、運銷の地點遠きに從つて其稅益々重くした。同二年春正陽關徵收局を改めて一官專賣局と爲さんことを計畫し、翌三年一月該局の裁撤を決定したのである。

上海租界に消費さるゝものは兩浙鹽に屬し、光緒二十四年（一八九八年）上南引商陸寶珩等に由り



正引一千七百五十引、帑引四千引歲課銀三千六百兩を認定し、三十年該引商は同職の商人嚴興敬等を招き資金を集め、富海公司を設立し、専ら租界に在つて官棧の鹽を分銷したが、隱蝕の情弊あつた爲に、二十四年同公司を裁撤し、官辦に歸し、浙江紳董候選道朱佩珍を選委し、官運事宜を統辨せしめ、租界適當の地に浙鹽事務所を創設し、私鹽の區域を收買し、宣統元年二月十六日之を開辦し、毎年銷鹽二萬四千引と定め、毎斤一切の支用を除く外、盈餘洋一分を生じ毎月八千元を定額とした。實收は定額に達せざるも、舊額に比し十數倍に上つた。民國二年に於ても包餉額は一箇月八千元一箇年九萬六千元とした。但し上海は四通八達の商場で又生産地に近く、私鹽の取締は困難で遁脱少くなかつた(註八)。

## 四 浙 江 省

本省は兩浙鹽の産地であり、其行鹽地は本省の外に江蘇、安徽及江西の一部に亘り鹽厘は又鹽課正項の一に屬するも、綱課引課等に對して之を票課と稱することを得、杭、嘉、紹屬の各州縣行銷の肩住引鹽及寧臺温各屬征收の鹽厘を含む。肩鹽は小民肩販の鹽を指し、住鹽は商人店を設けて住賣する鹽を指し、前者に課する場合は恰も行厘に當り、後者に課する場合は坐厘に當るものである。而して科則は區々であり、每引は八百斤を普通とし、又四百斤のものもある。

本省の鹽稅は咸豐三年以來殆んど停辦し、同十年以降省城守を失し、鹽務一層潰敗決裂して收拾し得ず。同治元年以來浙東各府屬逐漸規復したが、私販充斥したので鹽に就いて抽厘し、同二年又紹興に在て票鹽を招辦し、紹所の季鹽は毎斤收厘錢十二文を課し、住鹽には八文、肩鹽には四文を課し、又嘉松場鹽毎斤厘錢八文倍鹽毎斤十文を課し各蘇松常鎮等の鹽厘は上海總局より江浙兩省に分送し軍餉に充當した。

同三年省城克復し、全省肅清を見たが、引商は多く死亡し、或は甚しく貧窮し、招徠すべきものなく、之が補救を計り、杭紹嘉松四所に改めて一律票運法を施行し、設局軍餉に充當することにし、同年杭所鹽斤の杭湖及蘇常鎮廣建各府州に行銷するものは每引正雜課銀二兩四錢其他に行銷するものは毎斤厘錢十二文を課し、同四年十二月には徽票鹽皖省毎斤厘錢四文を抽し、浙省毎斤課錢二文二毫を減じ、同五年温處鹽厘毎斤七文を抽し、臺屬鹽厘五文、寧海天臺は三文を抽し、同八年浙江巡撫兼鹽政李牌は同八年引包を按じ、又は斤量を計つて抽厘し、徽浙鹽は浙課二文を浙收とし、皖厘二文は暫く章に照し辨理し、同年五月江厘を停免し、同十年寧紹臺處四屬には招すべき商人なく仍て鹽厘を抽し、通年約錢七萬串を收め、杭嘉紹三所の肩住引鹽は尙票に照し辨理し通年約錢十萬餘串を收め銀に計算し約十萬兩を徴した。

光緒十九年温處の鹽厘をば官辦に改歸し、同三十四年鄞慈奉鎮四縣の鹽厘は商人の包認とし、毎年二萬二千串と定め、宣統元年臺屬鹽務は屢々風潮を捲起し、商戶退認を稟申した爲に又官辦に改



め、食鹽一千二百萬斤として毎斤八文を收め、錢九萬六千串を占めた。同三年二月臺州鹽局に委し、太平縣鳳尾石塘二汛の漁厘を兼併せしめ、毎年錢一千五百文を收め、又臺屬鹽厘は商人の包辦とし、毎年錢五萬串を收むることにした。温州より處州に運銷する所の鹽は道を青田及下河兩處に取り運往せば每筐三擔に付正稅二元六角とし而して青田を經由するものに對しては再び鹽厘四角を、下河を經由するものに對しては鹽厘二角を徵收した。然れども只泰順に運至する場合には青田及下河兩處の鹽厘を免ることとした(註九)。

## 五 福建 省

本省は鹽產地であり、自省の外に行鹽地は浙江廣東に互る。鹽の厘金には普通に厘と稱するものゝ外に出口厘、山腰厘等がある。同治四年に始めて鹽厘を開辦し、票運を行ひ課厘局を設け、課厘を併徵した。厘は一兩に付銀五錢を原則とし、西路は毎引一兩四錢二分、縣澳は毎引一錢四分とし、全年收數銀十二萬三千九百餘元とし、商民の苦痛を虞り、同治七年に西路鹽厘二割を低減した後、同二十年に四割を二十一年には全數を蠲免し、又西路縣澳にも之が減免を計つた。六局及二十四幫を通じ收數二萬七千餘兩とした。

出口厘は臨時稅として課徵し、稅局三處あり。漳郡に在るものを紹浦と云ひ、泉郡に在るものを金門と云ひ、興化に在るものを七場と云ふ。凡そ外省の船隻が福建鹽を搬運し出口するものに對し

抽收する。其趣旨は出口鹽は多く官商各幫の坐配に害あるが爲に、禁止的課稅として課額の不足を補ふ。紹局は紹安縣の西埔に設け、専ら廣東運往の船舶に抽し、初官辦に歸したが三十餘年に改めて粵商の包辦とし、每擔二十五文を徵し、年額二萬四千五百兩とし、滿期後閩商之を繼ぎ、每擔二十八文を徵し、年額三萬兩とし、風災海溢があり收數減退したので退認をなし、同三十三年に官辦に歸し、抽數遞加し每擔大船百二十文小船百文とし、宣統元年には收數十二萬數千兩に達した。金門厘總局は蓮河に設け分局を淨等に置き、専ら蓮淨祥梧四場鹽の浙江廣東運往の船隻に抽厘し、開辦以來十數年にして廢止したが、光緒二十二年後設局抽收した。七場厘總局は福清屬の娘宮山に設け専ら福清、福興、江陰三場及興化の浦田前江下里三場及泉州惠安一場鹽の温州、廣東に運赴するものに課し、又本省の私鹽に抽厘した。光緒三十二年の創定に係り、宣統二年秋復た前江下里兩端扼要の東潘地方に一局を増設し、走越を防ぐ。大船六百擔以上には每擔百十文小船六百擔未滿には八十文を抽厘し、收數は局用を除き銀四五千兩とした。

宣統三年三月紹浦、金川及七場三局の鹽厘は三箇月間八折にして抽收した。山腰厘は出口厘と性質を同くし、従前惠安場の山腰地方に厘卡を設定して抽厘した。光緒十八年省に於て辨理し、毎年厘銀八百元を定めたことがあり、同二十三年二月山腰鹽厘を裁免したのである。

汀州鹽厘は同治四年四月粵鹽に對して、江蘇省の抽厘法に照し卡を設け徵收し、軍餉を濟し、光



緒十一年之を商辨とし、同三十三年六月に至り、同州屬の輸入粵鹽に對して又設局抽厘したのである。

福建の鹽政は革命前大半官辦に依り、收稅最多の地は福州要部及西北の各縣であり、其行銷の鹽は閩江各該縣の中より、大半は普通の辦法に依り、即ち專商の包運包賣に係る。其中若干縣は官商の合辨で得る所の餘利は互に相均分し、附近江西一部分の地が官運官賣であるのは、蓋し江西の淮鹽引岸(區)を保護する爲である。革命後閩省の鹽務敗壞著しく、鹽運使劉鴻壽の奏請努力に依り、商運の權利を買收し、官專辦に移し、收數は二百十四萬餘元乃至二百三十萬元と云ひ、官專賣の制定を成したのである。前に張謇の冊子に記載してある宣統二年の鹽稅に比せば約倍加してある。

福建鹽の廣東、浙江に運銷する額は甚だ多く、凡そ他省に運銷し又廣東の運往する鹽の中、一部汕頭地方より道を韓江に取つて再び福建、汀州府に移入し行銷する鹽に對しては、均しく分別して出口鹽厘及入口稅を徵收した。其稅率は屢次變改があり、民國二年間廈門、運河厘局の出口稅は每擔一角〇〇八毫餘であつたが、同四年には一元の高率に上つた。而して各該區銷する鹽の大半は、附近粵境詔浦場産する所の閩鹽に係り、海道及韓江より運搬し、廣東の潮橋に至れば同地の包商に每擔一元を支拂ひ、後再び韓江より閩に入る者は其入閩の際に厘卡四處に於て入口厘稅を徵收した。按運最遠のものは每擔最高五角を徵收し、且つ各鹽場又管理なきが故に、詔浦より陸路汀州府に運

到し、或は附近廈門各場より汀州府に搬入することは自由なれども、實際陸路は山地通り難く、運賃極めて高きが故に、商人は寧ろ每擔二元(出口厘を含む)を支拂ふも水路を選定したと云ふ。

今民國二年現在の本省鹽厘稅率を示さば下の如くである。

甲 廣東浙江運赴の鹽厘

一、娠宮	厘	照	費	金	每擔制錢百五十文	司碼擔(百三十六封度)洋平一角六分三厘
					每船二元	同 二元〇九厘
					每擔一角	同上 一角一分四厘
					同 一分	
二、運河	出	場	費	金	每船二元四角	每船洋平二元八角一分二厘
	出	場	費	金	同 四角	同 洋平一角一分八厘
	出	場	費	金	同 四角	洋平一角二分二厘每船洋平五角九分一厘
三、詔浦	厘	金			每擔制錢百二十文	同 洋平一角一分八厘
					每船六百文	同 洋平一角二分二厘每船洋平五角九分一厘

乙 廣東より汀州輸入厘金(峯市汀州路)

峯市價課	每船汀平銀二兩五分二分	司碼擔洋平二角四分五厘
上杭厘金(知縣代徵)	每船同六錢七分二厘	同 六分五厘
鹽 稅	同 台伏洋五角一分二厘	同 三分四厘
洋 帖	每捆台伏洋三分四厘三毫五	同 一角〇四厘
元 塘	同 一分三厘九毫六	同 四分二厘



福建鹽稅は「デー」の意見に依り、民國三年改革に着手し、鹽厘は鹽運使の管理に歸することにし、同五年三月中廣東潮橋支所（汕頭及西部内地各屬管轄區）に於て閩稅課及本地鹽斤の潮橋に運銷する稅課を開徵し、汀州府に運回する閩鹽厘稅を取消したのである（註一〇）。

## 六 廣東省

本省は產鹽地であり、行鹽地は本省の外廣西の全部江蘇、江西、福建、湖南、雲南、貴州等諸地に亘る。

本省の產鹽は湖南に入るときは厘金創定の咸豐三年當時より設局抽厘を見たが、本省内に在つては咸豐十一年十二月巡撫耆齡の上奏に依り、連陽江口白土地方に於て鹽厘を抽收し、正引每包銀二錢を徵し、積引及融引每包各銀四錢籌補引二錢を抽したが、商情不況の爲に二錢乃至一錢三分に減稅した。東江埠は毎年認繳銀五千兩、平櫃埠（本省極西各縣及廣西の一部管轄區）は毎年同上二萬二千五百八十八兩餘とした。其の後兩處は官運局の抽辦に改め、殘餘各埠は省垣鹽厘局に統歸した。鹽厘徵收のとき每百兩に付銀七錢を徵し、藩庫添平の用に供し、之を鹽厘添平と云ひ、光緒七年商人完厘のとき包を按じ銀四厘を繳納し、局用に充て、之を鹽厘四厘局用と云ふ。同三十四年宣統元年當時は實收六萬兩内外を占めたのである。宣統元年第一次改革のとき商連法を定め、商辦鹽公所を設立し、鹽政賭稅の改廢を目的とし、鹽の販賣及鹽稅の徵收を爲すこととし、正稅一箇年一千萬兩を見込み、次で間もなく

第二次改革に依り商辦鹽公所の包辦を計畫し、二箇年一千二百萬元を見込み、鹽稅を引き受け、從來の舊關厘金等を免すべきものとし、課稅は販賣價額を標準とし、省城は一斤五分六厘とし、省城外は省城迄の運賃を加算することに定めたるが、前公所と確執を生じ、鹽務著しく紊亂し、官民の反對があり效を收めず、更に同三年四月よりは兩廣鹽稅をば粵商公所の承辦とし、毎年包餉五百八十萬兩とし、政府は之に派員して徵收の欠額を補充することとしたが、九月革命勃發し、後中北西三櫃は自由貿易の辦法を探り、潮橋秤量は每包一百八十斤徵稅三元四角八分とした（註一一）。

## 七 廣西省

本省は鹽產地でなく廣東鹽の行鹽地であると同時に通過地であるが爲に、鹽の輸入に對しては既に明代に於て課稅し、成化の初には廣東省の肇慶南雄等と共に梧州には抽鹽廠を設け、官鹽一引は銀五分を、餘鹽は銀一錢を抽し、次で餘鹽は増稅して九錢としたことがある（註一二）。鹽厘と同性質のもののは清初以來西稅があり、順治十一年（一六五四年）には梧州に於ては納稅濟の廣東鹽に對して每引軍餉銀九錢附加稅三錢七分八厘五毫を抽し、桂林廠を通過するものに對しては銀一錢五分引餉銀七分五厘を抽し、其平樂、潯州、南寧等の各廠に於て何れも抽稅し、其後鹽厘開徵の前後を通じ之を課稅し、改廢を行つたのである。

鹽厘は咸豐三年廠を設け、餘鹽稅銀を抽收し、同四、五年頃より兵亂の爲に鹽務紊亂し、東運司又商を招き梧州に局を設け餉稅を徵したが、商人之が苛斂を訴へ撥厘抵稅を請ふ所があり、同六、



七年に及び更に軍資に窮したる爲に、桂林平樂梧州府屬の通路出入の要口に卡を設け抽厘し、同八年十月兩湖の辦理章程を參酌し、貨價の輕重を計り、抽厘の多寡を定め、凡そ坐賈(商舖)の資本多き者の入庫鹽に對して一回落地稅を徵し、隣省より販運入境の鹽に對しては一回入境厘金を徵し、本省より隣省に對する販赴出境の鹽に對しては一回出境厘金を徵し、完厘後は票を給して重徵せざることをし、其鄉村の貧民肩挑の小販に對しては免厘することとし、稅率は梧州は每斤銀四厘、平樂及桂林は各二厘五毫とした。同治二年四月には舊章を改め、梧州正卡は二厘五毫桂林、平樂は各二厘とした。同十年五月には廣西に西稅秤頭鹽羨等を徵すべしとの奏があり、同省巡撫委員は梧州府の河面に廠を設け包を按じ徵收した。蓋し巡撫蘇鳳文の奏に依れば、當時の抽厘稅率は廣東三水の厘卡に於て每包厘銀三錢を抽し、後梧州に運入せば更に五錢を抽し、府河に轉入するものは平樂、陽朔に於て四錢を抽し、大江に轉入するものは濠江卡に於て五錢を抽し、潯州柳州に於て各三錢を抽し、東西兩省を合せば每包鹽厘銀一兩數錢に上り、西稅に比して三四倍高率に達したので鹽厘を截減し、西稅に改徵し、之が爲に翌十一年九月には西稅收入不足したので賀縣懷來等に局卡を添設し、稅羨を徵收し、光緒六年十月西稅の徵額又不足したので暫く鹽厘を以て之を補足した。其後光緒三十年統稅制度採用のときに鹽厘の名を廢し改めて鹽稅とし、一切の辦法は尙舊章に照し、同年恩隆縣城外には恩隆統稅卡を設け、百貨統稅を徵收し、同年五月鹽稅を兼收し、同三十一年南寧府下平塘江口

に平塘鹽務局を設け、鹽稅加價を徵收し、同年龍州統稅局は鹽稅の兼收を開始し、同年廳城東門外に上思鹽務卡を設け、鹽稅加價を徵收し、同三十二年正月北流縣城外に北流統稅卡を設け、鹽稅加價及百貨統稅を徵收した。而して同三十一年には西稅をも統稅局が之を代徵することにしたのである。西稅徵收の統稅局卡等九處中鹽斤標準は二百二十斤及百斤の兩種とし、稅率は高きは每二百二十斤銀三錢五厘より低きは每百斤七分五厘に至つた。厘金改稱の鹽稅局卡等は十九處に亘り、斤量は同じく二百二十斤及百斤の二種とし、稅率は每二百斤は梧州上關統稅卡の府境銀一分及賀縣統稅卡の二錢を除く外は二錢九分及三錢であり、每百斤は七分五厘、八分及一錢五分の三類があつた。

前記酒稅鹽稅の外に潯州北河護商經費(同治元年以降)長安勇餉捐(同九年以降)廣雅經費(光緒十三年以降)舊案鹽斤加價(二十八年以降)新案鹽斤加價(同三十二年以降)鹽斤練兵經費(同三十四年以降)等あれど、大部は統稅中に歸併されたのである。

鹽稅收入は宣統元年(一九〇九年)西稅十二萬一千八百兩、鹽稅二十二萬七千六百餘兩其他各款を加へ總額は七十二萬八千三百兩とし、光緒三十四年(一九〇八年)に比し十二萬八千餘兩を増加した。然れども張謇の鹽政論には翌宣統二年の廣西鹽稅全數を五十六萬七千五百餘兩として居る。

民國初年に於ても梧州上游兩河沿岸の稅捐局は鹽稅を抽收し、廣州全稅を除くの外、腹河輸運の鹽に對しては每包(百八十五斤)洋三角七分を抽し、大河輸運の鹽に對しては每包洋三角七分五厘を



抽し、廣東分所成立後其一部は廣州に解送した。而して廣東平櫃各場より廣西に運往する所の鹽は特別辨法があり、鹽務整頓の初に廣州鹽稅を納入せず、只包辨の海興公司に於て每擔稅一元を抽することとした。

民國三年以降鹽稅改革を計畫し、同三年三月には梧州に權運局を設立し、運鹽事宜並に鹽稅徵收を管理した。翌四年頃より鹽稅の統一を計畫し、同年九月には龔心湛は梧州及懷集賀縣各邊局抽收の加稅をば每擔一元四角に改めんとした。「デー」は每擔一元說を提出し、十月下旬より之を實施せんとしたが、當時實際は平櫃邊境各局は二元二角、梧州徵收局は一元八角、懷集賀縣兩局は一元五角を徵收して居つたので、廣西權運局長其他當地鹽務當局は一元は輕きに失し、若し之を實施せば毎年損失五十四萬元に達すと反對した爲に、漸く翌五年二月に至り解決した。

然れども廣西一省は中央鹽務署の權力が及ばないで、廣州より西江を通じて同省に運到する鹽に對し每擔二元五角を抽收し、平南櫃より運入する鹽に對し每擔一元内外を抽收するを除くの外は、各梧州平塘及平南邊境其他各處の抽稅は督軍及該省其他地方官に扣用せられつゝあり、自ら本省は當時前後借款契約を履行し得なかつたのである(註一三二)。

## 八 江 西 省

本省は鹽產地でなく鄰鹽の行銷地である。淮鹽を大宗とし、浙鹽を廣信一府に粵鹽を南、贛、寧、三

府州に行銷するを除くの外、其他何れも淮鹽の引地である。歷年軍需借款の爲に正引に加徵する外零鹽に抽厘したのである。

鹽の通過稅に關しては既に明の正德十二年(一五一七年)十一月王陽明は贛州府に抽分廠を設立し、同九年五月迄過稅四萬八百十餘兩を徵したことがあつたが(註一四)鹽厘に就ては咸豐七年省城の百貨厘金局内に於て鹽稅總局を兼設し、各路鄰鹽每六百斤に付錢四千八百文を徵し、並に萬安縣の良口に於て専ら粵私每百斤に付錢二百五十文を抽收し、同十年六月會國藩は江西厘金を改め牙厘局とし、鹽稅事務を牙厘局に併入し、同治二年八月鄰鹽厘稅を加重し、閩鹽每斤錢八文、浙及鹽粵鹽每斤各錢十二文を徵し、同四年一月閩鹽に對し每百斤暫く洋銀三錢を徵收し早卡には折半抽取し、二月良口吉安龍母廟三卡の粵鹽鄰稅每斤共計六文を抽した。當時牙厘局の報告に徵するに、南安康贛關各卡は粵引地界であり、粵鹽抽收厘稅章程に依れば、入境の首卡に一次每百斤一百文を抽厘し、販運出境の鹽に對しては百斤錢八百文を抽厘し、一厘一稅の後には重徵を免することとし、三月良口、神山岡山、龍母廟三卡の粵鹽に對しては、每斤各一文を加抽し、五月淮浙引地中浙私を停稅し、同六年五月吉安の粵鹽に關し重斤の夾帶通脫を取締り、次で同八年三月淮安引地を收復し、西岸の粵閩浙鹽等の侵入を禁止し、鄰稅卡を改めて緝私(取締)卡としたのである。而して清末に於ては鄰鹽に對し附加稅を課し、例へば光緒二十一年一月以來海防需餉の爲に淮鹽加價を徵し、



同二十八年粵鹽口捐を徴し、同二十九年浙商認繳津貼を定め、同三十年零鹽加價を徴し、同三十四年浙鹽加價及粵鹽加價を徴した。

革命前後廣東鹽の状況を見るに、運入の通路は(一)潮橋より韓江に依るもの(二)惠來沿海各場より來るもの(三)廣州より北江に通ふものであり、該省の粵鹽を銷する處は十七屬であり、其鹽稅は甚だ輕く、潮橋鹽は每擔三角四分、北江よりの運鹽は每擔五角一分、惠來鹽は每擔三角一分に過ぎぬ。該省其他の各屬の粵鹽は均しく排擠を受けてゐる(註一五)。

## 九 安 徽 省

本省は又產鹽の區でなく、兩淮兩浙等鄰鹽の行銷地である。爲に從來正課なく、歷年の軍需及償款は各產鹽地省分より代收撥解されたのであり、自ら獨立の收稅機關を設けないのである。全省食する所の鹽は同一でなく、徽州は浙鹽を、宿州渦陽等四莊は東鹽を、其餘の沿江一帶では多く淮鹽を銷し、大通督銷局の分銷に歸し、北路は多く淮北鹽を銷し、正陽督銷局の經理に屬し、而して泗州盱眙五河靈璧定遠等の州縣は北鹽土銷の爲に土銷局を設け、正陽に隸屬せず、桐城、舒城、無爲、合肥、廬江、巢縣、滁州、來安、八岸は又北鹽の銷區であり、別に分局を設け、大通に隸屬する天長一縣は南鹽を銷し、江甘北岸の商人の包辦であり官運に屬せぬ。

之を沿革に徴するに、同治二年十一月淮鹽を安徽に運入せば、每引報効軍需銀二兩五錢を徴し、

揚鎮軍營厘銀一兩二錢、沙漫州糧臺厘銀三錢二分、都營犒賞銀四分八厘を課し、大通に於ては下游大勝關、金柱關、荻港大通四卡厘銀四兩四錢及大通局費銀一錢五分を徴し、同三年三月安慶鹽厘每引銀三錢を、皖岸報効項下每引銀六錢を減じた。同年兩江總督曾國藩は安徽の餉源枯渴した爲に、淮北鹽價四割(十四萬八千六百兩)を以て協濟し、之を淮北四城鹽課と云ひ、又淮北鹽を五河正陽兩處に於て設局抽厘し、同じく四割を以て本省に撥解し、之を淮北四成鹽厘と云ひ、從來兩浙鹽の安徽に運入するものに抽厘したが、同治三年徽州建平兩處の鹽厘を停徴し、其後毎年浙江省より銀一萬兩を協餉することにした。

同治五年六月皖鹽の安慶以上に赴くものは安慶華陽兩卡を除くの外、内河厘金を免じ、同七年二月安慶所屬鹽河華陽兩卡の鹽厘每百斤各二百文を減じ、同八年には同上卡の鹽厘を裁撤した。

清末に及んでは又附加税を設け、例へば光緒二十五年練軍加價を、同二十七年償款加價を同三十二年功鹽加價及抵補土藥稅加價を設けたのである。

清末淮南四岸票鹽科則に依れば、正款運庫徵收の皖岸正課七錢二分加課一兩一分三厘加課經費二錢、新課三錢揚由關稅六厘六毫七絲外江鹽厘三錢七厘三成復價及續提三成復價各一錢八分とし、岸局徵收の鹽厘三兩八錢新厘八錢其他報效復價加價等九種合計十一兩二分五厘に達し、尙外に雜款が若干ある。淮北票鹽科則に依れば、海分司徵收の皖岸正稅一兩五分一厘雜課其他合計二錢六分とし、



淮北鹽厘局徵收の皖豫岸五河鹽厘五兩八錢六分八厘としてゐる。

更に民國二年現在の兩淮鹽の皖南鹽稅は每引七百四斤に付運商十二圩に納むるもの庫平銀二兩九錢二分一厘(九種)制錢二文(一種)とし、岸に到る後鹽局に納むるもの庫平銀十五兩七錢三分六厘とし、外に鹽商が揚州に納むる所のもの庫平銀一錢八分(二種)制錢四百六十五文(三種)を加算せば庫平銀十八兩八錢三分八厘制錢四百六十七文とした。淮北鹽が運河に依り揚州を經過し皖北に赴くものは商運及官運の二種に分れ、前者の中には運商の十二圩で納入するものは每引(同上)庫平銀三兩三錢五分九厘(十一種)制錢二文(一種)岸に到り鹽局に納入するものは庫平銀十三兩三錢一分一厘とし、外に場商が揚州に納入したるもの制錢二百八十八文(二種)を加算せば庫平銀十六兩六錢七分一厘となる。後者は滁來官運であり、運商十二圩に納入するもの庫平銀一兩九錢七分三厘(十種)であり岸に到る後鹽局に納入するもの及場商の揚州に納入するものは前者と同率である(註一六)。

#### 十 山 西 省 (附)察哈爾及熱河鹽厘

本省の鹽務は前清時代は南北兩路に分れ、南路は専ら河東潞鹽を銷し、北路は銷鹽の種類甚だ多く、辦法又同一でない。其種類には吉藍泰鹽、大青鹽、日鹽、文公鹽、花馬池鹽、口外關外土鹽並に各屬零星の土鹽及東路融銷の蘆鹽、太汾試銷の潞鹽がある。辦法には官運銷、商人包課或は過卡抽厘又は本地徵收の厘稅及牙帖落地稅等があり、各處異なる。例へば蒙部の大青鹽、白鹽(又爾刀と云ふ)文

公鹽等は商人の包辦を以て厘金を徴し、甘肅靈州に近き鄂爾多斯花馬池鹽は設卡抽厘し、天津の蘆鹽も亦厘金を徴し、山陰縣應州の關外土鹽又は大同方面の零星土鹽は落地に抽收してゐた。就中蒙鹽は殺虎口、包頭河口豐盛等に於て課稅し、咸同以來抽厘法起り、其入口には水陸兩路に分ち光緒九年の例に依れば水運は每百斤厘錢二百二十文を徴し、陸運は每一百二十斤厘銀四分五厘を徴し、貨厘項下に歸入し、同二十六年以降鹽厘増重し、鄂鹽は每石三百五十斤抽厘銀二兩、烏鹽は每石四百斤抽厘銀一兩六錢、蘇尼特青鹽は每石三百六十斤抽厘銀二兩二錢、白鹽は每石四百斤抽厘銀八錢とし、殊に同二十七年には賠款の爲に鹽厘水運每百斤抽錢百八十文、陸運每一百二十斤抽銀五分五厘を加徴し、年收約銀三萬兩とし、花小鹽に對しては同三十年軍積黑峪口等の卡に於て花鹽には每斤錢八文を抽收し、小鹽には每斤四文を抽收し、同三十八年蘆鹽に對しては輸入の第一關卡に於て每斤錢六文を徴し、其後三十三年花鹽に對し錢六文を加徴し、三十四年藥稅抵補の鹽斤加價四文を加徴した。蓋し蘆鹽の如く貨捐局に於て兼收するものは百貨厘金と異なる所はない。年收は三十四年蒙花小鹽銀四萬五千七百餘兩、加價約二萬五千八百兩、蘆鹽加價四千四百兩とし、之に土鹽等の課稅を合算せば約十一萬九千兩に達する。

民國二年現在河東鹽の鹽稅は每石(三百擔)庫平銀二百九十八兩九分六厘每本地擔一元四角六分二厘司碼擔一元五角三分六厘である。



## 察哈爾鹽厘

光緒二十七年察哈爾に鹽務局を設定し、鹽厘を抽收し、同二十八年青鹽每百斤八十文を加抽した外、加價二文を徴し、白鹽每百斤四十文の外に毎斤加價一文を加徴し、同二十九年二月直隸宣化府屬十州縣及張獨多三廳の鹽務は商董を委派し、督銷局を設立し、毎年課銀三萬兩を包納せしめ、張家口多倫廳鹽稅及宣化延慶保安西寧懷來五州縣の包課を一併裁免し、同三十一年七月察哈爾鹽厘加價毎年銀二萬五千兩を包解し、三十二年宣化府屬十州縣及張獨多三廳の鹽務は毎年包厘銀八萬一千兩とし、宣統元年正月察哈爾鹽厘加價包辦滿期に因り之を收回し自辦に改め、同年十月察哈爾に蒙鹽公司を設立したが蒙鹽の銷路に支障あつた爲に之を停辦し、同年三月口北に官棧を設立し、察哈爾都統より派員代收し、十月直隸宣化府屬十州縣及張獨多三廳の蒙鹽は蘆綱辦法に按照し引岸に改め、長蘆運司の經營に統歸經營し、同三年口北引岸を改めて官辦に歸し、設局派員し接收經理し、七月察哈爾鹽厘加價毎年銀四萬五千兩を撥し、十一月には口北蒙鹽は暫く官辦を停止し、察哈爾に於て公司を改設した。

## 熱河蒙鹽厘金

光緒二十九年一月熱河に於て鹽捐を創辦し、毎斤制錢五文を抽收し、同三十三年二月官本三萬兩を撥し設局し、蒙鹽每千斤銀四兩を課し、同三十四年十月蒙鹽に對し、毎斤四文を加抽し、正課銀每

千斤二兩五錢を改徴した(註一七)。

## 十一 陝 西 省

本省の産鹽は極めて少く全省の三分の一に行銷するに過ぎぬ。定邊縣の花馬大池鹽、甘肅省の花鹽の外は主として山西潞鹽の行銷地である。陝西の鹽厘は咸豐八年の創辦に係り、由來百貨と分たす百貨厘金章程に照し貨價每兩銀四厘五毛を抽收し、次で銀二分に改め、入境卸載を合し銀四分を徴收した。而して本省の財政説明書に従へば鹽稅としては鹽課稅厘を存し、場課又は竈課なきも、鹽課中には從來地丁歸入の例もあつた。鹽課は引課であるが鹽の出入口の際に課するときは厘金と類似して居る。而して加價は咸同軍興以來課稅し設局抽收し、多くは通過の鹽に課徴した厘金である。財政説明書には加價は厘と同じからず、厘は値百抽幾分を課するに對し、加價は斤量を按じて幾文を課すると述べて居るが誤りである。厘金創定當時は別とするも、兩者は從價及從量を以て區別の標準と爲すことは出來ぬ。同治年間回亂靖定後甘省に在つては課を改めて厘とし、同時に陝省定邊に設局し、専ら抽厘を辨じ、之を花定鹽局と謂ひ、定例は毎一斤厘錢三文を抽收し、爾來陝省鹽地を甘省の管轄に歸したことがある。

光緒二十四年陝西巡撫は同省の行銷鹽價は毎斤二十七八文に過ぎないので潞花各鹽を論せず毎斤加價四文を徴し、二十五年には潞鹽に對し加價毎斤二文を徴し、同二十七年一月には潞鹽加價毎斤



一文を徴し、十二月部議新定償款並に兩江總督の奏案に基く淮鹽加價四文成案に照し、潞鹽に加價四文を徴し、又潞鹽行銷の河南には既に設局抽收辦法があつたので陝西同州府三河口地方にも設局し、共計五文を課し、派員抽收した。尙先に常厘每名(三百擔)銀十二兩を徴し、山西に於て包收し、陝省に解送した。同三十四年八月部に咨り鹽價を酌加し、藥稅に抵補し、何省何種の鹽に對しても一律に四文を加徴し、一文を以て部に送り、藥稅を補足し、一文は產鹽の省分に留め、一文は銷鹽の省分に留め九月一日より開辦することにし、產鹽省分の一文を山西に歸するを除くの外、潞鹽は只三文を加徴したが、前後合算せば加價八文となる。花鹽に就ては亦四文加價の案に依り先づ沿邊一帶に試辨し、彼の同治年間に於ける陝西の花鹽厘金成案に仿照し、毎斤暫く三文を加徴し、隴州等の地に設局徴收したが、稅收不足した爲に卡を裁して甘省鹽厘局の代辦に歸し、後又各邊卡の兼辦に改めた。新案賠款に依り始めて花鹽の加價を實施することとし、西路は何種の鹽を問はず本省運入の鹽にして甘省の厘票を持するものは毎斤加價八文を徴し、若し甘省の厘票なきものは毎斤加價十六文を徴し、川蒙各私鹽には概ね十六文を加徴し、又三十年花鹽に對しても抵補藥稅通案に依り加價四文を徴し、總額に於ては加價二十文に達する。加價の局卡は河口、鳳翔及漢中三處に在り均しく財政總局の管理下に在る各總局を設け、三河口は分局七處巡卡四處あり。宣統元年一月經費節約の爲に分局を四處に減じた。鳳翔は光緒三十年官運局裁撤後に知府が徴收事務を兼理し、

分局四處分卡二處あり。漢中は花蒙川鹽加價を徴し、分局三處分卡九處ある。而して曩に陝省運入の潞鹽に對して山西省に於て代徴し、陝西に解送したことがある。年收は「アレキサンダーホジイ」は支那人の一報告を擧げ、從來山西鹽の輸入に對する厘金約五萬兩としてゐる

民國二年現在本省に運入する河東鹽の鹽稅は每名(三百擔)に付庫平銀三百三十七兩四錢九分とし、本地擔二元一角〇六厘、司碼擔二元二角〇四厘とし制錢は毎斤十一文とし、其運城徴收後本省邊界に至るとき之を徴收した(註一八)。

## 十二 甘 肅 省

本省は產鹽地であり本省鹽は本省及陝西の一部に供給し又蒙鹽の行銷地である。鹽稅中には鹽課、鹽厘又は加價等名目を異にするも多くは其實を同くする。既に乾隆十二年(一七四七年)中衛渡口に局を設け、蒙鹽に抽收し、咸豐八年に至り始めて蒙鹽の進口を認め招商承辦に依り、商稅每百斤銀八分の外に厘銀八分を抽收し年收約一萬六千兩とした。其入口は専ら一條山より鞏秦及漢南一帶に運來し、每鹽百斤厘銀一錢六分の外に脚費銀三錢六分を抽收し、其後同治八年鹽茶厘捐を開辦したときには之を貨厘に統歸して抽收し、同十二年回亂靖定後蘭鞏各屬の鹽に對しては一條山、中衛に局を設け抽厘し、凡そ舊例に按じ每百斤稅一錢六分を抽收するの外に每鹽一斤厘錢五文を加抽し、又厘章を酌定し、其藥品に供すべきものは西寧厘局に於て藥材に併入し、厘銀年收僅かに十餘



萬兩を抽收した。青鹽の收厘は之を始めとす。同十三年に税を厘に改め、清末光緒三十二年厘金を統捐に改辨し、中衛、一條山兩處に蒙鹽官局を設け官商合辨とし、資本十萬兩を集め、官六商四の割合とし、蒙古擦漢池鹽に對し派員督運し、私販を嚴禁し、定例に依れば每厘斤統捐銀四錢を徵し、蒙駝鹽に對しては中衛局に於て每百斤脚價銀三錢八分を、一條局に於ては同上四錢五分を抽收し、同三十四年には鹽捐の外に每斤錢四文を加抽し、宣統二年十月招商包運を行ひ、一條山局の官鹽は甘肅蘭鞏秦階等の屬に於ては統捐加價等の外に毎年引地課銀一萬三千兩を認繳し、同三年五月又招商包辦を實施し、蒙青惠花等の鹽に對しては甘肅靜寧州の水路城其他地方に於ても統捐加價等の外に毎年引地課銀を繳納せしむることにした(註一九)。

## 十三 河南省

本省は長蘆鹽、山東鹽、河東鹽兩淮鹽の行銷區域であり、同治元年閏八月河南巡撫鄭元善の奏に依り、河南軍需浩繁の爲に龍王廟等の地方に於て蘆厘金每包制錢五百文を抽收し、翌二年四月には山東館陶河岸の厘卡を既に裁撤したので又均しく之を停止した。而して同年九月には衛河に設局し、又蘆鹽厘金を抽收し、商人苦累を訴へ停止を請願したが、當時東省河道多からず黃運兩河の厘卡は毎年各局の收むる所京錢萬餘串に過ぎざるに對し、衛河の鹽厘は毎年十餘萬串に上り軍餉に資すること多く、且つ舊章に依り每鹽三斤有餘に僅かに一文を抽し、商情に害なきこととし之を實施したのである。

清末に至りては他省と同じく鹽斤加價を徵收し、著しく收入を増加した。例へば光緒二十一年三月間原案加價は蘆潞淮東四綱を一律に每斤加價二文を徵し、二十三年六月蘆綱加價二文を徵し改めて長蘆運庫に歸し、年包繳銀十二萬兩とし次で二十七年一月續案加價を開辨し、原案加價の不足を補充する爲に四綱引鹽は一律に續加二文を徵し、其間蘆商困苦の爲に加價二文を停止したが、山西省に於ては又潞鹽銷數疲滯した爲に續加二文を改めて一文とし、原續再案加價變通を爲し、每斤共計加價三文每引三百二十五斤一千二十文とし、三十一年冬再び蘆鹽前停の續案加價二文を抽收し、直省より奏し一文を規復し、蘆商毎年の包繳銀六萬兩の計畫を立てた。是より前同二十八年以降新案賠款の爲に鹽斤再行加價を實施し、又同三十四年鹽斤抵補藥稅加價を加徵し、又同年鐵路鹽厘每斤加價三文を徵し、同三十四年の收入は前記諸項を合せば百萬兩に近いのである。

民國二年現在河東鹽の鹽稅は每名(三百擔)庫平銀二百〇八兩二錢四分九厘每本地擔二元一角三分三厘司碼擔二元二角三分九厘とし、制錢は每斤十三文とし、運城徵收後本省邊界に到るときに之を徵收した(註二〇)。

## 十四 湖北省

本省は應城の産地を存する外に主として川鹽及淮鹽又は一部粵鹽潞鹽の行銷地である。故に應鹽課稅の外に専ら川鹽稅厘及淮鹽稅厘がある。粵鹽は川淮鹽の銷路杜絶し又は制限された際に私鹽



として運入したことがあり、自ら之に對する税厘の開徴を見たことがある。

咸豐三年六月四川廣東兩鹽の湖北に入口するものに對しては、商民の自由販運を許したが、隘口に關を設け一税を抽收し重徴せぬこととし、同四年宜昌に派員し每斤銀一厘五毛を抽收し、毎月收數一萬數千兩乃至二萬兩とし、襄陽一帶には川鹽道遠くして運到少く、潞私鹽充斥した爲に同五年には樊城宋家埠等に局を設け、每斤錢二文を抽し、月收二、三千串に上り、又淮鹽及川潞私鹽等に對し要隘に局を設け稽查し、每斤四厘四毛を課し、淮鹽等は六百斤を一引とし、正雜銀二兩六錢八分を課し、川私鹽は宜昌に於て局を設け歸併し、六年一月又每斤一厘五毛を抽收し、年收己に銀二十餘萬兩に上り、更に四厘四毛を抽取し、毎年五六十萬兩に達すと云はれ、同年三月には宜昌沙市に於て川鹽に對し每斤制錢七文を抽收し、同治元年宜昌に於て川鹽に對し每斤收錢五文、沙市に於て六文五毛を加抽し、同三年八月舊税の外に荊州に於て錢三文を加抽し、宜昌に於て二文を加抽し、一半を淮に歸し、一半を楚(湖北)に歸し、同六年沙市の税課をば宜昌に歸併して辦理し、每川鹽一斤正加課竝に公費錢十八文を共收した。同治八年川淮兩鹽を運銷し、荊州沙市に配銷局を設け、淮鹽の二割に對して川鹽は八割を占め、曾國藩の奏文に依れば湖北に川引を借銷したのは二十年來とし、川鹽の廢すべからざる事由中に川鹽は淮鹽に比し色味俱に優り、民喜んで之を食し需要の甚だ多き旨を述べてゐる。光緒六年十二月萬戶沱厘局を裁撤し、川省より毎年鹽厘銀一萬二千兩を認解し、

「ヤイナレウユー」は南京巡撫の説明を掲げ、當時川鹽の厘金は一箇年九十萬兩に達し平善壩(宜昌の上流)に於ては一斤十八文(一封度十三文)を課し約一億封度即ち五百噸の鹽の輸入を見る淮鹽の收入は更に多く一箇年三百萬兩に上ると記してゐる。同十年正月川淮鹽を論せず每斤加價二文を徵し、同年七月又萬戶沱に局を設け每斤錢三文を抽收し、江南の軍餉を濟し、同十三年十一月兩江川鹽厘錢を加抽し、同二十六年局卡林立し、苛徴に至つたので局卡を裁撤し、川鹽に對し加抽を免じ、同三十二年六月宜昌川鹽加價を減税し、每包二百斤とし、每斤六文を減收した、次で同三十四年六月湖北新増軍艦費支辦の爲めに川鹽竝に應城并鹽每斤加價二文を徵し、宣統二年八月兩江駐宜加抽川鹽厘局を裁撤し、原收加厘錢文を湖北川鹽局をして代收撥解せしめた。

民國二年現在湖北鹽税率は到岸後鹽局に於ては銀を收む者十種、制錢を收む者四種あり、每引七百四斤庫平銀十六兩一錢二分四厘であつた(註二一)。

### 十五 湖 南 省

本省は兩淮鹽粵鹽及川鹽の行銷區である。四川鹽が厘金創設一箇年前の咸豐二年に湖北に運入した結果、湖南、岳州、常德、澧州等に於て局卡を設立し、每鹽一包百斤錢七百文を抽收し、粵鹽が同三年又湖北に運入した結果、郴州桂陽所屬の地に局卡を設立し、每鹽一包百斤錢七百文を抽收し、同治二年十二月東征局を定め、粵鹽每百斤錢三百文を加抽し、之を淮湘に折半して歸し、同三年湘



岸に局を設け淮鹽に抽厘し、同四年四月東行局を停止し粵稅を加收し、六月衡州湘潭に於て粵鹽に對し鄰稅每斤八文を加抽し、七月岳澧に於て川鹽に對し厘錢每斤八文を加抽し、同七年淮鹽に對し始めて每引庫平銀九錢九分五厘を收め、湘に歸し之を湘厘と稱し、同八年十二月湖南販運の川鹽に對し舊に依り抽稅し、同九年十一月兩淮抽收の川鹽鄰稅に對し澧州花畹岡岳州城陵磯に總卡を設け、斤を按じ抽收し、同十一年七月川鹽に對し鄰稅五文を改抽し、五文を淮に二文を湘に歸し、十二月川鹽鄰稅を裁免し、二文を湘に歸し、光緒十年五月湘省新招防勇費を支辨する爲に粵鹽に對し每斤加價二文を抽收し、餉需を濟し、同二十年十月川鹽に對し更に每斤二文を加抽し、軍需を佐け、同二十八年二月湖南衡永寶に官運局を設立し、變通辦法として收買抽徵し、同年沅靖鹽岸を廢し、一時復し難く、永順里耶に於て川稅每斤錢四文を抽收し、湖南厘金局より之を代收し、又衡州菱河に於て卡を設け粵鹽每斤錢十四文を抽收したのである。

本省には清末に迨ひ正厘の外に幾多の加稅があり、宣統元年の收數を見るに湘厘は庫平銀四萬一千五百六十三兩餘、川粵鹽正厘は省平銀三萬一千二百九十二兩餘衡永寶配銷課厘新厘庫平銀十八萬四千八百四十五兩餘、江防加價同四萬九千四百四十二兩餘、軍需加價同四萬九千四百四十二兩餘、練餉加價並美同十二萬五千七百餘兩、粵鹽防餉加價省平銀二千九百十六兩餘、海防加價同九千二百二兩餘、償款加價並に美餘同五萬七千三百餘兩、抵補土稅加價並美餘座平銀(及省平銀)七萬三千五百餘

兩、衡平寶配銷加價並美餘庫平銀七千七百七十三兩餘、衡岸續加價同六千二百二兩餘、償款口捐(淮川粵鹽口捐)省平銀四十三萬二千六百餘兩鐵路口捐(淮川粵口捐)同三十五萬三千三百餘兩、緝私岸費庫平銀五萬一千四百餘兩、學堂經費並美餘同八萬五千八百餘兩其他諸經費若干額あり、總額は二百萬兩を越ゆるのである。

「アレキサンダー・ホジイ」の研究に依れば清末淮鹽の鹽厘は一擔一兩三錢で、輸入高は百十五萬二千擔あるが故に收入百四十九萬七千六百兩となり、廣東鹽の鹽厘は一擔平均八百六十五厘で輸入高は十六萬五千二百五十擔あるが故に收入十一萬百六十七兩としてゐる。

民國二年現在湖南の鹽稅率は到岸後鹽局に於ては銀納のもの十九種で每引七百四斤庫平銀十七兩一錢七分六厘である(註二二)。

## 十六 四川省

本省は產鹽地であり、行銷地は本省の外雲南、貴州及湖北、湖南の一部に亘り、鹽稅中の大宗は厘金であり、従前より徵收の井課、引稅の外紙硃、脚力、截角、羨等手數料は少額に止つたのである。

咸豐年間太平亂の結果淮鹽の行銷地である湖廣(兩湖)の運鹽杜絶し、湖廣及四川政府は各種提案を爲したが效果なく、湖廣に於ては鹽の飢饉を見たと同時に、私運熾であつたが之を防遏することを得ず、遂に咸豐四年(一八五四年)以降宜昌沙市等に厘局を設けたことは湖北省の部に於て述



べた通りである。一八六四年以降は河道恢復し、淮鹽湖廣に運到するに至つたので、四川鹽を防止する目的を以て又宜昌沙市等に於て加徴したのである。然れども川鹽は良質であり容易に其需要を減せず、殊に加税の爲に私鹽を増加し、沙市等に於ては遁脱少くなかつた爲に、同治六年（一八六七年）宜昌に在つては總額錢十八文に改むると同時に、查緝處を巴東縣に設け、驗査處を平善壩（大水中は上流の屯甲沱に置く）に設けたのである。

一方四川に於ては其間大宗收入確保の爲に私運の禁絶に努め、既に咸豐四年（一八五四年）には鹽厘昂騰したので鹽の生産地に於て輸出鹽に對し毎斤一厘即ち毎水引八兩を徴し、中二兩七錢五分は生産者が負擔し、五兩二錢五分は商人が負擔した。但し歸丁税を徴する地方其他二、三區域に於ては之を免稅した。翌年餘鹽の輸出に對しては舊引に依り毎斤四文を抽收し、其他夔州重慶に於ても抽厘した結果咸豐十年頃には重慶、香國寺唐家沱三局の收入は約百十一萬兩に達した。而して其後淮鹽の運銷を恢復したが、密運其他鹽政紊亂を來した爲に收入は減退した。湖廣に對する川鹽の輸出は高率の課税あるにも拘らず多くの利益があり、同治七年（一八六八年）曾國藩の奏文に依れば、湖北淮鹽の行銷地に於ては川鹽の私運を禁止したが、同八、九兩年川鹽益々多く、毎年二十萬引即ち一億二千萬斤の多きに達し、尙密運に係るもの少くなかつたと記して居る。且つ川省内の消費に對しては引の請求を爲し又合法の取扱を見ざるに至り、太平亂の殘類石達開は南部に跋扈し匪徒李

短搭搭の率ゆる阿片密輸團等は中部を劫掠し、又苗族は雲貴に擾亂を起し、鹽政最も潰敗し、改革の機運を促成したのである。本省の鹽税は官運局設置前に九十萬臺のものが、設置後光緒五年（一八七九年）には百六十三萬四千餘兩に増加した（註二四）。以下四川に於ける重要な鹽厘に就て述ぶ。

(一) 廠厘(引厘)

本厘金は咸豐四年（一八五四年）の創辦に係り、生産地に於て引に付抽收するものである。同七年七月轉任四川總督吳振棫の奏案中には、川省は廠局に於ては湖北の借鹽に對して毎水引八千斤銀八兩を抽收するごあり、同十一年富榮各廠に於ては巴鹽は毎五十包(一包百六十五斤五十包)八千斤抽厘十兩五錢花鹽每五十包(一包二百四十斤五十包)一萬七千斤二十五兩とし、光緒三年（一八七七年）舊制を改め廠厘を酌減し、花鹽は富順に於ては毎五十包一引十八兩其他に於ては十八兩五錢とし、射洪に於ては毎百擔八兩七錢七分七厘とし、總て官引局に於て之を徴收し、年收は光緒九年（一八八二年）約三十萬兩に達した。

其後同二十二年（一八九六年）六月雲寧郁三廠の廠厘を免じた。蓋し當時迄の正雜科則は四川官運局に於て徴收し、富廠の巴鹽は毎引銀五十五兩一錢七分、犍廠銀五十三條一錢七分、財廠銀四十三兩二錢四分五厘富順縣下五壩銀四十兩八錢三分郁廠は銀十七兩九錢雲寧兩廠各銀十三兩八錢を徴收してゐたのである（註二五）。



## (二) 票 厘

本税は引を有せざる餘鹽に對し票を持して生産地に於て買入れたときに之を徴するものである。票鹽は多くは小販が廠に赴いて購入した鹽を民間に販賣するものであるから所謂民運民銷である。四川に於て引税を徴收したのは宋の紹興二年(一一三二年)に始り、票税は乾隆三十年(一七六五年)に之を創定し富順犍の餘鹽に對し印票を發給し、公費毎斤一厘八毫每票銀九兩を徴すと云ひ、同三十六年金川の役當時廢止したが、同四十三年(一七七八年)に低率の課税を復興した。而して厘金制度開始後同治元年(一八六二年)以來餘鹽の販賣及之が抽厘は特殊倉庫に於て取扱ふたが、光緒三年(一八七七年)に本制を廢止し、之に代ふる富榮犍樂等の廠に票厘局を設置し、票鹽に抽厘し、每挑(每一入)に八十斤を限度とし、護票を給與し厘税を抽收し、税率は巴鹽は毎斤四文花鹽は三文とし、歸丁の州縣に運赴せば課税を免じたのである。而して宣統二年(一九一〇年)歸丁の六廳州縣の票厘辦法を整頓したのである。光緒八年(一八八二年)當時の收數は約二十萬兩を占めた(註二六)。

## (三) 夔厘(夔稅)

咸豐四年夔州府屬の巫山縣は湖北宜昌府屬の巴東縣と壤地相連り、凡そ川私鹽船隻は順流下江するを得るも巫山を越へて飛渡すること出來ず、其扼要の地には卡を設け、専ら道府を駐し、私販の卡を過ぐるときは只正引科則を按じ税銀を徴取し、引を給し放行し軍民に均しく自由販運を許し、一稅

の後は重徴を禁じた。夔厘の創辦時期を「アーサー、フオン、ロスゾーン」は咸豐三年としてゐるが、當初鹽關を設けたのは四年一月であり、九箇月間實施されず、十二月鹽關及驗鹽埠頭を設け私鹽稅則を酌定し、每鹽百斤銀一錢三分を徴收することに定めた。同九年重慶下流三十里の康家沱に設卡し連脱を杜ぎ、同治元年省局に於て厘金を創辦し、又合州上流扼要の康家渡に於ても鹽厘を抽收し、一包二百斤とし、斤に按じ抽收したが、處に依り一包四、五百斤より六、七百斤又は八、九百斤に至るが如く區々であつた。光緒三年(一八七七年)官引局設置當時に湖北に對する餘鹽の抽税をば廢止したが、整理後其他鹽厘を繼續して徴收し、同四年夔郡の鹽厘局をば夔州府通判の兼管に改め、専ら驗引繳殘事宜を司らしめた(註二七)。

## (四) 渝 厘

咸豐十年夔巫に關卡を設立し、濟楚(湖北)無引の鹽に徴し、水陸邊(雲貴)計(四川、湖北)行商有引の鹽に對しては未だ徵税を議しなかつたが、重慶適牛の地に於て抽厘を試行すべきこととし、凡そ犍富各廠の濟楚引鹽花鹽は毎引錢六十二千五百文を巴鹽は毎引錢三十二千五百文を抽收し、俱に每一千文を按じ銀六錢を折交し、計鹽の渝城を經過するものは毎引銀二兩を抽收した。「ロストホー」に依れば湖北に輸出する巴鹽には每包一、二五〇文、巴鹽には六五〇文とし、餘鹽には一律一、五〇〇文とし、消費の鹽には毎引二兩と記してゐる。光緒四年四月濟楚に商運する鹽に對し、渝厘



銀二十五兩を徴し、同八年の収入は約三十萬兩に達した。同二十一年十一月官運渝厘は従前二兩のみであつたが、原徴の黔(貴州)税厘、滇(雲南)税厘、局費、防邊、引底、砲船、施濟、生息八款合計銀二十三兩二分をば一併渝厘項下に改歸し補足して二十五兩とし、宣統二年六月渝城鹽厘は改めて鹽道の徵解に移した(註二八)。

(五) 加 厘

光緒十一年六月海防需餉として川鹽每斤厘錢一文を加抽し、同十二年八月に至り之を停止し、同二十一年十一月籌餉加價として川鹽は總て每斤錢二文を加抽し、専ら軍餉に供し、濟楚川鹽は湖北省に於て之を徵收することとし、同二十五年十月川鹽は濟楚を除くの外、官商邊計を問はず每鹽一斤錢二文を加抽し、毎年銀五十萬兩を收め、十二萬兩を留めて川省の償款及新練旗兵營餉の用とし、其餘專款は存儲撥を俟つこととした。本税は之を新加厘と云ふ。同二十七年九月に籌款賠款として川鹽每斤錢三文を加抽し、同三十二年十二月川省編練陸軍需餉甚だ多きが爲に、每鹽一斤二文を酌加し、之を新軍加厘と云ふ、同三十四年十一月川省鹽斤加價は又抵補土税として引票每斤三文を加徴し、之を土税加厘と云ふ。

其他光緒四年五月永關鹽税は官運到岸の日より永岸の行商をして行鹽の多寡を按じ包納せしむ。蓋し叙永廳には落地鹽税及永寧縣過道鹽税があつた(註二九)。

革命後に於て四川鹽の貴州雲南兩省に運入するものに重税を課し、「デーン」が任期満了して英國より歸來した後、斯泰老の實地調査報告に徴するに、水陸運道靖からず商務不振を極め、鹽業に影響する所があり、或は強力の公司を設け衛兵を雇用し、雲貴地方に對する輸出を保護したが、行銷杜絶するもの多かつた。其原因は盜匪の跋扈の爲よりも、雲貴兩省に於て四川鹽の輸入に對し每擔税銀二兩を徴した爲である。

雲貴兩省の運銷する川鹽の輸出厘金は大半各該省に撥交し行政費に充當し、兩省己に此協款を得た爲に入境の四川鹽に對しては再び課徴せざることにした。一方雲南は土地邊陲の上に大軍駐屯し民人疲弊し財源枯渴した爲に前清時代より川鹽の鹽税三十四萬五千兩を撥給し、軍民政費を補助したのである(註三〇)。

次に革命後民國二年に於ける本省鹽税率を擧げば左表の如くである(丁恩改革鹽務報告書第一六二節)

廠 別	前清例制錢每斤 計算(銀一兩制錢千 五百文)	鹽政部規定	鹽務局改定	省議會第一 次表決	同 次表決 第二	民國三年税率
自流井より四川引岸に至る	花鹽二十三文	九文	一七、五文	一六、八文	一五文	花鹽十五文巴鹽十七文
同上より湖北に至る	同官運十一文 同商運十一文	八文	一七、六文	一七、六文	一七文	







ば鹽厘より之を補填し、同二十六年民團擴充の費用を支辨する爲に毎斤制錢十文を抽收し、同三十一年滇蜀鐵路費充當の爲に路捐を加徴し、同三十四年藥稅抵補として每鹽百斤銀三錢二分を加徴し、練兵經費に充當し、鹽厘名義以外の鹽稅附加稅の額は甚だ多く、本省の井鹽に對しては名を異にして其の稅法を同じくするものが少くない。例へば黑、元永、白、喬等各井に於ては正岸課則中鹽厘は每鹽百斤三錢を主とするも、鹽課は九錢九分餘とし、各徵稅を合算せば三兩二、三錢に上り、邊岸課則中黑、元永、喬后、雲龍各井には鹽厘なく、磨黑、香鹽、按板各井の鹽厘は每百斤二錢なるが鹽課に七錢及八錢で各種鹽稅を合計せば一兩七錢餘となる。

次に外省よりの輸入に係るものは四川及廣東鹽とし、四川鹽を本省に運銷したのは雍正年間に屬する。乾隆十九年鎮雄地方に行銷する川鹽に對し、總匯扼要の地に稅口を設けて每駄百六十斤銀一錢八分を抽收し、其後太平亂の結果餉項寄紉した爲に鹽厘を抽收し、東昭二府の川鹽銷路は商運少く私鹽充斥したので、引鹽は每包厘金經費銀五錢六分を抽收し、無引鹽は每百斤銀一兩五錢を抽收し、次で軍務平定後昭通東川鎮雄等の各厘局に於て鹽厘を抽收し、光緒五年には川省は滇岸を開辨したが、其收數は僅かに五千兩に過ぎず、同六年及以降一萬五千五百餘兩に増加した。同六年本省行銷の川鹽に對して每包銀四錢を抽厘し、川省の安邊場維星渡兩分卡の護票を憑とし、本省に於て抽收し、同九年黔厘辦法に仿照し、毎年四川官運局より本省の稅厘銀一萬四千兩を解送すること

にし、(當時四川鹽の雲南省に行銷する定額は「ロストホーン」は陸引二二、一五四引一〇〇、六一六擔としてゐる)同二十一年には從前の每引銀五錢二分を六錢二分に増加し、同二十八年本省に行銷する川鹽は川省に於て團費銀三萬兩及舊稅厘銀六千兩を加抽解送したのである。又維西廳地方の沿江住民は從來四川巴塘產の沙鹽を食し、本省に運入するものは必ず阿墩子を経過し、維西通判が稅を設け每鹽一百筒一百斤とし、一筒一斤に對し窓子(雲南蠻屬の一種)に賞給する外小額の鹽稅を抽收し、同治十二年八月地方官の經管に移し、同十三年に至り之を廢止し、後光緒三十二年川例に照し善後經費として銀六錢を徵收したが其收數は尙少額であつた。

本省が廣東鹽を輸入したのは乾隆四年正月に溯る。廣西境に接近する廣南府屬彌勒、師宗、羅平三州に於ける一箇年の食鹽需要額は約二百斤に上るを以て、粵鹽一萬三千三百三十三包を買運し、乾隆十七年開化府に於ても粵鹽を買運し、其後嘉慶年間に至る迄兩省は銅鹽の交易を開始し、太平亂後商運官銷法は廢弛し弊端百出し、入關には抽厘せず、只出關に於て始めて抽收し、鹽厘日に減退した。清末光緒三十年前の黒井提舉江海清の稟文に依れば、廣南行銷の粵鹽は二百五十萬斤とし、官運商運を論せず入關に先づ徵收し鹽を按じ引票を填給し、出關卡を過ぐれば票を驗し放行し、每鹽百斤厘金銀六錢を抽收し、其收數は毎年開支銀六千兩を除くの外一萬一千兩とした。蓋し廣南一府は粵鹽に對し從來只厘金を徴し稅課を抽收しなかつたが、後每百斤稅課二錢を抽收し、年額五千



兩と定めたのである。

雲南省の鹽稅收入は「アレキササンダー・ホジイ」に依れば光緒二十六年（一九〇〇年）迄は鹽課一擔（百二十八斤）九錢とし、一箇年四十八萬六千兩に對し、鹽厘一擔同上三錢四分五厘として一箇年十八萬六千三百兩を占め、同年以降は財政補完の爲に加稅の結果總收入は百十八萬五千兩に上ると記してゐる。

革命後本省の鹽稅は民國二年各井中每井碼擔百二十八斤（百七十封度餘）三元五角内外乃至四元五角内外のもの多くを占め司碼擔（百四十封度）なれば三元以上三元七、八角低率のものは一元のものがあるが如くに區々である。廣東鹽は途中廣西の過稅ある外に尙正稅二元以上に達するを以て其後同四、五年を通じ改革に着手し、内岸は三元五角邊岸は二元とし、民國五年一月一日以降の三大井區の銷岸及川鹽銷岸を一律に廢除し、又入境の川鹽加稅は川省運鹽公司十八家成立後に之を取消し、各地内岸邊岸の稅率は均一稅に改めたのである（註三一）。

## 十八 貴 州 省

本省は主として四川鹽を消費する外に廣東鹽及一部の雲南鹽を使用し來たのである。

厘金創定前川鹽に就ては清初順治十七年貴陽、思南、鎮遠三府に於て川鹽百斤稅二錢を徵し、康熙二年右三府の外諸地方に於て每鹽百斤稅銀二錢四分を徵し、普安では三錢を徵し、同三十四年貴

陽等の地方に在つては落地稅銀每百斤二錢四分を徵し、雍正十年婺川縣灌漑水地方には稅口を設立し鹽稅を徵したことがある。抽厘後は咸豐十年鹽貨往來の仁懷廳に仁岸局を、大定府屬の瓢兒井に永岸局を、桐梓縣屬の松坎には碁岸局を、思南府と川境交界の龔灘には涪岸局を、黎平府屬の託口、開泰縣屬の流塘、玉屏縣と湖南晃州廳交界の龍溪口には各一局を設立し抽厘を開始し、粵鹽に對しては同十一年川楚鄰近の鹽貨往來の區に於て厘局を開設し、鹽斤貨厘を抽收し、白土連州江口等の地方に於て廠を設け抽厘した。同治三年別に局を設け司道より辦理し、其初入口の大宗は首として食鹽とし、黎平一府は粵鹽を行銷し、其餘各府州縣は川鹽を行銷し、每歲行銷の鹽引は約一萬張とし、四川の碁洛貴州の仁永各兩岸分局に於て之を代收し、同七年白土連州江口等の廠は廣東、清遠縣の石角墟に移建し一廠に歸併し、同八年商力疲乏の爲に厘銀三成を減じ正引鹽每包銀一錢四分を抽し、積引融引銀二錢八分を抽した。其後本省の鹽稅は重課に傾き、廣東、雲南の私鹽侵入し鹽政紊亂した爲に光緒三年（一八七七年）に至り鹽運局を設け改革を見た。四川總督丁寶楨、同鹿傳霖及總辦滇黔鹽務局唐炯等の奏文に依れば、貴州の川鹽に對する抽厘は層々剝削し、殊に兵燹後は運鹽岸に到れば十抽一の大厘あり、沿途又半厘小厘毫厘落地稅等種々名目あり、且つ查局分局驗票局及地方州縣の私設局卡の需索苛誅あつて每引銀五十餘兩に上り、稅厘を合算せば約百兩を越へ、毎年數十萬兩を下らなかつたので紛々として愁訴あり、同三年官運商銷に改め、川鹽の貴州に入るものに對しては永寧、



仁懷及綦江の石角鎮涪州の羊角嶺に各局卡を設け、一税を總徴するの後は本省何れの關卡を過ぐるも重徴せざることにし、總徴黔省稅厘章程に依れば、每引稅銀十兩厘銀四兩と定め、實際同年より毎年厘金五、六萬兩を貴州に解送することとし、同六年には四川總督は貴州巡撫岑毓英と會奏し、川鹽厘銀六萬兩を解送することにし、同八年に及び鹽厘と合して毎年解額十八萬兩を定額としたのである。然れども年に依りて必しも定額の如くではない。同二十九年賠款每引四兩を加抽し、黎平府行銷の粵鹽厘稅は開泰縣屬丙妹局の抽收に歸し、當初每包收厘三錢六分とし、同三十一年三月川鹽は黔邊及川省近邊沿岸に於て再び新厘銀五兩を加徴し、同年八洽河に粵鹽厘局を設立し、陸引每百斤銀一兩を抽し、同三十二年八月八洛河厘局を裁撤し、黎平府縣と會商し公司を設立し、包辨せしめ、丙妹鹽局は尙章に照し存續し、後抽收過重となつたので二成を減じ、每鹽百斤銀八錢を抽厘した。

清末に於ける本省の輸入鹽數量は川鹽は五十三萬四千八百六擔（陸引五百五十六擔の外は總て水引とす）とし、廣東鹽は約三萬擔に過ぎぬ。

革命後に至りても本省の入境稅每擔二兩を抽收し、產地を去る遼遠で軍費多額に上り、鹽稅昂騰し、人民幾んど購食の力なしと云はれ、殊に粵鹽は沿途廣西の重課を納附したが、貴州長官は四川運鹽公司十八家の利益を保護する目的を以て繼續徵收し、民國三年四月以降十月迄抽する所の入境

稅は其額九十二萬三千五百七十五元一角三分に達し、其中該省の支用に歸するもの洋五十二萬六千五百九十八元四角七分を占め、其餘三十九萬六千九百七十六元六角六分とし、兌換に由る缺損を除くの外尙三十六萬三千八百三十三元六角七分を存し、貴陽中國銀行を経て上海北京兩處に匯寄し、鹽款帳内に歸入し、該省の協款に付するものは民國四年八月以降五年一月迄四十萬元に達した（註三二）。

（註一）清鹽法志卷二九八、二三〇、陽明先生集要經濟編卷一疏通鹽法疏

（註二）民國三年二月鹽政雜誌第一一年第七期

（註三）丁恩改革鹽務報告書第三節

（註四）鹽の生産額は今日より百有餘年前の支那公報に依れば約二千萬擔とし三十年前後は二千八百萬擔とし清末は「アレキサンダー・ホッシー」に依れば三千五百八十餘萬擔とし胡翔雲の鹽場録は民國三年各省鹽務機關の鹽產報告を掲げ宣統二年以降民國二年迄四箇年平均を三千六百三十五萬擔としてゐる。右二者の各地別產鹽額並消費量及稅額等を掲ぐれば下の如くである（單位千）

省別	ホツイ調査		胡翔雲鹽場録		一九一六年「チヤイナ、イヤーアツク」	
	生産額 千擔	稅額(庫平兩) 千兩	產區別(宣統三年報告) 千擔	行銷地	消費量 千擔	
奉天省	三、六〇〇	四八〇	東三省	東三省	三、六〇〇	
直隸省	四、五〇〇	一、三三二	長蘆	直隸、河南	三、五九六	
山東省	二、九四八	六〇〇	山東	山東、河南、廣西	二、一一二	
江蘇省	六、三二八	二、六〇〇	河東	山西、陝西	九五七	
浙江省	四、〇〇〇	九〇〇	兩淮	江蘇、兩湖、其他	三、九五〇	
福建省	二、〇〇〇	七五〇	福建	福建	五三四	



第五章 釐金

廣東省	四,〇〇〇	一,三五七	兩浙	二,〇三三
雲南省	八〇〇	一,一八五	四川	八,二一〇
四川省	五,三二四	三,五〇〇	兩廣	二,四九七
甘肅省	三二〇	七〇	雲南	五四一
新贛省	四八	一〇	陝甘	五〇六
陝西省	三三八	六〇	計	三五,七〇四
山西省	一,五八九	六八四	宣統二年	三六,三五〇
湖北省	八	三,七七七	民國元年	三三,二八〇
湖南省	—	一,六〇七	同二年	四三,七一三
貴州省	—	二〇〇	平均	三六,三五〇
廣西省	—	四九〇		
安徽省	—	二,三〇六		
江西省	—	一,三二〇		
河南省	—	四〇〇		
計	三五,八〇三	一三,六三一		

如上生産額は各省別に於て同異ある。「ホソイ」は消費量を參考とし算定し固より精確を期し難いが總額に於て大差はないのである(胡翔雲鹽場錄、Nineteenth Century and After, May 1914, pp. 1117-1143; China Yema Book, 1916, 383-7)

- (註五) 丁恩同上第八六、八九節
- (註六) 丁恩同上第一七七節、吉林省財政說明書
- (註七) 丁恩同上第一〇三節、山東省財政說明書
- (註八) 丁恩同上第一三七節、江蘇省財政說明書

- (註九) 丁恩同上同節、浙江省財政說明書、清鹽法志卷第一七五、一七六
- (註一〇) 丁恩同上第一四二、三一、三四〇節、福建省財政說明書、清鹽法志卷第二〇三、閩省外記
- (註一一) 廣東省財政說明書、鄒琳粵紀實、清鹽法志卷二三、丁恩同上第一四四節、雜誌支那第四卷第九號
- (註一二) 明史食貨志、清鹽法志卷二九八
- (註一三) 丁恩同上第二四八—二六一節、清鹽法志卷二二九、二三〇節、廣西省財政說明書
- (註一四) 陽明同上
- (註一五) 丁恩同上第二四五節、江西省財政說明書、清鹽法志卷一四二
- (註一六) 丁恩同上第三四節、安徽省財政說明書、清鹽法志卷一三四、一三六
- (註一七) 丁恩同上第三四節、山西省財政說明書、清鹽法志卷三七、三八、中國鹽政沿革史山西部
- (註一八) 中國鹽政沿革史陝西部清鹽法志卷八五
- (註一九) 甘肅省財政說明書、清鹽法志卷九五節
- (註二〇) 丁恩同上第三四節、河南省財政說明書、清鹽法志卷二三、八五
- (註二一) 清鹽法志卷一三九、二五二、湖北省財政說明書 The China Review II (1882-3) pp.58
- (註二二) 丁恩第三四節、湖南省財政說明書、清鹽法志卷一三九 Nineteenth Century and After op. cit.
- (註二四) 清鹽法志卷二五二 Archer von Rosshorn, The Salt Administration of Szechuan (Journal of the China Branch of the Royal Asiatic Society, 1892-93, Vol. XXVII (1895) pp. 7-10, 21
- (註二五) 清鹽法志卷二五七 Archer Von Rosshorn, op. cit. pp. 19
- (註二六) 清鹽法志卷二五三、四川省財政說明書 Archer von Rosshorn, op. cit. pp. 19-20
- (註二七) 清鹽法志卷二六一 Archer von Rosshorn, op. cit. pp. 20
- (註二八) 同上



(註二九) 清鹽法志同上、四川省財政説明書

(註三〇) 丁恩同上第一六一—三、第一六六、一七〇、

(註三一) 丁恩同上第三四、二三九、二四〇節、雲南省財政説明書、清鹽法志卷二一八、二六一鹽政雜誌第二二期(民國六年十一月)

月) 第卅一期(同十年十月) Nineteenth Century and After, op. cit. P. 1117-43

(註三二) 清鹽法志卷一九六、二三〇、二四四、二五〇、二六一、貴州財政説明書 Nineteenth Century, op. cit. P. 1117-43;

Arthur von Othorn op. cit. P. 14

## 第二款 阿片厘金

### 第一概 說

支那の阿片には外國輸入品たる洋藥(葯)及内地産たる土藥(葯)の二種がある。但し土藥と雖も其由來は外國に起源を有するを以て、四川の如きは光緒初年頃迄尙洋藥又は洋烟と呼んで居たのである。洋藥税は洋藥の輸入が古きを以て、土藥税に比して遙かに前代に在り、禁烟前の明末萬曆三年の税法を改正した同十七年(一五八九年)の陸餉貨物抽税則例に依れば、藥税項下に於て阿片每千斤税銀僅かに二錢を課し、其後同四十三年(一六一五年)には酌減して每十斤税銀一錢七分三厘とした(註一)。前清康熙二十四年の開禁時及同二十六年(一六八七年)の税表に於ては每斤三分とし、估價冊に在る價格の六「パーセント」に過ぎぬ。「ヒルト」の關冊(乾隆二十年)の註には當時廣東に取引された阿片は洋藥か土藥か不明であると云ふが未だ土藥の殆んど生産を見ざる頃故に洋藥なることは固

より疑がないと思ふ(註二)。其後洋藥税に就いては前記康熙二十六年の外に禁烟後の雍正十一年(一七三三年)に税表が公布されてゐる。道光十六年(一八三六年)四月大常寺少卿許乃濟の奏文に依れば、乾隆以前海關則例は之を藥材項下に於て每百斤税銀三兩(十斤三錢)及分銀二兩四錢五分とし、粵海關則例には鴉片每百斤正税銀三兩を征し、火耗(附加税)銀三錢を課し、且つ擔額分額(手數料)等銀八分六厘と記してゐるのは蓋し乾隆時代の市價が僅かに五錢に過ぎなかつた爲である(註三)。然るに厘金制定後天津條約(一八五八年)附屬税則に於ては弛禁の結果漸く洋藥の輸入税率を上げて每擔銀三十兩と定め、咸豐九年以降新定税則を適用したのである(註四)。

洋藥に對して關税の外に厘金を課したのは、夏燮の中西紀事又は福州稅務司「チック」等に從へば咸豐五、六年以降東南諸省に於て之を實施し、當初外國側は内地通過税の課徴に反對したが、天津條約當時より遂に之を承認することになった。關税外の附加税は地方に依り區々であり、關税三十兩を包まば低きは四十一兩より高きは百二十兩に達するものがつた。故に之を一括して海關に於て併徴するときは容易であり、又政府の徴收費を節約して便宜の方法なることが論せられたが、爾來一部海關に於て徴收せられるものがあるの外、多くは別に洋藥稅局を設けて之を徴收し、或は常關又は地方州縣に於て抽收し或は之を請負に附した如く、徵稅法は一律でなかつたばかりでなく、外國阿片の内地通過に過重なる厘金其他の地方税を負擔するは輸入百貨の場合と同じく、外國殊に



英國の阿片貿易を阻害する虞があり、自ら天津條約に於ける子口税制度の趣旨に背馳するを以て、條約國の反對あると共に、一方支那側は土樂の發達に依つて軍餉其他地方收入の増加を計らんが爲に、海關に於ける厘金の併徴並に之が重課を防止せんとするの主張があり相譲らず。天津條約後咸豐十一年（一八六一年）正月江蘇巡撫薛煥の奏文には「上海通商は大小十餘國英、佛、米、露各新章あり餘は皆一律に辨理す、内た、英國領事は最も詐を爲し、即ち洋藥一項の如きは新定税則には毎百斤進口税銀三十兩とし口に在り銷賣し、一度口を離れば即ち中國の貨物に屬す。只華商が内地に運入するを許すのみ、如何に征稅するも中國の辨理すべきものである」と述べ、又「英國側は通商各國の領事に轉諭し、上海關に於て華商の出口税銀を征收し、洋藥百斤税銀三十兩の外に厘捐二十兩を課せんとす」と記してゐる。同年一月天津關稅務籌畫當時には將軍督撫府尹等會同し、章程を酌議し、奏上した文中には既に洋藥税を新關に歸併すべき旨を主張してゐる。但し税厘併徴を可とするも高率の課税は通商を妨害することは「ロバート・ハート」の特に注意を拂ふたことである。同年五月恭親王の奏文を見るに「ハート」に依れば、中國に入る洋藥は毎年七萬箱あるが、實際六萬箱を計上するのみである。進口時に税厘一括六十兩を徴するは過重である、故に輸入税三十兩の外に厘捐は十五兩に止めると云ふ様なことを述べて居る（註五）。

天津條約締結後十年を経て通過税制度の實效を計らなかつた爲に條約改正問題があり、一八六九

年十月二十三日には批准を見なかつた「アルコック」協定の締結を見、阿片税は從價二分五厘に當る每擔三十兩乃至五十兩を増徴すべきことを定めたことがある。一八七〇年（同治九年）阿片の逋脱を防止する爲に香港の佛頭門、九龍汲水門、長洲、榕樹脚五處及澳門拱北灣關關、石角、前山四處に公所を設立し關に代り納税せしめたのである。當時「ロバート・ハート」は香澳處所に設卡抽厘し、洋藥正税を併徴し厘金十六兩の外に別に正税三十兩を徴すべき旨を述べ、又一八七四年頃當局の一提案中には洋藥は海關に於て徵税し外支各商を問はず每箱五十兩とし、後餉需緊要の爲に、每箱厘銀三十兩を加收し、軍餉に充て、洋藥捐局に於て専ら支那商人より徵收し、外國商人に關係がなく、而して洋藥每箱重量は約一千數百兩で賣價は約五百兩であるから、税厘は其價格に比せば、每洋藥一兩に付加ふる所は五分に過ぎぬと記して居る（註六）。次で一八七六年の芝罘條約以降一八八五年の同附屬協定の締結に至る迄は、海關の阿片に關する税厘併徴の税率に關し、英支兩國間に幾多の折衝があつた。蓋し芝罘條約奏摺中には洋藥厘税の如きは新税より之を併徴し偷漏を免るべき旨を記し、同年出使大臣曾紀澤は直隸總督李鴻章の命を奉し、英國公使「ウイード」と芝罘に於て本問題を商議したが、其數目は一定せなかつた。當時「ウイード」は阿片厘金は各港均一にすべきを提議したが、南部に於ては最高率九十兩なるに北部三港は五十兩の如く區々であつた。一八八一年（光緒七年）左宗棠は禁烟の宗旨から税厘百五十兩とし、輸入税三十兩は洋商をして納付せし



め、厘金は百二十兩の高率に増加せんと主張した。其後李鴻章は厘金を九十兩又は八十兩に減じ、或は六十兩に下げんとし、一方「ウイード」の如きは輸入税を五割増加して四十五兩にせんとし、只税厘併徴の爲には厘金をば四十兩又は五十兩にせんとし、後七十兩税を提出し、直隸總督張樹聲と英國商人沙苗との間には請負法に依り、厘金を同じく七十兩とし、税厘百兩とせんことの商議もあり、一八八三年には倫敦に會議を開催し協議を重ねた結果遂に一八八五年（光緒十一年）二月九日英國前外相「ロード・グランヴェル」より宗紀澤に對し、關稅三十兩の上に厘金八十兩合計百十兩を同時併徴すべき旨を通知し、同年七月十八日倫敦に於て宗紀澤は芝罘條約追加協定を調印し、本案の如く規定されたのである（註七）。而して實際海關に於ては一八八七年以降之を實施し、阿片厘金は海關稅中の重要項目の一となつたのである。然れども各地方同時に必しも一律に之を併徴されたものでなく、又海關以外に稅局をも設け附加税を徵收するものもあり、又阿片の種類に依り稅率に等差を設けたものがある（註八）。而して近年阿片價格の騰貴と共に、清末宣統三年（一九一一年）禁烟政策の進行に伴ひ、英清協定の結果、稅厘每百斤三百五十兩の高率なる課税を約することとなり、阿片の輸入漸減し、一九一七年に禁烟を實施したものである（註九）。

土藥に對する條約前の課税は其產額見るに足るべきものなく、又固より禁烟時代に屬し、文獻の徵すべきものなく、之を知り難きも、土藥は乾隆の中葉頃より四川、雲貴方面には印度阿片の外西藏地方より陸路輸送し、其產額を漸次増加し、天津條約の十年後同治七年（一八六八年）頃には右三省を通せば四萬擔を越へたので、土藥稅は地方財政上重要な項目となり、厘金落地稅其他の通過税を設け、又地稅として田糧に攤入した課税があり、或は坐厘に當る營業稅及吸戶に對する免許手数料もあつた。而して土藥厘金は百貨厘金局其他地方稅局に於て徵收した外に、海關或は常關に於ても亦之を課徵し、又請負法をも採用して居た。海關に於て徵收する場合には洋藥稅に照して之を辨理し、輸入稅の外に輸出稅沿岸貿易稅等を課徵して居たことがある。洋藥の稅率は各關概ね百斤三十兩程度に定めたのに反し、土藥の稅率が各地區々であることは、海關通過の分は勿論地方稅局の場合に於て殊に甚しきものがある。洋土藥の増加に伴ひ、同治十三年（一八七四年）支那當局の意見に依れば、土藥は性緩にして價廉、癮も亦薄く、洋藥の烈に同じからず、故に各省罌粟の禁を弛め、洋藥の稅厘を加重し、外洋烟土をして厚利なからしめ、進口を止むべく、然る後に之を嚴に限制を示し、服食漸戒し、徐ろに之を絶たしめ、民財外耗の源を杜き、國餉日に増加の勢あり、兩得の策であると云ふことであつた（註一〇）。

土藥厘金は従前督撫の歲入決算報告には百貨厘金の項に入れ一括したが、光緒十一年（一八八五年）政府は各省に通飭し、土藥稅厘を百貨厘金中より分離し、獨立の收入として報告せしめ、又之を藩庫に存貯するに當ても、別に款を設け、一般厘金と混同を避け、且其支用に關しては専ら戶部



の命令に依り處理し、督撫が擅に之を地方經費に充當することを禁止したが、雲南省を始め、百貨厘金中の大部は土藥厘金を占むるものがあるが如く、之が實現を見なかつたのである。而して阿片は量少くして價格高く、生産地より消費地に對する運搬路遠に亘るものがあり、自ら其間鹽の場合に比し一層密輸に係るもの多く、甚しきは半額に近き私烟がつつたのである。如上土藥稅法は不統一であつた爲に、光緒二十三年（一八九七年）戶部は土藥の重要産地に總局を置き、洋藥厘稅併徵の法に倣ひ、土藥の搬運に際し、先づ附近總局に每擔六十兩を徵し後重徵を免すべき旨を計畫したことがある（註十二）。次で百貨厘金の例に同じく、同二十九年（一九〇三年）以降同三十二年（一九〇六年）十月に亘り各省を通じ、土藥統稅を實施し、兩省四省又は八省の合辦とし總局の外各地に支局を設け稅率を統一したのである。蓋し本制は同三十二年（一九〇六年）禁烟の意をも寓し、宣統三年（一九一一年）禁烟の效果を見たときに、浙江、福建、安徽、山東、山西の諸省を始めとして逐次局處を裁撤し、本制は廢止されたのである（註十三）。

稅厘統一前の阿片課稅は洋土藥共に各地著しく差異がある。天津條約十一年後の一八六九年九月「エフ・ビー・ジョンソン」の報告に依れば洋藥の輸入稅每擔三十兩を納入した上各港（十四關）に於ける課稅及内地重要市場の厘金等は下の如くである（註十四）。

港別	港場	内地市場	計
牛莊	一八、六〇	一〇、一九	二八、七九
天津	一七、〇〇	北京 三六、〇〇 山西 一七、〇〇	五三、〇〇 三四、〇〇
芝罘	一八、六〇		一八、六〇
漢口	一三、九二	一六、五六	三〇、四八
九江	三四、〇〇	一六、九六	五〇、九六
鎮江	三八、四〇	二四、〇〇	六二、四〇
上海	三七、二八		三七、二八
寧波	三四、〇〇		三四、〇〇
福州	八四、六四	二〇、八六	一〇五、五〇
淡水	三二、一三		三二、一三
打狗	四五、三四		四五、三四
廈門	九〇、二九		九〇、二九
汕頭	一一、〇五	三、七一	一四、七六
廣東	二二、〇〇	二五、三四	四八、三四

更に十箇年後の一八七九年各關（十九關）の報告に依れば「マルワ」「バトナ」「ペナレス」又は「ベルシア」阿片の每百斤關稅外の平均課稅は下の如くである（註一五）。

牛莊	三一、三八	温州	四〇、〇〇
天津	三五、〇〇	福州	七五、〇〇



芝罘	三五、〇〇	淡水	四五、八〇
宜昌	九、〇〇	打狗	三二、九〇
漢口	二〇、〇〇	廈門	八三、一六
九江	三五、二八	汕頭	三八、六一
蕪湖	一六、七七	廣東	四七、五一
鎮江	一六、〇〇	瓊州	三九、六六
上海	二一、三〇	北海	四三、六二
寧波	三六、九三		

同年「ウイード」より印度總督に對する報告に依れば、各港(十二港)の洋藥厘金は温州、鎮江を除くの外は、何れも前表の數と出入する所がある。即ち牛莊は一八、〇〇兩、芝罘は三二、〇〇兩、天津は一八、〇〇兩、漢口は二〇、〇〇兩、上海は四〇、〇〇兩、寧波は三二、〇〇兩、福州は八四、六〇兩、廈門は八四、六〇兩、汕頭は二一、五〇兩、瓊州は二三、〇〇兩として居る(註一六)。

前表阿片稅中最高は廈門の八十三兩一錢六分で、價格は三百六十兩乃至六百五十三兩故に價額の一割二、三分乃至二割三分餘に上るも、最低は宜昌の九兩で價格は三百兩乃至六百兩故に價格の一割五分乃至三分に過ぎぬのである。

稅厘併徴の一八八七年頃の厘金率は、海關調査に従へば芝罘に於ては一八七九年に比するに價格は大差なきも生阿片每百斤三五、三二兩が八〇、〇〇兩に増加し、輸入稅は生阿片は三十兩なれ

ど、煙膏は倍額の六十兩を徴した。上海に於ては一八八七年一月前には每擔庫平兩八〇、〇〇とし、其後は每百斤海關兩八〇、〇〇兩であり、每擔九六、〇〇兩に當る。寧波に於ては煙膏は每百斤關稅三七、五〇兩厘金一〇〇、〇〇兩を徴し、温州に於ては一八八五年七月十三日前には厘金每擔三四、〇〇兩であつたが、其後一八八七年迄は八六、〇〇兩を徴した(註一七)。

土藥厘金の稅率は洋藥に比して精數に之を知ること一層困難である。前記一八七九年各海關の報告に依れば、每百斤の輸入稅以外の稅厘は下の如くである(註一八)。

牛莊	二〇、九二	福州	二八、二一
宜昌	一、五〇	廈門	八三、一六
漢口	一〇、〇〇	蕪湖	九、七〇
鎮江	八、〇〇	上海	一一、六一
北海	一一、五二		

一八八七年當時の土藥厘金等を見るに同年の海關報告に依れば下の如くである(註一九)。

牛莊	稅厘 二四、四〇	鎮江	四三、〇〇
天津	稅厘 三七、四〇	上海	四三、〇〇(庫平兩)
芝罘	稅厘 八、八〇(鈔關)	寧波	二四、〇〇(一五、七九)
宜昌	稅厘 四〇、〇〇以上(外省阿片)	温州	二四、〇〇
漢口	稅厘 七、六五	福州	四二、〇〇
第五章 釐金	一二、〇〇—一三、〇〇		



長沙同	一三、〇〇	厦門同	四〇、〇〇—五〇、〇〇
九江同	二五、〇〇〇	汕頭同	二八、〇〇〇(一八、三〇〇)
蕪湖百斤	二〇、〇〇		
重慶擔	一五、五〇(庫平兩)		
沙市擔	一二、五〇(庫平兩)		

阿片厘金の收數は海關に於て徵收する洋藥は明かなれど、其稅厘併徵前の課率及土藥稅厘は地方に於て之を抽收した爲に之を知り難い。只其實徵額は生産の増加に伴ひ正式の報告に比し遙かに巨額に達したのである。

洋藥の輸入は天津條約締結の後開港場の増加に依り、又解禁の結果、急激に其數量を増加し、一八六〇年(咸豐十年)は既に約五萬三千餘箱を占め(註二〇)、次で一八六三年(同治二年)以降毎五箇年平均數に於て一八七八年—一八八二年は七萬四千餘擔として、最高は一八八八年—一八九二年の七萬六千餘擔であり、就中一八八八年は最高八萬二千六百餘擔を占め、其後は土藥の増加に依り漸減し、一九一三—一九一七年は六千五百餘擔に減退し、禁烟時の一九一七年は一千七十二擔に下り、中日本の租借地大連青島の分二百二十五擔を包むものである(註二〇)。

洋藥稅厘收入は高率であるが故に、前後を通じ著しく巨額を占めて居る、既に咸豐十一年(一八六一年)頃天津、牛莊、登州、上海、長江一帶福州、厦門、廣東、潮州其他に於て總額約二百五十萬

兩であつたが、稅厘併徵は厘金は高率となつた爲に、毎五箇年平均數を對照すれば下表の如くである(註二一)。

	關稅	厘金
一八八九年—一八九三年	二、二〇八、一四四 <sup>兩</sup>	五、八八四、〇一二 <sup>兩</sup>
一八九四年—一八九八年	一、六〇九、五一五	四、二〇〇、八四一
一八九九年—一九〇三年	一、六一一、二九五	四、二九六、七八九
一九〇四年—一九〇八年	一、五八三、一一五	四、二二一、五七一
一九〇九年—一九一三年	一、四三七、三九一	三、七一〇、四五四
一九一四年—一九一七年	九八、九八九	七六〇、〇三七

土藥稅の收數は土藥の生産額が不明である爲に自ら精數でない。而して從來各地土藥の生産額は調査頗る區々である。其南京條約前一八三七年の「チャイナレポジトリ」に依れば、外國阿片(印度及「ペルシャ」品)輸入三千三百二十萬兩、即ち約二萬餘擔の四分の一に過ぎぬと記して居る(註二二)、一八六九年頃に至り、海關其他の報告に依れば、四川、雲貴を合して四萬一千擔、又は八萬五千擔とし、一八七九年頃は其他諸地方を合算し七萬七千擔、九萬八千擔又は十六萬五千餘としたものがあり(註二三)、一八九〇年頃は「チャイナレヴュー」誌には約二十萬擔とし、其後「ロバート・ハート」に従へば三十三萬四千擔として居る(註二四)。次で清末禁烟令發布當時の産額を見るに因り諸調査に同異がある。一九〇五年の産額は「モース」に依れば三十七萬六千擔とし、「リ



「チ」に依れば三十三萬二千擔とし、海關調査に依れば一九〇六年には最高五十八萬四千八百擔に上つたが、一九〇八年には三割七分に減退し三十六萬七千二百五十擔に下つてゐる。然るに従來支那側から發表したものは、各地方官が私徴を隱匿し爲に過少の報告をし、又政府が外國に對する体裁上の關係から著しく割引して居る。現に當時度支部(戶部)の統計に依れば一九〇五・六年の産額を各十四萬餘擔とし、一九〇七年には十一萬餘擔に過ぎぬ如く記してゐる(註二二五)。

土藥稅收は中國度支考(一八九七年)に依れば一八八五年(光緒十一年)洋藥稅厘約章を重訂した後、政府は各省に通飾し土藥稅厘を詳報せしめたときには銀二百二十二萬九千兩である。而して一八九五年(光緒二十一年)四川土藥にして洋關を經由納稅輸出するものは一萬一千五百擔納稅銀六十九萬兩とし、土藥の輸出は洋關を經由せず常關に於て課稅した即ち歷年四川省の大吏が報告した土藥稅は十萬兩に過ぎぬ。一八八一年(光緒七年)西南各省産する所の土藥稅は年約二十二萬擔にして十六年後に増加したれど減退せぬ。現行の洋藥稅則に依つて土藥稅每擔稅厘銀を六十兩としても一千三百萬兩に上るべく、近年洋藥稅の毎年六百萬兩以上なるに對し、土藥稅は從價稅とせば毎年一千五百萬兩又は一千八百萬兩に達すべきである。各省報告の前記二百二十二萬餘兩の外に洋關徵收の土藥稅五十萬兩記あるとし、中國度支全錄にも類似の豫想を述べて居り、實徵額を三百四十七萬餘兩とし、周業の財政論綱には實徵額は外人の調査に従へば各省報告の三倍に當るべしと記して居る。

曩に一八九一年(光緒十七年)山東巡撫李秉衡の奏文中には「ロバート・ハート」の提案を引證し、全國土藥の生産額三十三萬四千擔に對し、每擔六十兩を徵すとせば二千萬兩に上るべきも、到底之を實徵することの能はざる旨を述べて居る。次で一八九七年(光緒二十三年)戶部の奏案にも「ハート」の調査を採り、西藏蒙古等を含めぬ十四省の同上産額に對し、同稅二千萬兩の意見を陳述して居る。蓋し官吏の中飽及多額の遁脫あるを以て當時本計畫は實現することを得なかつたのである(註二二六)。

「モース」に依れば一九〇四年(光緒三十年)の土藥數量約三十萬擔に對する。稅厘を二百八十三萬兩とし、(滿洲の分八十七萬兩を含む)之に海關經由の汽船に依るものを九十二萬五千九百八十八兩とし、合計三百七十五萬餘兩と推算して居るが、尙「パーカー」の例に倣ひ附加稅一六二%及徵收手数料一〇%を加算せば、前記海關通過の分を除外するも八百十五萬五千餘兩を見込んで居る(註二二七)。

更に前記一九〇六年海關調査の五十八萬餘擔を基礎として、一擔六十兩を課稅し得るものとせば、稅收は約三千五百萬兩に上るべく、其後一九一七年の禁烟以來厘金名義を附せぬが、厘金と同性質の通過稅は軍閥に依て重徵され、最近四川方面は十年前に倍加した報告があり、其他西南各省又は北部滿洲熱河等の生産も、同様に其産額を増加し、現に專賣收入の下に課徵さるものゝみを見るも、巨額に達し、吸食の分頭率より打算せば現在土藥の總生産額は恐らくは七、八十萬擔に上るべく、全國の實徵を合算せば一億弗に達すべしと思はる(註二二八)。



以上の外に海關經由の土藥に對する關稅がある。其收入は一八九四年以降増加し、一九〇一年及一九〇五年は各百萬兩を越えたこともある。一八八九年以降毎五箇年平均を見るに左表の如くである(註一九)。

一八八九年—一八九三年	七、二二八 <sup>兩</sup>	(一八九二、三年各十六萬餘兩とす)
一八九四年—一八九八年	五四一、一七二	
一八九九年—一九〇三年	七九五、二七二	
一九〇四年—一九〇八年	六六〇、二七二	
一九〇九年—一九一三年	九三、四〇六	
一九一四年	四、〇〇三	

又土藥厘金として内地稅の代りに徴收したものが一八九七年以降一九〇九年迄存在したが極めて少額に止つて居る。

- (註一) 東西洋考卷七餉稅考、四川省財政說明書  
 (註二) Hirth, *Hoppo Book*, pp. 225 (*Journal of N. C. B. of R. A. S.* 1882)  
 (註三) 道光朝籌辦夷務始末卷一、Hirth, *op. cit.*  
 (註四) 中西紀事卷一八、大清會典事例卷二四〇、C. I. M. C., *Treaties Between China and Foreign States*, vol. I, pp. 438, 44  
 (註五) 咸豐朝口籌辦夷務始末卷七三、七四、七九  
 (註六) 同治朝籌辦夷務始末卷七九、九九 *Corr. resp. Revision of the Treaty of Tien Tsin.* pp. 424  
 (註七) 光朝政要卷七、光緒條約出使大臣曾紀澤奏議訂洋藥條情形摺、皇朝掌故彙編卷一六、皇朝政典類彙卷九六、曾惠公奏疏、

李肅毅伯奏議卷一九、李圭小池鴉片事略卷下、中西紀事卷一八、Morse, *International relation of Chinese Empire* vol. II, pp. 379-380, A. Michie, *Englishman in China*, pp. 285-6; *Corr. resp. of the Agreement-G. B. and China*, signed at Cheloo, pp. 6, 56, 84, 88, 89, 95, 98, *Corr. resp. the Duties on Opium* (1885) pp. 8-9,

- (註八) 安徽、湖北、奉天、吉林各省財政說明書、中西紀事卷一八、皇朝政典類彙卷九六、C. I. M. C., *Decennial Report*, 1892-1901, vol. II, pp. 543; "Report on Trade" 1869 ("Suggestion" pp. 4).  
 (註九) *China Year Book* 1919, 665; 1923, pp. 885  
 (註一〇) 同治朝籌辦夷務始末卷九九  
 (註一一) 中國度支考  
 (註一二) 光緒諭摺彙存卷一六  
 (註一三) 廣西、陝西、四川各省財政說明書、浙江通志卷五〇 C. I. M. C., *Decennial Report*, 1902-1911, vol. I, pp. 224  
 (註一四) C. I. M. C., "Report on Trade" 1869 *op. cit.* pp. 16, J. V. Gumpel, "The Treaty Right" pp. 330  
 (註一五) C. I. M. C. *Special series* No. 4, *Opium* (1881) pp. 60-63  
 (註一六) *Corr. resp.-Government of G. B. and China* *op. cit.* pp. 72  
 (註一七) C. I. M. C., *Special series*, No. 10, "Opium" pp. 10, 32, 35, 38,  
 (註一八) C. I. M. C. *Special Series* No. 4, *op. cit.*  
 (註一九) C. I. M. C. No. 10 No. 9, *Native Opium*  
 (註二〇) *China Year Book* 1919, pp. 686  
 (註二一) C. I. M. C. pp. 687 咸豐朝籌辦夷務始末卷七九  
 (註二二) *Gaules. Repository* vol. VIII, pp. 503  
 (註二三) 一八六九年「ホブソン」の海關報告書に依れば土藥の生産額は四川六、〇〇〇擔、貴州一五、〇〇〇擔、雲南二〇、〇〇〇



第五章 釐金

○擔、計四一、〇〇〇擔ミシ、上海商業會議所の報告に依れば四川は前記より遙かに多く、五〇、〇〇〇擔ミシてゐる。  
十年後の一八七八年の海關報告は下の如くである。

省別	寧波稅務司 ドリユウ報告	漢口稅務司 代理ホリイト報告	九江稅務司 ホルウイン報告
四川	六〇、〇〇〇擔 (リヒトフガーフィン)	四五、〇〇〇擔	三〇、〇〇〇擔
雲南	八〇、〇〇〇擔(バーバー)	一七、〇〇〇擔	一二、〇〇〇擔
貴州	一五、〇〇〇擔(一八六八年ホフツン)	一二、〇〇〇擔	一〇、〇〇〇擔
浙江	三〇〇〇擔(シンプツン)	三、〇〇〇擔	三、五〇〇擔
河南	—	五、〇〇〇擔	七、〇〇〇擔
山東	—	一〇、〇〇〇擔	四、〇〇〇擔
湖南	—	二、〇〇〇擔	—
湖北	—	五、〇〇〇擔	—
陝西	—	四、〇〇〇擔	—
山西	—	三、〇〇〇擔	—
直隸	—	九八、〇〇〇擔	—
計	一六五、三〇〇擔	—	七七、〇〇〇擔

(C. I. M. C. Report on Trade (1869) PP. 31. C. I. M. C. Special series No. 4, op. cit. PP. 18, 21, 22, 32, 35)

(註二四)「ロバート・ハート」の調査をば光緒二十三年(一八九七年)戶部が發表したものに依れば、四川十二萬擔、雲南八萬擔、貴州四萬擔、浙江一萬四千擔、江蘇一萬擔、吉林六千擔、安徽、福建各二千擔、甘肅、陝西、山東、山西、河南及直隸等合計六萬擔、總計三十三萬四千擔として居る。(光緒日論摺彙存卷一六、J. Deyer Ball, *Things Chinese*(1903) 11, 190)

(註二五) 一九〇八年上海阿片會議當時支那側より公表した土藥の生産額は、北京英國公使館員「マクスミュラー」の報告書(一九〇九年十月十六日)に掲ぐるものは、左表の如くである。

省別	モ(一九〇五年)	リ(一九〇七年)	度支部 (一九〇六年)	海關報告 (一九〇六年)	同 (一九〇八年)上
滿洲	一五、〇〇〇擔	一五、〇〇〇擔	六、二七九擔	一五、〇〇〇擔	八、〇〇〇擔
直隸	五、〇〇〇擔	一〇、〇〇〇擔	三、八七〇擔	一二、〇〇〇擔	八、〇〇〇擔
山東	一〇、〇〇〇擔	一〇、〇〇〇擔	六、八六三擔	一八、〇〇〇擔	一二、〇〇〇擔
江蘇	五、〇〇〇擔	五、〇〇〇擔	九、九一九擔	一六、〇〇〇擔	五、〇〇〇擔
浙江	五、〇〇〇擔	五、〇〇〇擔	四、七二四擔	一四、〇〇〇擔	九、〇〇〇擔
福建	二、〇〇〇擔	二、〇〇〇擔	一、五一四擔	五、〇〇〇擔	三、〇〇〇擔
廣東	五〇〇擔	五〇〇擔	七七擔	五〇〇擔	二〇〇擔
以上沿海省計	四二、五〇〇擔	四七、五〇〇擔	三二、二四六擔	八〇、五〇〇擔	四五、二〇〇擔
湖南	三、〇〇〇擔	三、〇〇〇擔	一、五八擔	一、〇〇〇擔	五〇〇擔
湖北	四、〇〇〇擔	四、〇〇〇擔	一、二九三擔	三、〇〇〇擔	二、〇〇〇擔
江西	五〇〇擔	五〇〇擔	七四擔	三〇〇擔	一〇〇擔
安徽	三、〇〇〇擔	三、〇〇〇擔	四、〇四八擔	六、〇〇〇擔	三、〇〇〇擔
以上長江沿岸省計	一〇、五〇〇擔	一〇、五〇〇擔	五、五七三擔	一〇、三〇〇擔	五、六〇〇擔
河南	五、〇〇〇擔	五、〇〇〇擔	五、二八三擔	一五、〇〇〇擔	一〇、〇〇〇擔
山西	五、〇〇〇擔	五、〇〇〇擔	九、六六六擔	三〇、〇〇〇擔	二〇、〇〇〇擔
陝西	一〇、〇〇〇擔	一〇、〇〇〇擔	一〇、八一五擔	五〇、〇〇〇擔	三三、〇〇〇擔
第五章 釐金					



甘肅	五,〇〇〇	五,〇〇〇	七,九八三	三四,〇〇〇	二三,〇〇〇
四川	二五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五七,四六三	二三八,〇〇〇	一五九,〇〇〇
雲南	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	七,九二八	七八,〇〇〇	三九,〇〇〇
貴州	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	九,九五〇	四八,〇〇〇	三二,〇〇〇
廣西	三,〇〇〇	三,〇〇〇	—	五〇〇	三〇〇
新疆	—	—	一八七	五〇〇	三〇〇
以上内地省計	三三三,〇〇〇	一七三,〇〇〇	一〇九,二八一	四九四,〇〇〇	三二六,四五〇
總計	三七六,〇〇〇	三三一,〇〇〇	一四八,一〇〇	五八四,八〇〇	三九七,二五〇

(Despatches from H. M. M. at Peking forwarding Reports respecting the opium in China (China No. 1909, pp.23))

(註二六) 中國度支考、中國最新度支全錄下、光緒論摺彙存卷一六、周堂中國財政論綱 J. Deyer Ball. op. cit. F. Edkins, 'The Revenue and Taxation of the Chinese Empire, pp. 162-164

(註二七) H. B. Morse, "The Trade and Administration of China" pp 124

(註二八) Chinese Year Book, 1931, pp590-600

(註二九) Chinese Year Book, 1919, pp. 687

第二 各地狀況

一 四川 省

土藥は本省の大宗貨物であり、咸豐九年(一八五九年)始めて重慶、叙州、廣元、瀘州、萬縣、雅安、綏定、叙永、嘉定等に局を設け抽厘したが同十年頃の收入一萬兩を出でなかつたので、一時局を

裁撤し、地方官の經理に委し、又簡州の什放等四十八州縣の請に依り、糧に按じ攤徵し、海年漸く九萬兩を徵收し、商に徵するもの二、三割、農に徵するもの七、八割を占めた。海關十年報(一八八二年—一八九一年)に重慶の阿片厘金局の創設をば同治二年(一八六三年)と記して居るは誤りであるが同年土藥厘金局を大東門側の靈官堂に設け、一擔七一<sup>16</sup>斤千四百五十文を徵した。又同海關報告に依れば同十年(一八七一年)土藥厘金を廢止したとあるも、財政説明書に依れば民田攤派を禁止し、百貨厘金中に洋藥(土藥)があつて分別し難く、其一割を鹽道庫に解送し、之を藥厘と稱した。稅率は當初定額がなく時に每百斤約六兩を抽厘したことがあり、光緒三年(一八七七年)定率を三兩とし、翌四年四兩八錢を割引して、三兩八錢四分を抽收した(註一)。同省は土藥の密輸多く英國領事「ドナルド・スペンス」に従へば、光緒七年(一八八一年)東部外省に對する輸出數量七萬擔は厘金を連脱するものに係ると云ふて居る(註二)。

光緒十七年(一八九一年)總理衙門及戶部の會同に成る土藥稅厘整理に關する奏文には、從來本省の土藥は每百斤就地正稅銀四兩八錢(落地稅)販運出口銀二十兩、復進口銀四十兩共計六十四兩八錢と定め、後何れの地方に搬運するも概ね重徵せぬこととし、若し陸路販運し、過稅銀票據なきものは、湖北境内を經過せば即ち湖北章程に照し、每百斤正耗銀三十四兩七錢及落地厘每土一兩九文を徵すと記して居る(註三)。而して從來萬縣地方に於ては土藥稅をば尙百貨厘金局に於て普通貨物と



同様に徴収したが、同年外銷(税)及本税(厘)に分ち、外銷徴税料則を定め、竝に萬縣には川東土税總局を設け、及出口土藥税厘を制定し、又本銷を徴し厘を免じ、税(外銷税)は每百斤二十兩とし、厘は舊率に依り四兩八錢とし、重慶關より出口するものは只厘を徴し、梁山縣では每擔(七三<sup>三</sup>/<sub>六</sub>斤)税九兩厘二兩一錢六分即ち一「ピクル」税十三兩二錢、厘二兩九錢三分を徴し、東郷縣では每擔(七十斤)税九兩、厘二兩一錢六分を徴し、開縣では梁山縣と同率である。夔州府に於ては土藥厘金は百貨厘金と同じく道階級の特別委員の專管に屬し、夔府に於て徴收し、税は重慶税關の徴收する税率は每「ピクル」定制に依る税二十兩厘四兩八錢として居るが厘金率の實際は重量三千兩未滿は每兩六文とし、三千兩を越ゆるものは半額とした如くである。

同年六月短販厘票を發行し、凡そ小販にして碗を以て土を盛るものに抽厘し、本境附近市場に在り零售するものは大碗は厘錢五十五文、小碗は厘四十四文を抽厘し、重量を以て之を計り、每百斤厘錢二千一百十二文を抽收した(註四)。萬縣税關を通過する輸出税は每「ピクル」二十兩に過ぎぬが、湖南省宜昌に到達すれば百十三兩一錢四分に達した(註四)。光緒二十二年(一八九六年)頃に至り萬縣は土藥集散の中心市場たるに適せぬことになつたので、總局をば涪州に移し、其重慶關より報税輸出するものは尙舊に依り只厘金を徴し、上流簡州及華陽の牛市口に於ては、土税分局を設け税厘を併徴し、其他百貨厘金に於ても、亦聯票を發給し一律に帶徴した(註五)。翌同二十三年(一

八九七年)總理衙門の命に依り凡そ土藥は厘金一「ピクル」六十兩とし、其後何れの地方に販運するも重徴を免すべきことを定めた結果収入は増加したのである。

本省の巡撫は加税は密輸を誘起し收入却て減退すべく、又洋藥が土藥の販路を驅逐すと云ふ事由を以て反對意見を提出したが、寧ろ生産地以外の地方に於て輸入税又は通過厘金収入を失ふと云ふ反對事由が有力であつた。

本省の土藥約十五萬擔中其五割五分は厘金を支拂ふて他省に輸出し、約一割二分は税關を通過し、約三割三分は地方消費である。當時本省の土藥税厘としては(一)地方厘金として每「ピクル」四兩八錢(後一割を増加す)を徴し、(二)内地厘局に於て輸出税每「ピクル」二十兩を徴した。但し水陸を問はず六十二斤半に折して徴收し、(三)海關に於て輸出税每「ピクル」二十兩を課し、更に宜昌に到れば每「ピクル」五十二兩を徴し後重徴を免じたのである(註六)。

光緒二十七年(一九〇一年)償款支辨の爲に税厘一割を加徴し、每土百斤税二十二兩、厘五兩二錢八分を徴し、同三十一年川漢鐵道に於ける土厘一倍を加徴し之を鐵路經費とし同三十二年(一九〇六年)統税に改辨し、重慶に於て設局開辨し、本銷外銷及短販の別を廢止し、每土百斤庫平銀百兩附加經費銀十五兩を徴し、鐵路經費は舊に依ることとし、三十三年には統税を停辨し、本省に於て土藥川税を改めて自辨し、産銷を論せず一切の税厘を併徴し正税二十七兩二錢八分とした。重慶關



に報税するものは川税七兩二錢八分を補完し、鐵路經費を帶收し、短販厘を復し、前に比し一倍を加徴し、毎年税厘約一百萬兩を收めた、而して宣統元年再び短販厘を裁撤し、更に各屬の煙土賣買の分行を飾令し正税を徴し、賣買は分行に統一され、税厘亦併徴に歸したのである(註七)。

一方同年禁烟政策進行の結果、十一月隣省の甘肅、陝西、雲南及貴州各省よりの阿片の輸入を禁止すると同時に、翌宣統二年(一九一〇年)七月七日以降本省よりの輸出をも禁止することと定め、商人の反對に依り其期限を三箇月延期し、同年十一月三日より在荷は保稅倉庫の許可證に依て輸出税每擔二十兩を徴收して之を許可し、而して外に常關稅每擔二十二兩、厘金七兩二錢八分、鐵路稅七兩二錢八分合計三十六兩五錢六分を徴收したが、同年一月三日以降之を廢止し、輸出稅二十兩を海關に於て徴收し、湖北の宜昌に運到せば洋藥に準じ統稅庫平銀厘十五兩を課徴した(註八)。

## 二 雲南省

本省の土藥厘金は從來百貨厘金の項下に在り、光緒初年百貨厘金の收數は三十六、七萬兩であつたが、土藥厘金は大部を占めた。同十七年(一八九一年)戶部の奏に依れば土藥厘金は從來每千兩に付銀六兩と定めたが改めて落地稅とし、其販運のときに關には稅を、卡には厘金を徴することに決したとある。同二十六年(一九〇〇年)頃土藥の産額五萬四千擔中一萬一千擔は地方の消費に充て、他の四萬三千擔は外省に輸出し、厘金の稅率は由來兩廣其他より輕きも、府稅等の存する爲に相當貿易に

支障を來したのである。稅率は一九〇〇年前には生阿片は每千兩に付同じく、銀六兩即ち「ピクル」銀九兩六錢であつたが、數量二割を折し課稅し其他重徴を免じた。蒙目より輸出するものは每「ピクル」稅二十兩を課した。次で一九〇〇年後は地方消費たるを輸出たるを問はず每擔十九兩二錢とし同じく二割を折し每擔十五兩三錢を徴し、東京方面に對する土藥は國境稅關に於て内地稅支拂證を提示せば每擔海關稅二十兩を課するに止めたが、若し證明書なく又は四十兩以下のときは更に二十兩を加徴した。同三十二年は統稅を實施し、同年厘稅銀は二十六萬六千餘兩に達した如く、同三十四年(一九〇八年)迄は土藥稅收入は相當額を占めたが、同年以降は輸出の土藥殆んどなき爲に百貨厘金は二十二萬八千餘兩に減じ、宣統元年(一九〇九年)には土藥厘金を停止し、百貨厘金は十九萬四千餘兩に減退したのである(註九)。

## 三 山西省

本省の阿片厘金は財政説明書に依れば左記の種類がある。

(一) 洋藥厘金 本稅は咸豐九年(一八五九年)に洋藥に對し之を創辦し、其轉送の際に每百斤稅銀二十四兩とし、湖北抽稅章程に照し藥料稅として辨理したが、本省は江海に遠きを以て大宗の洋藥なく、唯磧口風陵等陝西境の局卡に於て西來の藥料に若干課稅し、後厘金を改め稅とし、正稅の外に外銷一割を加徴したことがある。



(二) 土藥厘金 本税は從來土藥厘捐又は藥料厘捐等の名目で徴收した。光緒十二年(一八八六年)には藥税厘金を加徴し、輸入の土藥は每百斤公費を加へ銀三十兩を課し之を行商藥税と稱した。犯則品は全部沒收し、七割を公收に入るも、三割は之を賞に充つることとし、翌十三年一月以降之を實施し、同十六年には土藥の増加に伴ひ厘税を加徴し、翌十七年一月以來之を實行した。同年戶部の奏文には従前土藥税は銀三十兩、坐賈厘銀十五兩を徴し、若し本産に係り本地に銷售するときは記載銀三十兩を徴し、現に坐賈厘銀は十兩を加へ、改めて每百斤銀二十五兩税銀三十兩を課することは舊に依るも、前の記載銀名は之を廢止した(註一〇)。

(三) 土藥統税 本税は光緒三十二年之を開辦し、分局を設立し、每淨土百斤庫平銀一百兩を課し、又隨收經費十五兩を課し、其他一切の藥料厘税を廢止し、同三十四年(一九〇八年)實收十七萬五千餘兩を占めたが、宣統元年本省及外省輸入の土藥を均しく禁止し、同じく統税も之を裁撤したのである。

其他土藥牌照捐なる特許料があり、光緒三十四年土藥稅收不足した爲に、江蘇省抽收の牌照法に倣ひ、每膏一兩捐六十文每十二兩捐錢四十文を徴し、宣統元年實收十二萬三千餘兩に達したが、同二年三月停辦した(註十一)。

## 四 陝西省

本省の土藥厘金は咸豐十年の創辦に係り、陸路土藥税は每百斤正稅庫平銀二十兩とし、専ら京餉を濟し、又河南章程に照し每百斤耗銀三兩を加收し、當初内外銷の別なく發莊の卡に於て一道に抽厘し、出省には邊卡に於て再び出境税を一道に徴收した。發莊は本銷に當り、出境は外銷に當るのである。光緒八年本省の土藥には又發莊出境兩道に厘銀四十兩を徴し、而して外來の土藥に對し、入境には同じく兩道に徴收し概ね重課せぬこととした故に統税の名なきときも統税の義を含む。土藥税は初尙百厘局に於て之を代徴したが、同十六年には土藥厘金を整理し委員を札派し、設局抽收し各州縣地方代收する土税は每兩銅錢十二文を徴し、又同年土藥出產税を設け、畝に按じ平地一錢坡地(山地)六分を徴し、而して輸入の土藥は福建の辦法に照し銀三十五兩を課した。其後同三十三年(一九〇七年)土藥の統税を開辦し、其額數は三十一萬兩に達し、土蕃出產税は招商包辦制を採用したことがある。通過厘金の外に商店に課する所のものには坐賈、土帖及憑照捐がある。坐賈及土帖は光緒十年の創辦に係り、憑照捐は宣統元年の試辦に係り稅收は宣統元年に至り五萬八千五百餘兩に止つたのである(註一二)。

## 五 湖北省

洋藥は同治七年(一八六八年)頃より漢口其他市場の普通商品となり、當時の課税は尙輕率であつたが、光緒十三年(一八八七年)二月一日稅厘併徴の結果、厘金每擔八十兩に増加し輸入は著しく減



退し、例へば漢口に於ては取引不利の爲め十二軒の阿片商人は九江に移轉した。其輸入は同年千二百六十四擔のものが一八九一年には七百三十八擔に激減したのである。

清末洋藥の税厘は財政説明書に依れば輸入税は大土每箱税三十六兩、小土每箱税三十兩とし、厘金は大土每箱九十六兩、小土每箱八十兩とした。土藥に關しては同治八年（一八六九年）の海關報告に依れば、漢口に於ける雲南品の市價每百斤三百二十兩乃至三百五十兩であり、此價額中に包含する税厘は生産税約九兩、宜昌及沙市の局卡税三十兩、火耗料四兩七錢、漢口厘金九兩合計銀五十三兩として居る。

光緒十三年（一八八七年）の海關調査書中漢口稅務司「ブレン」の報告に依れば、土藥に關しては定率なく、四川の土藥は湖北境の夔關に關稅每擔三十兩を納付し、多くは長江を下らず、他路を經過し、税厘を逋脱し、宜昌より約十哩を隔つ平善壩に於て厘金「オンス」十二文即ち一擔一萬九千文と定め、實徵額は一割五分を折して百斤を八十斤即ち一萬六千文に下げ、一擔約十四兩を抽收し、更に吏員と交渉し六兩乃至九兩を徴し、沙市に於ては同じく「オンス」十二文とし、漢口に至れば漢口の厘金本局又は江の上流に在る北河又は小鱗口の支局に於て總稅約每擔十二兩又は十三兩を徴し、湖水を通過するものは涪州に於て每擔二兩又は二兩半を徴し、湖南、湖北境の岳州に於て亦「オンス」十三文即ち每擔八兩を徴し、同地を去り漢口の管轄區域に入るときは沙市の例に同じである。

土藥に對する關稅は洋藥と同じく一擔三十兩とした。一八八三年迄はその半額であつたものを同年以降倍加したのである。當時土藥の價格は洋藥の二分の一以下の每擔二百四、五十兩であつたから税厘は重くない。厘金の外に太平亂の結果設けた復興貨に充當する捐輸をば商人の組合たる土幫から徴し、其率は土藥千兩に付銀一兩とした。

中部支那で使用する阿片は每擔二十五兩以下を課税し、厘金及内地税は相當額を占むるが、關稅の逋脱が多い。蓋し阿片は陸路交通の杜絶された迄は稅關を經由することが出來たのである。

漢口厘局の稅收は光緒十一年（一八八五年）には四川及雲南土藥に對するもの三萬七千三百七十一兩とし、稅率は前記の如く「オンス」十二文で厘金九文行用三文とした。同年宜昌稅務「モントゴメリー」の報告に依れば、雲南阿片（雲土）及四川阿片（川土）の宜昌に輸入するものは夔州府に於て每兩五文即ち每擔約四兩七錢七分を課税し、宜昌に運到するときに每兩八文即ち每擔約七兩六錢五分を徵税し、宜昌地方の土藥（橋土）も又同率であること記して居るが、第一期海關年報（一八八二年—一八八七年）中の宜昌海關稅務司代理「ルドロウ」の報告には、四川及雲貴の阿片は重慶に於て落地税每「ピクル」四兩八錢を徴した後、宜昌に至り厘金三十四兩七錢を課し、尙本省當初通過の阿片稅局に於て陸揚税として每擔千四百四〇文を徴したと記してあるが如く、前者と一致せぬ。當時より本省に對する阿片の密輸入が熾に行はれたと同時に、宜昌地方に阿片を吸收する爲に、既に一



八八三年頃厘局は商人と相謀り多額の割引をしたのである。之が爲に一八八二年の輸入僅かに三、一二擔のものが七五四、〇四擔に激増した。又漢口の例に依り同局は洋藥の輸入半税に相當する十五兩を徴した。

光緒十七年(一八九一年)戸部の奏文に従へば、從來湖北は輸入の土藥に對して每擔税銀三十兩加耗銀四兩七錢の外に落地厘金每土一兩に付錢九文であつたが、地方に依り固より劃一でないを記して居る。第二期の海關十年報(一八九二年—一九〇一年)に依れば宜昌に於ては外國阿片の輸入は殆んどない。土藥に對しては海關及土藥税局に於て課税し、一八九一年各省阿片制度改正當時總理衙門の定めた章程には、四川及雲南の土藥は四川の重慶に於て厘金每擔四兩六錢の外に輸出税每擔二十兩を徴し、宜昌に於て沿岸貿易税每擔四十兩を課し、其後重徴せざることにした。而して一八九九年に沿岸貿易税は湖廣總督の命に依り三割を増し五十二兩とし、一九〇一年の後期には更に二割を増加し五十兩とした爲に、仕出地より仕向地迄の税厘總計每擔八十四兩二錢となつた。一方湖北地方税局に於ても土藥の通過税を同率に加徴せんことを決し、當初之を十六兩とし、次で十八兩四錢に増加し、其他沿江諸省たる湖南、江西、安徽、江蘇に於ては通過税を加徴實施しなかつたので、最も遠隔の地方に運搬する土藥税厘を合算するも尙五十兩を越へず、且つ税局の都合に依り、又は貿易増進の目的を以て割引其他の手加減をしたので、海關通過の土藥は競争上若干汽船に依る利益ある

も、著しく其數量を減退するに至つたのである。故に本省内消費の土藥は内地税總額六十一兩四錢に達したが、海關經由に改める程度には至らなかつたのである。

土藥の生産地(本省の宜昌、施南、襄陽の三府及荆門州)には税厘を課徴せぬが、他地方に販運するときは每擔正税庫平銀三十六兩火耗五兩六錢四分、落地厘金及善後經費各十四兩四分を課し、且標準斤量百斤をば五十三斤に下げて課税した。而して實際本省産の阿片に對する税厘年收は正税三萬九千六百兩火耗六千二百四十兩落地厘金及善後經費各一萬六千兩で、總額庫平銀七萬一千五百兩を占めた。

沙市地方に於て販賣する土藥は、本省又は外省何れの生産を問はず其他地方に課税せらるゝにも拘らず、税局を通過する前に當り、地方阿片税局たる荆沙藥土稅務局に於て官用と稱する一種特別の土藥税每擔三千八百四十文を課し、年收は僅かに約四千兩であつた。

外省より本省に輸入するものは四川、雲南、貴州産の阿片であり、四川より約一萬二千擔乃至一萬五千擔、雲南及貴州より各一千五百擔乃至二千五百擔を殆んど全部重慶より船便を以て輸入し、半數は通過證に依るものであり他の半數は本省内に販賣するものである。前記税厘の外に本省通過の土藥に對しては過境又は峽路經費と稱する通過税二十兩を課徴し、課税標準每百二十斤をば百斤として居た其主要税局は野三關に於て過境税を、來鳳に於て峽路經費を徴したのである。而して阿



片の通過荷物には國境より監督を附し、其費用は湖北土藥稅厘總局に於て之を支拂ふた。

光緒二十九年(一九〇三年)兩湖、江西、安徽、四省、土稅膏捐合辦の際宜昌に總局を設け、土藥稅厘を定めた、同章程に依れば、每土百斤を正味八十七斤とし五五に折算し正耗銀四十一兩六錢四分を徴し、其他善後經費、捐私經費、落地膏捐等を設けたのである。

本省の土藥に關しては右四省膏捐を徴した後、同三十一年の八省統捐又は同三十二年の統稅をば部局の徴收に歸した外に、尙武漢沙市等には土膏行捐を存し、本省に於て之を辦理したが、土藥の禁運に伴ひ洋藥の侵入増加した爲に、土藥稅厘收入は著しく減退し、同三十二年頃は年收百二十萬兩に達したものが、同三十四年の禁烟時代には毎月三萬兩餘を減じ、宣統元年九月後は毎月僅かに一、二萬兩に過ぎず、其後豫算に十二萬兩を計上したが、實收見込がなかつたのである。尙宣統元年二月以降吸戸牌照捐たる營業特許料を設けた。廣東の如きは本稅年收二百萬兩に上るに對し、本省は二十分の一に及ばぬと云はれた(註十三)。

## 六 湖 南 省

本省は洋藥に關しては咸豐七年(一八五七年)當時厘金每箱銀二十兩であつたものを十兩を加徴し三十兩としたが、土藥に對するものは不明である。但湘良の湖南厘務彙編(光緒十五年)抽收厘稅章程に定む所に依れば、省城廣南局以下十八局に於ける課稅は、多くは雲南阿片(南土)及廣東輸入の

阿片(廣土)に關し又洋藥に關し課率を定め、固より烟膏及生阿片に分ち其の率を異にし、而して課稅法は從價に依るもの及從量に依るものがあり、又毎月の賣上高に對する坐厘に當る一種の營業稅をも徴した。例へば省城の廣南局に於ては廣東輸入の廣莊と云ふ廣土は斤量を折算し、每百兩に付銀一兩五錢、雲南産の南土は落地厘金と同じく抽銀七錢五分、熟膠落地厘は同じく二兩とし、瀏陽局は廣公膠每十兩抽足錢二百十文、公土(バトナ)南土及廣土正包引五十兩に付各七百文とし、雷市局は公膠(バトナ)每百兩抽足錢二千四百文、廣膠一千六百文、公、廣土各九百文、南土五百文とし、常德局は公膠每百兩抽稅銀八錢八分、厘一兩六錢、廣土稅八錢二分、厘六錢三分、川南土稅四錢一分、厘三錢一分五厘とし、岳州局は公、廣土每箱各庫平銀六兩三錢每包三錢、落地厘每包銀二錢とし南土は折半抽收し、醴陵局は公膠每百兩錢一千二百文、洋土藥各九百文とし、永州局は廣膠每百兩二千四百文、南貨同じく五百文とし、洋貨每個抽錢五百文廣貨五百文とし、澧安局は洋藥每百斤庫平銀三十兩とし、辰州局は洋土藥每百斤十五兩とし、益陽局は每兩月捐錢十六文及十八文、南土四文及八文とし、新化局は過道南土每兩錢一文六、過道廣土每封百六十文、門市毎月捐錢二萬千文として居る。

第二期の海關十年報(一八九二年—一九〇一年)に依れば、土藥厘金は(一四川阿片は每擔一千二百文に對し、四川の涪州に於ては十兩八錢二分(每擔一千六百兩に付十四兩二錢六分七)とし、湖北の



來鳳縣に於ては三兩三錢每擔千六百文に付四兩四錢とし、湖南の常德(河川通過)に於ては四兩四錢(每擔每千六百文に付五兩八錢六分七)とし、總額每擔千六百斤に付二十四兩五錢三分四厘を徵收した、尙地方消費のときは落地厘を徵し、本厘金は每擔千二百文に對し、常德に於ては三兩九錢(每擔千六百文に付五兩二錢)とし、長沙に於ては三兩四錢(每擔千六百文に付四兩五錢三分三)とし、岳州に於ては三兩六錢(每擔千六百文に付四兩八錢)とし、而して常德に於て通河厘金を支拂ふ川土に對しては、五日間の期限内は落地厘を免じ通過を許した。本省より外省に輸出する阿片は行厘又は驗費等をば江西に對するものには醴陵に於て、廣東に對するものは朱亭驛又は雷家市に於て之を抽厘し、其稅率は不定であるが外省に對しては輸出の終りに於て每擔千二百文に付一兩五分(每擔千六百文に付一兩四錢)を徵するものがあつた。其他地方消費又は販賣に關して常德に於ては煙館の每燈に對し一日十文を徵し、又岳州、長沙及湘潭に於ては商店稅である門厘每擔八百文乃至一千文を課した。(二)貴州阿片は每擔一千二百文に對し貴州の鎮遠に於ては八兩(每擔千六百文に付十兩六錢六分七)を徵し、湖南の洪江に於ては通河厘金四兩五錢(每擔千六百文に付六兩)を徵し、總額每擔千六百文に付十六兩六錢六分七を收めた。(三)雲南阿片は每擔千二百文に對し雲南に於て十二兩(每擔千六百文に付十六兩)を徵し、湖南に於ては貴州阿片と同率を徵した。

光緒十七年(一八九一年)戶部の奏文に依れば本省の土藥稅厘は湖北の例に照し、從來每百斤銀十

八兩の外に八兩を加抽したが、後同二十七年(一九〇一年)新定賠款支辨の爲めに再度三成を加抽し、同二十九年兩湖膏捐を辦理し、洪江、吉峒坪慈利等の土藥局をば土稅膏捐局と改め、同三十年に四省合辦の土藥膏捐を徵し、次で同三十一年の八省合辦の膏捐を徵し、洪江統稅局に於ては其收數定額二十四萬兩を計上し、其後禁烟の結果收數減退したのである。而して同三十二年土藥稅をば改めて部辦に歸し、洋藥に抽稅し、湖北の例に照し、凡そ商人洋藥を販運し輸入したときは每箱落地稅錢九十四串三百八十八文を徵し、前牙厘局の經收とし、後同三十四年二成を減じ每箱實收七十五串四百三十文とし、牙厘局は財政公所に歸併し、更に省河厘局に於て徵收することとした。同年土藥稅收入激減の爲に土膏牌照捐を徵收し、各店の營業を三則に分ち、上則は毎年洋六元、中則は四元、下則は二元とし、又土膏の消費數に従て每土一兩に付四十文膏一兩に付六十文を徵し、宣統二年十一月土膏牌照捐は蘇粵各省の辦法に倣ひ加徵し、膏一兩洋銀三角とし、土二兩を膏一兩に充てた。然れども收數は少く、宣統元年は庫平銀二萬一千八百兩に過ぎぬ(註一四)。

#### 七 廣西省

本省の土藥稅厘は光緒十七年(一八九一年)の戶部の奏文に依れば、從來每百斤十兩を徵したものを改めて、稅四兩厘八兩を徵收すると記してゐるが、第二期の海關十年報に依れば四川雲南より輸入の土藥は四川に於て輸出稅每百斤三十九兩九錢二分、厘金六兩四錢を支拂ひ、本省の輸入厘金は



六兩八錢とし、本省の土藥稅局は同二十三年（一八九七年）四月一日以降六箇年間隆義堂周平珍の請負に附し年額三萬八千兩とし、其の消費たるを通過たるを問はず、又他省に於ける納稅の有無に拘らず千兩に付銀四兩（厘斤六兩四錢）と定め、同二十六年（一九〇〇年）八月以來加稅每千兩に付銀四錢を徴し、後請負人に依て團練局の爲に徴收し、年額十萬兩乃至十二萬兩に上つた。同二十九年（一九〇三年）土藥稅捐を開辦して以來、同三十二年原定稅率は每百斤正稅銀一百兩經費銀十五兩とし、部に解送する經費を別にし、正稅銀定額を九十六萬兩とし、同三十四年（一九〇八年）收入減の爲に鹽稅を以て抵補した。而して土藥稅を徴收し來た所の南寧土藥稅卡は、南寧統稅局に禁烟決定日迄抽厘を委したとき、即ち一九一一年（宣統元年）八月に裁撤し、次で翌民國元年一月十九日以降土藥稅を廢止したのである。

本省も亦一面土藥稅收入の外に牌照捐及營業憑照捐を課し、前者は光緒三十四年以降度支部より章を定め、每土一兩捐錢四十文、每膏一兩六十文を徴收し、後者は資本に依り三等則を定め徴稅したのである（註一五）。

## 八 廣東省

## 甲 洋藥稅厘

本省は從來洋藥の輸入最も多く、咸豐十一年恭親王等の奏文中には、戶部は先に同八年（一八五

八年）四、七、十月等の月、廣東、三水、高要、南海等に廠を設け阿片を抽厘し、同九年十二月に至る迄に收銀五十一萬三千餘兩を占めたが、洋藥稅を含むや否や知り難く、又廣東の洋藥抽厘總局は對岸の河南に在り、又分局を設け每箱五十兩を徴し、若し洋藥を關に申告するときは正稅三十兩を納入する後、分局に於て先づ五十兩を支拂はしむ、但し該局は別に規定を設け五十兩を納入するときは、關に正稅を納入することを免除し、關に於て該貨を徴收するが如き場合には、該局は之を賠償することとした（註一六）。

光緒五年（一八七九年）の廣東海關の報告に依れば、輸入稅納入後の外國生阿片の稅厘は「マルワ」及「ベルシア」品は每擔厘金六兩四錢八分二厘、貼餉十四兩八錢一分五厘、海防二十兩八錢三分三厘、銷辦三兩七錢三厘合計四十五兩八錢三分二厘とし、「バトナ」及「ベナレス」品は厘金及貼餉は前記と同率であるが、海防は二十四兩、銷號は三兩九錢であり、合計四十九兩一錢九分六厘とし、煙膏は厘金十二兩九錢六分、貼餉二十九兩六錢三分で合計四十二兩五錢八分とし、其他吏役の誅求する雜多の誅求がある。

同十三年（一八八七年）の海關「オールマー」の報告に依れば廣東に於ては一八八〇年以來、洋藥烟膏に對し名義上每兩錢三厘を徴したが、商人の反對の爲に輕減した。而して輸入の生阿片に對し雜多の厘金を併徴した。同じく一八八七年稅務司「ホワイト」の報告に依れば舊厘金局の實例は各店毎月



の賣上高に對し每兩錢三厘を課し、又本税は知縣の徴收に歸し、内地仕向の煙膏に對しては一時五兩以上のものは、第一關を通過するときに號餉每兩錢八厘を徴したことがあつた。關稅は煙膏に對し從價五分を課した。瓊州に於ては同港及内地に對する煙膏に課稅せず輸入の生阿片に對し、膏厘每百斤十五兩乃至二十兩を徴し、北海に於ては鹽膏の輸出入はなきも、總て稅關を通過する阿片には每擔百二十七兩五錢を課した。汕頭に於ては舊厘金局は洋藥四項厘務分局と名くるが如く、厘金、膏厘、海防經費、及牙貼を煙膏に限り徴收し、關稅は廣東に同じく從價五分と定めた。一八九一年汕頭海關稅務司「シンプソン」の報告に依れば、汕頭の阿片は一八八二年以降一八八五年には厦門其他廣東沿岸の關局に比し、厘金に重課した爲に其貿易不振であつたが、一八八六年請負商の意見に依り稅率を輕減した結果、原狀に恢復し、一八八七年以降前記の如く均一に改めたのである。第三期海關十年報（一九〇二—一九一一年）に依れば、廣東に於ては總督は一九一一年四月六日布告し、主要なる二商社の請負に附し、煙膏に課することとし、同年五月二日に新稅は每兩三十仙とし徴收することを定め、同月九日以降之を實施したが、洋藥商人は本稅は實際生阿片に課稅され卸賣より之を徴收し、芝罘條約の追加協定（稅厘百十兩）に背馳するものとして抗議した。蓋し納稅の阿片は之が爲に輸入を減退したにも拘らず、多額の阿片が廣東其他地方に對し密輸された爲に、廣東稅關に於ては嚴重の取締を勵行した（註一七）。

清末廣東省に於ける洋藥稅厘の實收を見るに左表の如くである。（廣東省財政説明書）

		光緒三十四年（一九〇八年）	宣統元年（一九一一年）
廣東	東海關	一、一〇六、六九七	八三一、八〇六
汕頭	海關	四六五、六〇三	四七二、七二六
瓊	海關	九三、一〇七	九七、〇〇七
北	海關	三〇、六四七	二八、〇三一
三	水海關	四二、一三四	二七七、〇三〇
江	門海關	三二、四七二	一三六、七三二
九	龍海關	一〇四、七八〇	八四、一二二
拱	北海關	一四〇、五三三	一一三、七九〇
計		二、〇一五、九七五	二、〇四一、二四七

乙 土藥稅厘

廣東の土藥稅は同治八年（一八六九年）の海關報告に依れば、關稅三十兩の外に通過稅として港に於ては每擔二十三兩、内地市場に於ては二十五兩三錢四分合計四十八兩三錢四分を徴收した。生産地課稅は不明であるが、光緒十三年（一八八七年）廣東海關稅務司の報告には一八七二年頃は三十兩のものが倍加して六十兩に上つた爲に貿易を阻害したと云ひ、現に四川に於ては僅かに每擔六兩のものが本省に輸入し、第一の厘金局に於ては十二兩を徴し、其後廣東に到着する迄は抽收を見ず、通過



税は厘務統局に於て課税すと記し、北海に於ては土薬の常關税は每百兩銀九錢を課し、外に厘金每百兩銀五錢を徴するに過ぎぬが、私運に係るもの少くない。然るに光緒十七年（一八九一年）戶部の奏文には廣東の税厘は、從來販運過税每百斤正税銀三十兩とし、若し他口に在つて正税を完納したものは、只復進口銀十五兩及厘金十一兩五錢を徴すと記して居る。

光緒三十年十一月兩廣合辦統税を開辦し、廣西梧州の統税局に於て聯照印花を製し、兩廣章程に依る税項は東六、西四分と定め、同年八省合辦の土膏統捐は總局より章程を奏定し、紅藍黑色の照單方圓印花を頒發し、凡そ各海關に於て統捐を完納する土粘は圓印花四聯紅專照を給し、各局卡に於て統捐を完納し、土粘は弓印花四聯藍執照を給し、其運銷を認め、重徴を免じ、本産の土薬にして本省の行銷するものは局に赴き新章に按じ、完納するものは方印花四聯黑税單を給し、執照を給せず、凡そ兩廣に於て收捐し、兩廣に銷售する雲南、貴州、四川等の土薬は尙兩廣の照花照章を用ひて抽收し、其兩廣に於て完税し、外省に運銷するものは總局より照花を頒發し、八省税章に照し徴收し、捐項は總局に解赴し、若し兩湖等の省に於て總局の照花を用ゆる統捐の土薬は兩廣に運銷するも重徴を免じ、若し外省に至り既税の土薬が西省に運入するものは首卡に於て查明し、本省に在つて銷售し執照を收回し、箱單に引換へ、即ち本省の收數とし、部議に遵照し、全税を請撥し、四川、雲南、貴州の土薬にして廣西に運入し未税のものは東西兩省に行銷すれば均しく廣西の首卡

に於て税費を徴收し、同三十二年各省土薬税厘を推廣したが禁制を趣旨とした。而して財政支絀の爲に其年限を東西各三箇年延期し、凡そ統税を收めざるの土薬は尙兩廣より合收分撥し、其藍照を收回するの土薬は每擔正税銀百兩經費銀十五兩を撥し、毎年定額九十六萬兩とし、東省四十三萬西省五十三萬兩に分ち、宣統二年二月には滿期を過ぎたので又二箇年延期し、同じく東四三、西五三の割合とした。前記九十六萬は八成に減じ收むることにした。先に光緒三十年十一月より同三十一年十月に至る收銀は百九十一萬五千餘兩が、同三十一年十一月より同三十二年十月に至る收銀は八十萬二千餘兩に下り、更に同三十二年十月より宣統元年十月に至る三年辦理の收銀は第一年は六十八萬三千餘元、第二年は七十五萬五千餘元、第三年は七十六萬五千餘元とし、又兩省新案の鹽税加價及牌照捐兩項を設け、鹽税加價は同三十四年七月より同十月迄廣東省六萬八千六百餘兩廣西省一萬四百餘を徴する外、同三十四年十一月より宣統元年十月に至る迄、廣東省土薬税二十萬九千九百餘兩、廣西省五萬一千九百餘を收めた。土膏牌照捐は廣西に於ては宣統元年五月に開辦し、同年十一月迄に一萬五千餘兩を收め、廣東に於ては宣統二年五月に開辦したが、尙成數に滿たなかつたのである。要するに土薬税は禁烟方針實行の結果、益々收數を減退し、土薬統税は章程に依れば庫平紋銀を收むるも、兩廣市面は紋銀の之が爲に、捐輸成案に照し每税銀一百兩に紋水銀十兩を加收した（註一八）。



## 九 福建省

福州の厘金は他地方に比して最も高率であつたから洋薬は既に同治元年（一八六二年）以降厦門、汕頭、寧波其他地方に移り、其輸入を著しく減退したのである。同八年（一八六九年）の海關報告に見るに、道臺格の厘金委員の管理に屬し、厘局官吏の外に請負人の援助に依つて抽厘し、請負人は廣東人の買辦であり船舶に乗監した。關稅以外の阿片稅厘は左の數種から成る。

(一) 華稅 本稅は咸豐六年（一八五六年）の創辦に係り、厘金局に於て每擔三十兩の外に「プレミアム」一兩八錢、火耗料八兩四錢合計四十兩二錢を徵す。

(二) 官項 本項は同治五年（一八六六年）の創辦に係る一種の手數料であり、一箱二弗とし、當初は請負人が每擔一兩四錢四分を徵し、前者と併徵す。

(三) 厘金 本厘金は咸豐七年の創設に係り、厘金局に於て每擔十六兩及火耗三兩二錢合計十九兩二錢を併徵す。

(四) 軍事稅 本稅は同治元年（一八六一年）に之を設く。同じく厘金局に於て每擔九兩を徵す。

(五) 票稅 本稅は前者と同年に之を設く。每擔十六兩及「プレミアム」每擔一兩六錢を課し合計十七兩六錢を併徵す。

以上總額は每擔八十三兩四錢となる。更に内地市場の通過稅を加へば每擔百兩を越ゆるのである。

而して一箇年約四十箱として總收入は三十三萬六千兩とし、之に五千箱に對する關稅收入十五萬兩を加算せば總額四十八萬三千六百兩に達する。洋薬の輸入五千箱と云ふも其約二割は密輸に係るものである。請負人は火耗の半額に收め、其利益約一萬六千兩に上る。

其他正稅外の不當課稅手數料があり、稅局には書記及監視人等百七、八名あり、監視人は八個の街區及關卡に配置され、又洋行附近或は河岸には二、三の駐在所があり、請負人は洋行と買主との間に在つて密輸の取締に従事し、外國商人は外國洋行より貨物を引取るときは華稅支局の許可を受くべきものである。

土薬に關しては厦門地方に於ては既に同治三年（一八六四年）頃厘金每斤約二錢を課したが、本稅及輸出稅を遁脫するものが多く、當池海關を通過するものはなかつたのである。

光緒十三年（一八八七年）の海關報告に依れば厦門に於ては土薬には公式に課稅されぬが、請負人が抽厘し、每擔四十兩乃至五十兩の洋薬厘金の約半額を徵したのである。福州に於ては極めて少量であるが、土薬に對して華稅局は每擔四十二兩を徵し、淡水に於ては温州土薬の正漿並彩漿藥及雲南土薬の三種に對し課稅したが、多くは密輸に係り、一部海關經由のものには厘金の外に洋薬に對する輸出稅及沿岸貿易稅と同率の每擔四十五兩を併徵した。而して厘金は請負人が正漿には洋薬稅の五割、彩漿には三割、雲南土薬には七割を課し、洋薬に對しては每箱（百六斤）に付地方銀百兩（海關兩九十兩二錢八分）を課徵した。



光緒一十七年（一八九一年）戶部の奏文に依れば福建に於ては從來の畝に按じ銀三錢八分五厘を收め、他省より販運輸入するものには每百斤稅厘銀三十五兩を徵し、一箇年間試辦したが弊があつたので改めて販運輸入するものは同じく每百斤三十兩を課し、本產土藥を他省に販運輸出するときには到着地の章程に按じて一次收稅し重徵を免じた。

一九一一年五月九日以降洋藥稅を増加すると同時に土藥稅も每擔庫平銀百十五兩を海關兩二百三十兩に増率した（註一九）。

## 十 浙 江 省

寧波海關の報告に依れば同治二年（一八六三年）には同年中未だ土藥の輸入を見なかつたが、浙江南部に漸く土藥を見るに及んで寧波に於ける洋藥の取引に影響する所があつたのである。數年後の洋藥は關稅外の稅厘は每擔三十四兩とし、次で一八七九年の同稅厘は平均每擔三十六兩十錢三分であり、温州は平均四十兩であるが、「ウイード」の報告は寧波每擔三十二兩として居ることは概說に表して居るが如くである。更に十箇年後の一八八七年の海關報告には輸入の洋藥（煙膏）に對しては每擔輸入關稅三十七兩五錢厘金百兩を徵した。温州に於ては一八八五年七月十三日以前は一時厘金は阿片の種類を分たずに每箱三十四兩を課したが、當時より一八八七年二月一日迄之を八十六兩に増加した。但し同處は生阿片に課稅し、煙膏の輸出入はなく、自ら之に對して課稅を見なかつたので

ある。土藥に就ては寧波は一八八七年四月二十三日迄每擔十二弗（七兩八錢九分六）であつたものを其後改めて之を倍加したのである。従前は之を請負に附し、買入に對し土藥捐票を發給し課稅した。每票は五十斤を單位として居た。温州に於ては生産の有無を問はず、地稅たる錢糧の外に厘金は一斤を越ゆるものに對して每斤二十四仙を徵し、同年四月二十三日以降二箇年間は四斤を越ゆるものに對しては僅かに每斤十二仙を課稅した。

一八八七年厘金増率の結果急激に輸入阿片並に輸入稅は減退した。例へば寧波に於ては前五箇年平均數に比し、輸入稅約二割を減じ、從來只寧波及温州より輸入した阿片は更に江西國境より河川を經由して搬入するものを見た。其間阿片商人は上海に於けるが如く、買入に對し信用制度を採用し、省官憲は輸入者に對し稅厘の一部割戻の方法をも採用し收入の増加を計つたが、阿片の取引不利の爲に數軒の阿片商行は營業を停止した。一方一八八七年十月には寧波關の管轄下に在る江西境の南潯及楓經に上海の納稅濟阿片の取締を爲す目的を以て稅局を開設したのである。而して寧波に對する輸入數量は從來に比し増加し、又本省内に於ける土藥の生産も漸次増加するに至つたが、消費増進の爲に洋藥に影響することはなかつたのである。

温州に於ては洋藥厘金は輸出稅に次ぐ大宗である。稅厘併徵後厘金増加の外に土藥の發達、運貨の昂騰の爲に其輸入を減じた。蓋し阿片の厘金は一八八一年商人の請負に附し、請負人は寧波の稅率



より低く每擔二十八兩に減じた爲に汽船に依る輸入を激増し、翌年四月始めて他の商人の請負に附し競争を生じ、次で一八八三年每擔三十四兩に増加し、一八八五年八月には更らに厘金は每擔八十六兩に激増し、輸入を減退した爲に、同年十月に至り厘金局は「バトナ」及「ベナレス」に對し每擔六十八兩八錢に減じ、且つ福州に比し低率であつた爲に其輸入を増進する所があつた。而して一八八七年末に至り海關に於て統一併徴の結果洋藥厘金を裁撤したのである。土藥は漿煙と名くるもので温州管轄に於て千八百擔を産し、前述の如く一八八七年前には地稅たる錢糧の外に一斤以上每斤厘金十二仙を徴したるものを増率して倍加し、販運の際に第一の厘局に於て十四仙四厘を、第二局に於て九仙六厘を分徴し、本稅は最低價格の從價一割に該當した。更に一八九〇年には倍加して每斤四十八仙を増加し、生産地及輸入地の境界に在る厘局に於て折半分徴したのである。

光緒十七年戸部の奏文に依れば本省の土藥は先には一起一驗制で每斤洋二角四分のものが現に出産本境に於ては章に照し一起一驗を併收する外に別府に運過すれば頭卡には再び一起一驗を加收したので合計兩起兩驗となり每斤洋四角八分を抽收し、後他府に到るも重徴を免することゝ記して居る。然るに温府に於ては普通課稅は名義上每擔六十兩とし、通過證を發給し、其他地方に於ては規定上は再徴せぬことゝし又本省内に於ても實際重課せざることにして居た。

光緒三十二年(一九〇六年)本省の土藥稅に關しては從前專局を設けて徴收してゐたものをば改め

て厘餉局に歸併し徴收することにしたが、翌三十三年に至り土藥統捐局を設け、厘餉局を裁撤し、其後宣統三年(一九一一年)五月九日以降福建と同じく每擔二百三十兩に増加した。本稅は洋藥に對する稅厘併徴額に比せば約三分の一低率であつたのである(註二〇)。

### 十一 江蘇省

上海の洋藥に對しては厘金の沿革に述べた通り、恐らくは咸豐五、六年頃に始めて抽厘し、同十一年(一八六二年)一月頃は洋藥の輸出稅は每百斤稅銀三十兩、厘捐二十兩のみであつたが、當時江蘇巡撫薛煥の咨文中には英國側の報告を掲げて上海吳道臺は洋涇濱の北に洋藥厘局を設け、厘捐の數を數倍に増加し、閩廣八行の商人を擇び其事を總理し、恰も從前廣東に行はれた公行(Co-Hong)と同じと記して居る。次いで天津條約後十年の一八六七年以來は急激に稅率を増加し、輸入稅三十兩の外に六種の地方課稅があり、阿片稅局に於て每箱(百二十斤)三十八兩八錢を徴し、海防稅局に於て徴收する防務稅每箱五兩五錢及埠頭稅四錢四分合計五兩九錢四分を加へて總額每箱四十四兩八錢四分を徴した。一八六九年九月「ジョンソン」の報告に依れば上海の阿片商組合と地方官憲の協定に從つて厘金其他課稅を支拂ふものは、江蘇、安徽及江西各省の局卡を通過するも重徴せざることとして居た。而して同報告には上海港は每擔三十七兩二錢八分七厘鎮江は三十八兩四錢とした。



一八七九年關稅以外の洋藥稅厘は上海に於ては每百斤「マルツ」及「ベルシアン」は各二十三兩二錢三分八厘「バトナ」及「ベナーレス」は各十九兩三錢六分五厘とし、鎮江に於ては各種各十六兩とし、

一八八七年煙膏は海關輸出入稅每擔各六十兩を徵した。

土藥は一八七九年輸入以外の稅厘は上海に於て每百斤十一兩六錢一分九厘、鎮江に於て八兩とし、一八八七年四川阿片は生産地に於て每擔約庫平銀十二兩五錢を徵し、更に重慶及沙市に於て同じく各十二兩五錢で漢口に達する前に總額厘金庫平銀三十七兩五錢とし、更に關稅二十二兩五錢の外、上海厘金局に於て厘金庫平銀四十三兩を徵し、江蘇、河南等に産する礪山阿片に對しては上海に消費せらるゝ前に厘金庫平銀約七十兩を徵した。但し前記上海の四十三兩は名義上の稅率であり、一八八九年頃實際は割引を爲し二十兩乃至三十兩とした。海關第一期十年報（一八八二年—一八九一年）に依れば本省徐州の礪山に於て每箱四十兩を課し、其後本省内は免稅とし、四川阿片（雲貴兩省を包む）は新規定に照し、三次の課稅合計每箱六十四兩とし、一は厘金に當る四兩を徵し關稅に當る二十兩を輸出港に於て、四十兩を第一の輸入港に於て徵した。是等納稅證を有するものは全國何處に於ても重課せざることにした。一八八七年の海關報告に依れば鎮江に於ては生産地に在りて一畝地稅三錢を課する外、淮安府を通過するものに對しては慈惠稅每擔一千元（六錢四分）と登録手數料として五百文（三錢二分）を徵し、通過稅は淮安府に於て每擔全稅八兩五錢、糧稅每擔三千

五百文（二兩二錢四分）を徵し、同港に輸入するものは下游捐局に於て每擔四十三兩を徵收すべきものとした。而して一八八九年の海關報告に依れば一八八四、五年清佛戰爭當時は厘金十七兩を五十二兩に増加し、其後揚州に於ては四兩一錢五分を加徵し、一八八九年に至り前記四十三兩の外に加稅十五兩八錢五分を徵したのである。

光緒十七年（一八九一年）戸部の奏文に依れば、徐州土藥收捐章程を以て徐州府城に總局を設け、其他地方に分局を置き、土藥は每百斤銀三十兩を抽厘し、本省の厘金を經過し票を驗じ許放し重徵せざることにし、上海、鎮江兩海關を經過せば尙定章に照し收稅し、内地常關は概ね免稅し、只兩常關は新關に代つて每百斤銀十五兩を徵し、又若し漏捐の土藥及他省より販來の土藥にして松滬等の稅局を經過せば、前章程に照して每百斤銀四十兩を收捐し、新關を經過せば正稅銀十五兩、半稅銀七兩五錢を徵し、常關を經過せば稅銀十五兩を徵することとした。

土藥稅收入は徐州礪山品に對するもの大部を占め、光緒三十二年施行の土藥統稅章程に依り、土藥正稅每百斤銀百兩及經費銀十五兩を併徵した結果、著しく其收入を増加し、獨り徐州附屬の例を見るに、同三十一年四月より九月迄半箇年の土藥厘捐銀十八萬一千五百餘兩に對し、同三十三年五月より十月迄半箇年の統稅は銀六十三萬六千餘兩に増加したのである（註二一）。

## 十二 安徽 省



光緒五年（一八七九年）の海關報告に依れば、蕪湖の洋藥稅は輕率であり、關稅の外に各品均しく每百斤十六兩四錢七分とし、同十五年（一八八九年）の同地海關報告に依れば厘金は名義上每箱八十兩であつたが、實際は割引して六十一兩に止まつた。而して地方課稅は輕きが爲に阿片商の取引を促進し、九江及鎮江等に對し當地より一部阿片を供給したが、一八八七年新制度施行以來輸入不振の爲に其收入を減じた。又當地に輸入する洋藥は大部通過證に依て他地方に輸出し、地方消費は極めて少量であり、且土藥を混入するに至つた。第一期海關十年報（一八八二年—一八九一年）に依れば、一八八六年は最も多量の輸入を見、厘局吏員は月賦拂の便法を許可し、又地方商人は厘局と默契して利を得、外人には代理者があり厘金率は每擔七兩乃至十三兩であり、高率の鎮江に對して通過證を利用し民船を経て搬運したのである。然れども稅厘併徵せば一八八三年の五十兩が一八九一年には百十兩に増加したのである。

土藥に對する關稅外の稅厘は洋藥に比し輕率であるが、實際は稍明瞭を缺いで居る。例へば一八七九年蕪湖に於ては每百斤僅かに九兩七錢に過ぎず、一八八五年には厘金每百斤二十兩と定めたが實施を見ず、次で一八八九年の阿片稅は每擔二十四兩と定めたが、實際は半額の十二兩に當つたのである。同上海關報に従へば、蕪湖に於ては輸入の徐州土藥に對する厘金は一八九〇年には二十二兩のものが翌一八九一年には三十八兩六錢六分に増加した。而して本省の土藥は生産地に於て輸出の

際に每擔十五兩を徵し、蕪湖に搬入するときは五兩を加徴した。「バーカー」は清末安徽省に於ては阿片店に對し一箇年三十兩の特許稅を徵する外、消費及輸出等に對し生熟種類に依り一箱（一三三三封度）二十兩乃至五十兩を徵した後六十兩を増徴したことを記し、財政説明書にも洋藥の輸入に對する新稅法、正稅三十兩、厘金八十兩に對し、熟膏の場合には每百斤正稅六十兩、厘金百六十兩とし、禁を征に寓し、收入は正稅約四萬兩、厘金十萬兩を占めたと記して居る（註二二）。

## 十三 山東省

芝罘に關し一八六九年「ジョンソン」の報告に依れば、輸入阿片は關稅の外に每擔僅かに十八兩六錢に過ぎなかつたが、一八七九年頃は各種洋藥を通じ每擔三十五兩とし、更に十箇年後の一八八七年芝罘海關報告に依れば一八七九年生阿片の厘金は三十五兩三錢二分なるが、一八八七年には八十兩増加した。尙當港に於ける煙膏の輸入は少量であり輸出は全然なく、其輸入稅は生阿片課稅（三十兩）の倍額六十兩とし、又煙膏の厘金は從來六十七兩二錢であつた。第一期海關十年報に依れば同港の洋藥輸入數量は一八七九年頃は三千五百餘擔に達したが、一八八一年には一千七百餘擔に下り其後更に減退し、一八八二年には二軒の外國阿片支店は閉鎖し、二十軒の支那阿片商は取引を廢止した。同期の終り四箇年（一八八八年—一八九一年）に其輸入數量僅かに三百擔内外に激減したのは、一八八七年の厘金増徴の爲である。而して稅厘の外に又恤救費に充つ爲に每箱地方銀四



兩を加徴したのである。

土藥厘金は當初は未詳であるが、一八八七年芝罘海關稅務司ムーアヘッドの報告に依れば、當地消費の土藥は關東、河南、江北、直隸等より輸入する西土又は本地土と名くるもの及本省産のものに係る。本省に於ては總ての土藥を通じて厘金局に於て落地捐十兩五錢を徴し、河南に於ける厘金（四十兩）に比せば遙かに低率であつたが、一八八九年同關の報告に依れば每擔二十二兩に増加し、第一期海關十年報に依れば次第に厘金局を増設し、其後四十八兩に増率し、阿片の請負人を登録し密輸を防止したことを記してゐる。

光緒十七年（一八九一年）戸部の奏文に依れば、山東は直隸と同じく土藥價格本銀一百兩を按じ、落地稅八兩厘捐八兩關稅八兩を徴收し、後何れの省に運赴するも再徴せぬこととし、更に土藥百斤價值銀二十兩に對し落地稅二十兩厘金二十兩關稅二十兩に改めんことを議して居る。

第二期海關十年報に従へば、本省の土藥は一八九二年頃より其産額を増加し、吸食者數も倍加し、價格は每斤従前一兩七錢のものが三兩に騰貴し、四川及雲南の土藥は汽船に依り、陝西、山西及江蘇の土藥は陸路に依り輸入し、洋藥と競争し、本省産の土藥に對しては海關の輸出稅を除き、落地稅厘金等曹平銀每擔五十兩を徴した。光緒三十二年一月の諭摺彙存には、本省の土藥は每百斤二百兩に對し稅厘兩項各十六兩の外に關稅銀十六兩とし、稅厘は實徵實解で定額なく、同三十年五月以

降三十一年四月迄一箇年稅厘十一萬七千三百九十九兩と記して居るが如く其稅率に出入する所が多い。第三期海關十年報に従へば、光緒三十二年（一九〇六年）土藥統稅法を實施した當時より禁烟方針を採り、土藥の栽培を制限し、同三十四年には之が禁止を公布し、其結果翌年に至り洋藥の輸入を増加した。同年は統稅に對し每擔十二兩を加徴したのである。而して宣統三年（一九一一年）には統稅を廢止したが土藥稅厘は一層増加したのである（註二二三）。

#### 十四 直隸省

天津に於ては咸豐十一年（一八六一年）二月戸部の議奏に依れば洋藥稅項は新關に歸併し、定額を用ゐざることとし、先に天津條約締結の翌同九年弛禁以來天津關は銀五萬兩を徴取することとし、從來閩廣汽船の洋藥入津し、外國商人の販賣するもの多くして利益あるより將來一層增收すべき旨を記して居る。現に一八六九年の海關報告に徴すれば、一八六一年の洋藥輸入は一千四百八十二擔に止つたが、一八六六年には土藥の栽培を制限すると共に、陝西、甘肅等の栽培地擾亂の結果其の輸入は九千六百三十三擔に上り、一八六九年には五千四百二十二擔に下つた。同港は關稅三十兩の外稅厘每百斤十七兩であつたが、内地市場の北京に於ては稅厘合計五十三兩とした。而して同港は一八八七年稅厘併徴の結果、他地方と同じく輸入を減退し、第二期海關十年報に依れば、一八九二年以降一八九八年は従前に比し、洋藥の輸入は約半減し、其後は陝西及河南の土藥が不作を告げ



た一八九九年(千三百四十八擔)を除くの外十分の一に激減し、一九〇一年四百四十三擔に下り、(同年土薬の輸入は最高九百二十擔を占めた)更に一九〇四年は二百四十八擔に下つた。之が爲に市場は一八九二年「マルワ」は一擔四百九十五兩が一九〇一年には七百五十兩に、一九〇四年は八百八十五兩に昂騰し、煙膏は一八九二年の一千五百九十九兩が、一八九八年には千五百八十五兩に上り、一九〇三年以降千四百兩を示した。税厘合計每擔百十兩の外に河税每擔九錢埠頭税六錢を加徴し、一九〇〇年の時局前は洋薬善後緝私局は阿片商人に對し每擔八兩の加税を徴收したのである。次で禁烟計畫の結果、一九〇八年以降更に輸入を減退し、一九〇二年に比すれば關稅(輸出入税及沿岸貿易税)は三分の一以下の四千兩臺に下り、厘金も亦約三分の一強の一萬二千兩臺に下り、一九一一年には兩者共に皆無となつたのである。土薬は一八六四年の海關報告には未だ見るに足るべきものがなく、従つて洋薬の消費に影響を及すものがなく、一八七九年頃に至つても税厘は未詳であるが、一八八七年の海關報告に依れば同市消費のものは主として直隸産の本地土に係り、其他山西の西土、河南の南土、山東の山土、廣東の東土、四川の川土、雲南の雲土等を戎克に依り又は陸路を経て輸入し、市價は每擔二百五十兩以上二百七十八兩であつた。土薬の輸入は同海關統計表には掲載されず、洋型船舶に依て輸入さるものと少量の密輸品に係る。上海等より戎克を以て輸入さるときは每百斤輸入税七兩七錢の外に、厘金八兩八錢を鈔關に支拂はれたのである。光緒十

七年(一八九一年)の戶部の案には每土薬百斤價格銀二百五十兩に對し落地税、厘捐、關稅各二十兩を三次徴收し後再徴せざることに定めた。第二期の海關十年報に依れば以上の外に甘肅の甘州及涼州種をも消費し、是等土薬は多くは蒙古境より歸化城及張化口を經由し、一九〇二年土薬に對する内地税の徴收を請負に附して以來、山東及河南品を排除し著しく其輸入を増加し又重税を逋脱する爲に陸路より密輸入するもの少くなかつた(註二四)。

## 十五 江 西 省

九江に於ては一八六九年の海關報告に依れば、洋薬の輸入關稅每百斤三十兩の外に税厘として内地市場に於て十六兩九錢六分を課した上同港に於て三十四兩を徴した。一八七九年は各種通じて三十五兩二錢八分を徴し、主として「マルワ」品を輸入し、一八八七年二月以降海關に於て税厘併徴制を實施したが却て其取引を増加し、一八八二年の一千六百六十二擔が一八八八年には三千七十七擔、一八九一年には三千六百二十一擔に上つた但し其後は漸減し、一九〇一年には二千百十六擔に減退した。輸入洋薬に對しては若干上海に於て納税し通過證に依るものを除くの外は總て同港に於て税厘を併徴したのである。土薬は九江に輸入するものは主として四川産(川土)及雲南産(南土)に屬するも其數量は明かでない。一八八七年の海關報告に依れば輸入の際に每擔關稅二十五兩の外に厘金十八兩を徴し、第二期の海關十年報に依れば、九江土薬局に於て徴收したものは年額庫平銀



二萬四千兩とし、其稅率は地方に依て同一でない。九江地方消費のものに對しては每擔(七十五斤)庫平銀六兩を徵し、内地通過のものは僅かに三兩に過ぎぬ。然れども光緒十九年(一八九一年)戶部の奏文に依れば江西は従前販運過稅每百斤稅厘銀四十三兩とし、贛關に於て尙耗銀三兩五錢を徵した。而して財政説明書には土膏は既に内地に行銷し、洋藥土藥を分別せず一律に重さに從て徵收し、各項新政の用を補助し、又徵を禁に寓すと記して居る(註二五)。

## 十六 東三省

牛莊輸入の洋藥は一八六九年の海關報告に依れば、關稅三十兩の外に稅厘十八兩を課し、内地市場に於ては十兩一錢九分を課し、一八七九年の同報告に依れば同港の稅厘は各種を通じて均しく三十一兩三錢八分を徵し、一八八七年海關稅厘併徵當時厘金收入は一萬七千三百八十六兩を占めた。吉林の洋藥捐は光緒十一年(一八八五年)に試辦し、每百斤八十兩を徵すこととしたのである。

土藥は一八七九年の海關報告に依れば牛莊に於ては關稅の外に每百斤二十兩九錢二分を徵し、一八八七年の海關報告に依れば、洋藥厘捐局裁撤後貨厘捐局に於て每斤稅庫平銀二錢四分四毫捐三錢三分二毫を徵し、而して生産地に於ける稅厘は吉林に於ては每斤關稅牛莊銀一錢、厘金二錢を徵し、奉天に於ては厘金二錢を徵し、黑龍江の稅厘は未詳である。而して牛莊に販運するときは再び關稅三錢四分四毫、厘金三錢四分四毫を課し、其他厘局の役吏に對する手當として外交費の加徵があ

り、吉林に於て每三斤一錢六分とし、其他の省に在ては定額がない。又奉天省に於ては戶部の命令に基き、阿片行商人に對しては行票二十四兩を徵し、烟館に對しては同額の坐票を課したが、是等は洋土兩藥に關する營業特許料である。

光緒十七年戶部の奏文に依れば、從來奉天省は每百斤併徵銀五十兩、吉林省は同上銀三十二兩、黑龍江省は每包五十兩を按じ、厘銀四錢四分を抽收し、又盛京將軍の原奏内には凡そ土藥常洋兩關所管の海陸各口出口のものが、別省に運往せば前に山海關道に於て每百斤稅銀二十四兩、厘金銀三十三兩二錢を徵すと記して居る。奉天財政説明書に依れば本省の土藥各稅中には從來土藥畝捐、土藥坐票稅、土藥估徵稅、吸烟票費、官膏捐、土莊捐等を存し、而して其徵收機關は稅捐局に由るものは八割五分を公に歸し、國家稅の性質に屬し、地方官に由るものは之を以て戒烟所及學堂經費等に充てて地方稅の性質に屬すとし、光緒三十四年(一九〇八年)本省入款の部には土藥には本省の出産があり、外省よりの輸入があり、前者には土藥估徵を課し、後者には土藥稅を徵し、徵收法は每土藥一斤を按じ稅銀八錢を徵收し、土藥坐票及同經費は一種の營業特許稅に當る。土藥坐票は販賣の土藥に照し商店に對し坐票を發給し、年を按じ捐銀二十四兩と定め、土藥坐票經費は坐票の更新に際し、正稅外に局費手数料として銀二兩を徵し、土藥估徵稅は産地稅であり、裁種の土藥解數を按じ生産額を計つて之を豫徵するもので、土藥の裁種一畝に對し其出產數一斤に付銀四錢を徵し三十四年に



は改めて八錢に増加し、次で禁を征に寓し、收數は八割五分を正款とし、一割五分を経費とし、宣統元年（一九〇九年）土藥を禁種した結果本税を廢止したのである。

吉林省財政説明書に依れば、前に光緒十五年（一八八九年）總理衙門議定各省土藥稅厘數目辦法に依り、吉林土藥新章は同十六年に於て始めて每百斤本省銀三十二兩を徵し、又一吊を按じ稅錢三十文を課し、實徵實解法に依り販運出省し、再び到る所の省分章程に準じ、收稅一次の後は重徵せぬこととし、次で同二十六年（一九〇〇年）將軍長順は土藥稅厘をば菸酒加半收稅案内に加へて土藥に對し六兩を加徵し每百斤共收三十八兩とし、又每售價一吊收稅錢三十九文とし、同年四月一日より之を實施した。地方兵燹擾亂の爲に同年十二月一時舊章に復歸したが、同二十八年（一九〇二年）一月以降一律に前の二十六年に定むる所の新增稅則に依り之を加徵し、同三十一年、二年は日露戰爭の影響を蒙り、農民遷徙し裁種少かつたので又定額を免じ、同三十四年一月戒烟の結果改めて落地土稅の名目を設け、省の内外を論せず凡そ山海土稅局處は稅票の有無に拘らず、一律に賣價一吊に按じ稅錢一百文を抽收し、更に省城に官膏局を設くるに及び、遂に分局は土藥稅厘を歸併代徵することになり、次で官膏局を裁撤し後禁烟公所の辨理とした。其稅率は土藥稅も洋藥稅と同じく賣價一吊を按じ稅錢一百文とした（註二一六）。

（註一） 四川省財政説明書、C. I. M. C., Decennial Report, 1892-1891, PP. 89, 90, 91, 93, 95, 101, 102, 104

（註二） Edkins, The Revenue and Taxation of the Chinese Empire. PP. 161

（註三） 皇朝政典類纂卷九七

（註四） S. A. Hosie, On the trade of the opium poppy, vol II, PP. 262

（註五） 四川省財政説明書

（註六） C. I. M. C., Decennial Report, 1891-1901, vol. I, PP. 152-3

（註七） 四川省財政説明書

（註八） Despatches from Hosie...the Opium Question in China, (1911) PP. 19

（註九） 皇朝政典類纂卷九七、雲南省財政説明書、C. I. M. C. Decennial Report, 1882-1891, pp. 670. op. cit. 1892-1901, vol. II, PP. 461. op. cit. 1902-1911, vol. II, PP. 276

（註一〇） 皇朝政典類纂卷九七

（註一一） 山西省財政説明書

（註一二） 陝西省財政説明書

（註一三） 湖北省財政説明書、皇朝政典類纂卷九七、湖北通志卷五〇、C. I. M. C. "Report on Trade" 1869, 22. PP. 23; Decennial Report, 1882-1891, PP. 176; op. cit. 1892-1901, Vol. I. PP. 185-6, 232-3, 235; Special series No. 9, Native Opium, PP. 11-12, 17-19.

（註一四） 湖南厘務彙編卷一六、湖南省財政説明書、C. I. M. C. Decennial Report, 1892-1901, Vol. I. PP. 256-7

（註一五） 廣西財政説明書、C. I. M. C., Decennial Report, 1892-1901, Vol. II, PP. 276, 437; op. cit., 1902-1911, Vol. II, 220-1

（註一六） 咸豐朝籌辦夷務始末卷七九、東華續錄咸豐十一年條

（註一七） C. I. M. C., Special Series No. 4 (1881) Opium, pp. 53-4; op. cit. No. 10. Opium, PP. 55, 58, 61, 64, 77, 80;



C. I. M. C. Decennial Report, 1882-1891, PP. 138, 528

(註一八) 廣東財政說明書、皇朝政典類纂卷九七、C. I. M. C., Special Series No. 10 "Opium" PP. 59, 64

(註一九) 皇朝政典類纂卷九七、C. I. M. C. "Report on Trade" 1859, "Suggestion" PP. 4, 5; Special Series No. 9, PP. 35, 36, 37, 66; C. I. M. C. Decennial Report, 1902-1911, Vol. II, PP. 104

(註二〇) 皇朝政典類纂、浙江通志厘金門稿上、C. I. M. C., Special Series No. 9, PP. 13, 28-30, 63; op. cit., No. 10, PP. 35, 38; C. I. M. C. Decennial Report, 1882-1894, PP. 363-365, 395-9; op. cit. 1891-1901, Vol. II, PP. 73; op. cit., 1902-19 vol. II, PP. 60;

(註二一) 咸豐朝籌辦夷務始末卷七三、七四、皇朝政典類纂卷九七、江蘇省財政說明書、光緒卅二年論摺彙存 C. I. M. C., "Report on Trade" op. cit. PP. 15, 16. Special Series No. 4, PP. 61; op. cit. No. 9, PP. 24, 26; op. cit. No. 10, PP. 24, 29-33, 79, 81; op. cit. No. 14, PP. 24, 28; "C. I. M. C. Decennial Report" No. 9-1891, PP. 327

(註二二) 安徽省財政說明書 C. I. M. C., Special Series No. 4, PP. 60; op. cit., No. 9, pp. 22, 25; op. cit. No. 10, pp. 25; op. cit. No. 14, pp. 22; C. I. M. C. Decennial Report, 1882-1891, pp. 243, 246; Parker, Financial Capacity of China (Journal of N. C. B. of R. A. S., vol xxx: part II.)

(註二三) 皇朝政典類纂卷九七、光緒卅二年一月論摺彙存、C. I. M. C., "Report on Trade" op. cit. PP. 16; "Special Series" No. 4, PP. 61; op. cit., No. 9, PP. 7, 10, 12; op. cit., No. 10, 11; op. cit. No. 14, PP. 15; C. I. M. C. Decennial Report, 1882-1891, PP. 49; op. cit., 1892-1901, Vol. I, PP. 54, 55; op. cit., 1902-1911, Vol. I, PP. 224

(註二四) 咸豐朝籌辦夷務始末卷七四、皇朝政典類纂卷九七、C. I. M. C., "Report on Trade" op. cit. PP. 100; "Special Series" No. 4, PP. 61; op. cit. No. 9, PP. 5; op. cit. No. 10, PP. 8; C. I. M. C. Decennial Report, 1892-1901, vol. II, PP. 542-3; op. cit., 1902-1911, Vol. I, PP. 204-5

(註二五) 皇朝政典類纂卷九七、C. I. M. C. "Report on Trade" op. cit. PP. 16; Special Series, No. 9, PP. 20; op. cit., No.

10, PP. 22. C. I. M. C. "Decennial Report, "1882-1891, PP. 215-6. op. cit. 1892-1901, vol. I, PP. 243-4. op. cit. 1902-1911, vol I, PP. 308

(註二六) 奉天、吉林財政說明書、皇朝政典類纂卷九七、C. I. M. C., Special Series, No. 4, pp. 20, 61; op. cit. No. 9, PP. 3-4; op. cit. No. 10, PP. 6; "Report on Trade" op. cit. PP. 16

### 第五節 厘金の減免

#### 甲 前清時代

厘金の減免は前清時代より常時又は臨時に之を定めたものである。常關税と同じく米穀及少量の貨物又は日用必需品に對し、殊に貧民小資本の營業に對しては給付能力を斟酌して免税方針を採つたものがあつたが、必しも各時代を通じ、又各地に亘つて統一して居るものでない。而して厘金に限り免税する外に、又關稅其他内地税と同時に之を免除するものがある。今左に顯著なる例を擧ぐることとする。

#### (一) 米穀其他生活必需品に對する免税

厘金は米穀に對しては既に創辦當初課税したが、咸豐年間仙女廟の修正章程に依れば、一擔未滿のものを免税したことがある(註一)。同治十一年の諭には地方荒歉賑濟用の米穀に免抽することがあり、次で光緒元年湖北省米穀厘金を免除し、同二年湖南省境内に販運し消費する米穀雜糧等に限つて免厘することとし、又同年山東省の饑饉救濟用として奉天江南等より購運した米麥雜糧に



對しても一律に免厘することにした(註二)。同年の奏案には穀米の外に豆、麥、紅薯、芝麻、高粱等にも免抽することにした。蓋し光緒初年より同五、六年頃迄を通じて江西、江蘇、安徽、福建、廣東、廣西、山東、山西、陝西等各省の賑濟米に對しては各督撫より上申して一定期間厘金を免じたのである。其他湖北省に於ては郷試供給所委員採辦の煤米に對しても之を免厘した(註三)。清末に至つては例へば光緒二十四年陝西省に於ては、糶糶の米糧又は石炭に對して免稅し、同三十年以降四川省に於ては油、酒、糖等に對して免稅し、同三十二年湖南省の長沙、衡州、永州の三府災區の米穀を補給する爲に鎮江、蕪湖の米穀の通過に對して厘金を免除し、又災歎に依る平糶米に對しても免厘することがあり、同年廣東省の水患に基く賑給用の爲にする江蘇、安徽兩省の運米に對して價額十萬兩を限り免稅することにし、或は同年山東巡撫より該省各營の兵食を補はんが爲に同上地方よりの採米に對しては亦厘金を免除することとした。福建省に在つては清末米麥輸入の船舶に對しては空船と同じく船捐を免稅した(註四)。

#### (二) 零細小販の貨物に對する免稅

咸豐年間湖北巡撫胡林翼の定めた章程に依れば、零細貨物又は肩挑、背負、手藝小販及門攤等の貨物に免稅し、同八年山東省登萊青三府に於て抽厘した小資本貿易には免稅することにし、又同九年山西省に於ては民食及零星販賣の貨物に對しては免稅した(註五)。同二十四年陝西省に於ては販夫販

婦擔負の零細貨物に對して免稅し、同三十三年制定の奉天省統捐中には貧民小資本の營業呼賣等の運搬する内外貨物に對して免稅し、又賣上高五十吊文以下の貨物にも亦免稅し、吉林省に於ては木器肩挑小販の貨物に對して免稅した。

#### (三) 鑛業に關する免稅

鑛業に關しては其使用する機械材料又は生産品に對して海關稅以外の厘金又は内地稅を免除し、或は鑛業稅を除くの外、一切の課稅を免するものである。而して多くは列國に對する借款協約に依つて之を定めて居るものが多い。例へば光緒二十四年(一八九八年五月廿一日)英支山西鑛業契約(第八條)、同年十月十日「ナン、ピアオ」炭礦契約(第七條の四)、同二十五年(一九〇九年十月十四日)四川探礦契約(第二十二條)、同二十八年(一九〇八年二月二十一日)佛支雲南鑛業契約(第十四條)、同三十一年(一九〇五年二月十一日)白比直隸省城鑛業借款契約(第十五條)等其他湖南鑛務局水口山鋅鉛礦に對し、同二十二年同二十七年及三十二年(一九〇七年)漢陽鐵鑛に對し相續いて厘金を免除し、同三十五年保普、煤鑛公司及保華官商鐵鑛公司撫順炭礦會社等の生産品に對して何れも厘金又は内地課稅を免除して居る(註六)。

#### (四) 鐵道事業に關する免稅

鐵道に關しては其建築又運轉上使用する材料に對して厘金其他海關稅又は内地課稅を免除するもので、又借款協約を以て之を定めて居るものが多い、例へば光緒二十二年(一八九六年九月八日)露支東清鐵道



會社契約(第七條)、同二十四年(一八九八年)白支京漢鐵道契約(第二十五條)並同別約(第九條)、同二十八年(一九〇二年)露支正太鐵道借款契約(第二十五條)並同輸送契約(第九條)、同年(一九〇二年)日支吉長鐵道借款契約(第十一條)、同二十九年(一九〇三年)英支滬寧鐵道借款契約(第十四條)、並道清鐵道契約(七月三日)、同年(十一月十三日)白支汴洛鐵道借款契約(第二十四條)、同三十一年(一九〇五年)日支南滿洲追加契約(第八條)、同三十三年(一九〇七年)英支廣九鐵道契約(第十三條)等に於て之が免稅を定めて居る(註七)。

(五) 其他事業に關する免稅

木材に關しては從來天津道代造の剝船に供する木植直省採辦の京師に解送する木植に對して免厘し、光緒三十二年(一九〇八年)鴨綠江日清合同材木會社章程(第十二條)に依れば會社の輸入する機械及伐木に必要な器具等に對して一切の稅厘を免じ、同三十三年及三十四年湖北製麻局の製麻に對し厘金を免除して居る(註八)。

(六) 貢獻貨物に對する免稅

從來直省の京師に解送する進貢貨物に對しては厘金を免除した(註九)。

(七) 兵器其他軍需品に對する免稅(註十)

(八) 萬壽節に於ける門市厘金の免除

萬壽節に際して各城内外舖戶門市厘金は一律に免除するが十日を限りとした(註一一)。

(九) 公益の目的に供する貨物の免稅

宣統元年四月兩江總督端方の奏請に依り各省より南京勸業會に出品する爲に運送する貨物に對して免稅した(註一二)。

(一〇) 特殊慣習に依る減免

稅局の慣習として恩關 (En Kuan) と呼ぶ特別免稅の場合があつた。例へば蕪湖に於ては船舶吸收策を加味して當地年中行事の一に厘金祭日 (Likin Day) があり。總局の決定に依り海關通過の移出米に對して厘金を二日免除する、其結果數日に三十隻迄の沿岸汽船貨物を處理し、恩惠を受くる稅額は五萬兩を越えたのである(註一三)。又江西の九江にも同例あるが、其目的は異り交換的に吏員の役徳を收むることに立脚して居る。厘局の下級吏員は一箇月の俸給は僅かに一元乃至三元に過ぎぬ情態であつた爲に、中飽の惡習を馳致し、年末及年始各一日厘金の徵收を停止したので、此恩關の特典を利用する目的を以て戎克船は其出港を各數日乃至一週間位延期し、其間胥吏は又厘金の特別減額を爲し新年の「ボーナス」を十分に私得したのである(註一四)。

(一一) 地域に依る免稅

厘金其他一式課稅の免除は同治元年(一八六二年)の露支改訂陸路章程(第一條)に基く國境百支里



内竝蒙古の全地域、鐵道及租借地條約に基く滿洲鐵道附屬地又は租借地其他關東州舊青島租借地の自由地帯或は各國租界(居留地)等に於て其例を示すのである。而して開港の場合に於ては當初同治五年(一八六六年)其の周圍三十支里内免厘計畫があつたが實現せられず、又開港内は勿論租界と雖も往々厘金の徴收を見た。就中上海租界は百貨鱗集の大港場であるので從來厘金の不當課税が多かつた。例へば同治五年租界監視委員の報告、同年租界行政委員長「ダブリュー、ケスウィック」の英國領事「ウインチイスター」に對する報告、納税者年會の決議又は工部局委員等の説明に依れば廣く不當課税の行はれたことが明かであり、其後光緒二年(一八七六年)六月二日工部局より商業會議所に提出した文書に依れば外國租界内の外國棉布に厘金を課し、之を租界内に限り消費せらるゝものに對して外國棉布組合の請負に附し一箇年二萬兩を徴收し、又其他の貨物に對しても之を抽厘し、租界内には厘金局の汚吏が跋扈し公然として誅求を爲し、三局合計で二百人の吏員が居り、彼等は市政廳の警察官吏よりも優勝な勢力を有し、埠頭棧橋其他租界諸地に詰切つて居たのである。斯る實情でめつた爲に、同年十月二十九日の英支芝罘條約(第三章第一條)に於ては租界を厘金免除の區域と定めたが、阿片に對して其後同條約追加協定後外人團體が抗議する迄は依然租界内に於て厘金を徴收し、尙不當課税に關し紛糾絶へず。光緒八年(一八八二年)及同十一年(一八八五年)租界内の厘金税吏の行爲に對して愁訴があり、一方支那官憲は一八八五年更に租界内の阿片厘金を

徴收する代償として一箇年十萬兩を租界政廳に提供せんことを申出たことがあつたが拒絶されたことがある。次で同二十五年七月首席領事より道臺に向つて抗議を提出し、漸く厘金を裁撤し、同年十二月四日附租界行政委員に對する領事團の通告に依れば、領事團は租界内の支那側官憲を承認せず、道臺及租界會審裁判所の判事は斯る課税は租界規定に違反する支那私人の行爲と認むべき旨を聲明する所があつた。其後同二十八年(一九〇二年)より同宣統元年(一九〇九年)に至る間租界の厘金徴收員は會審裁判所の判決に依つて多くは罰金又は拘留に處せられたのである。廣東の例は一八九八年の英國領事報告に依れば、厘金官吏は海關の日計簿を驗査し、無税地帯たる沙面の租界に在り、主として外國棉布の移入を防ぐ爲に、租界の周圍を監視し「スパイ」をも使用し、厘金を免る貨物を捕促した、沙面の租界は上海其他の租界と異り極めて狹隘である爲に、厘局の監視線を避け難く、多くの外國貨物は課税を免ることは出来なかつたのである(註一五)。

(一) 海關制度に附帶する特殊免稅

イ 子口稅制度に依る免稅

輸入外國品の内地に對し輸入稅の半額を輸出内國品の開港搬出に對し、輸出稅の半額をば各海關に納入するときは一式の内地稅厘を免除するものとした(子口稅制參照)。

ロ 免重徵制度に依る免稅



一般免重徴の場合は納稅濟の内外貨物が開港場間に轉送する場合に重徴を免するのである、輸入外國品の再輸出免稅は一八五八年の天津條約以來、内國品の内地通商間の免稅は一八六一年以降之を認めたのである。特別免重徴の場合は(一)滿洲、特別免徴法である。滿洲の商埠地に再輸出する輸入稅納付濟の外國品又は沿岸貿易稅納付濟の内國品に對し、運輸方法の如何を問はず一律に專照を發給し重徴を免除するのである。一九〇三年米清條約に依り奉天、安東、大東溝、一九〇五年日清滿洲條約に依り東三省の十六都市の開放された後開港より是等土地に再輸入する内外國品に對し重徴を免するものである。本特權は英國領事の要求に依り一九〇七年海關總稅務司の立案した洋土各貨運往東三省各埠免重徴專照試辦章程 (Manchurian Special Exemption Certificate) を施行した。蓋し當初は之を南滿のみに實施したるを我邦の抗議に依り更に之を北滿に及したのである(註一六)。(二)滬寧鐵道の免重徴制である。滬寧線に由る開港場間の運送貨物に對して滿洲の先例に準じ重徴を免するのである。但し獨り外國品に限り之を適用した。而して非通商地に對するものは固より子口稅制に依るか或は厘金を支拂ふべきものした(三)機械製新式工業品の免重徴である。新式工場に於て製造した工業品を内國に輸送するものに對し一式の稅厘を免するものである。

## ハ 紅箱制度に依る免稅

本制度は支那小賣商人の爲に輸入稅支拂濟の零碎なる外國品を紅箱に封裝し、特定の開港場に再

輸入して免稅の取扱を受くるものである。當初一八九三年上海より寧波及温州に對し、外國雜貨を再輸出する場合に附與し、次で一九〇二年輸入稅改正の結果重課を事由とし、南京、蕪湖、鎮江等の支那商人の請願に依り、同年七月十四日上海關稅務司の意見に基き制定した上海長江等口暫行紅箱試章に依るのである。上海より是等地方に對し之を許可し、其後一九一一年漢口を中心とし、岳州、長沙、沙市、宜昌等の長江諸開港に擴張したのである。紅箱を使用せんとする者は一個手數料二兩を納入するを要す、本制は由來零碎貨物の運搬保護を目的とするを以て價額三十兩以下の同種貨物を同一箱内に荷造すべきものとして居る(註一七)。

## 乙 革命以降

革命後に至つても固より前清時代の諸制度を繼續し、又は既に改廢したものの少くないが、近年工業の發達に伴ひ、機械製洋式貨物に對し稅厘を免じたものは、著しく増加されたのである。而して免稅事項に關しては、次に述ぶるが如く、雜多の種類に分かれて居るが、最近民國十七年(一九二八年)全國財政會議に提出された意見中には厘金項下免除貨物として五種を擧げて居るものがある。即ち(一)米穀雜糧類は民食に關係する爲に(二)草帽扇蓆類は其手工工業數の少きが爲に(三)果品類は資本小なるが爲に(四)顏料類は外國品多く、本國品に限りあるが爲に(五)珍寶鐘表(時計)類は等しく零星にして徵收困難なるが爲に、何れも概して免厘すべきものとして居る。(民國十七年七月全國財政會議彙編)然



しながら十八年十月天津市政府は行政院の訓令に基き、將來は國用教育、賑災、軍用各物品を除くの外各機關購運の各種貨物は一律に之を免稅せぬこととし、各機關の建設材料等に關し特典を防止せんとしたことがある。

(一) 賑濟用の米穀に對する免稅

民國三年(一九一四年)江蘇、浙江、廣東等の當局より財政部に向つて賑米の購辦に關し稅厘免除の請願があり。同年末には賑米免稅限制辦法を公布した。同法に依れば災區被害五分以上のときは稅厘を半減し、八分以上のときは全免し、同五年六月京師に運搬する米穀に對し海常海兩關稅を半減する外に厘金を免じ、小麥高粱等に對しても亦同じく之を免除し、同九年十一月天津華洋義賑會輸送の食糧、粗麵、青皮、高粱、豆餅、花生餅等に對して免稅し、同十年二月、三月及六月米國紅十字會兼中國早災救濟會、國際統一救濟分會又は山東日本救濟委員會等の購運に係る賑濟又は平糶用の米穀に對し免稅し、同十一年一月又中國華洋義賑救災總會が宣化等より購運の賑糧、同會の奉天省より運搬の高粱、玉米、小麥等直魯兩省採購の麥、京師地方救濟團の天津より運搬する小麥等に對し、或は同年四月京師地方救濟團の豐鎮等より採購した平糶用の小麥雜糧に對し又は江皖浙湖黔災賑協會が張家口其他より購運の紅糧(高粱)其他雜穀に對して稅厘を免じ、同年六月各省より京師に運搬する糧食に對して再び稅厘減免の期限を延長し、同年十月湖南等籌賑會購運の高粱等に對し、同

年十一月浙口省の賑米に對して同年十一月より十二年一月迄一箇年稅厘を免じ、同十四年六月山東冠縣に於て購辦した平糶米に對して半稅を免じ、翌十五年春長沙民食籌備會の購運した蕪湖米に對して稅厘を免することにしたのである(註一八)。

(二) 軍需品に對する減免稅

民國二年(一九一三年)直隸徵收厘捐暫行章程に依れば免稅項目中には軍需品に護照を附して稅厘を免じ、同三年十二月購運軍用米辦法を公布し、一定數量を限り護照を附することとした。同四年十一月制定の新疆郵寄包裹章程及同年十二月制定の津浦全路商貨統捐局徵收貨捐規則に依れば軍用品又は軍用米に對して免稅し、同十一年一月運京の食糧に對して三箇月間半稅に減免し、次で同十四年蕪湖購運の軍用米(一萬包)に對しては稅厘を免じ(註一九)。同十四年夏陸軍織呢廠に需要する羊毛(三萬斤)に對して稅厘を免することとした(註二〇)。

(三) 官用品に對する免稅

前記民國二年の直隸厘捐章程及同四年十二月の津浦統捐章程に依れば何れも官用品に對し免稅し、又同年十一月の新疆郵寄包裹章程に依れば最高行政機關及軍官の官用品に對して免稅し、民國十一年福州船政局の裝運する飛機零星物件に對して稅厘を免じ、同十二年九江第二新監に於て使用する青磚青瓦建築材料に對し免稅し、同十三年陸軍大學々支社購房の契紙に對して稅厘を免じ、同十



四年安徽官鑛の購運した機件に對して税厘を免することを定めたのである(註二一)。

(四) 鐵道其他交通機關の需用品に對する免稅

民國元年(一九一一年)佛比隴海鐵道借款協定(第十六條)、同二年(一九一三年)同成鐵道借款協定(第十六條)、同年(一九一三年)英支沙興鐵道豫備協定(第十四條)、同滇越鐵道借款協定(第十六條)等に於ては何れも其鐵道用材料に對して税厘を免じて居る外に、其後民國四年(一九一五年)津浦統捐章程に依れば免稅品中に鐵道用材料及機械又は外國人鐵道技師の自用品等を定めて居り、同七年十一月山東省鐵路公司購運の鐵道材料に對して税厘を免じ、(從來東支鐵道用材料は滿洲里及綏芬河を經由し露國より供給したが、歐州戰爭後歐亞交通杜絶し、日本及中支地方より之を輸入したのである)同九年(一九二〇年)京漢、京綏路需要の山西炭に對して免厘し、同十年六月滬甯甯鐵路局購運の枕木に對して税厘を免じ、同十二年三月膠濟鐵路局購運の物件に對して二箇年間免稅することを定め、同十三年又京漢鐵路購運の枕木に對し、十四年十月吉林四洮、吉長兩鐵路の枕木に對し、同十五年隴海鐵路局購入の橋梁鋼軌等材料洮昂鐵路局日本商人訂講の車輛呼海鐵路局購運の洋灰、吉林圖們江建築鐵橋材料、吉敦鐵路局購運の車輛材料等に對し、同十六年奉海鐵路局購入の米國鋼軌機關車等に對し、税厘を免じたのである。民國十一年以降十三年には北京電車公司の使用材料に對し免稅した(註二二)。

(五) 無線電信用に關する免稅

民國七年(一九一八年)北京双橋三井無線電信臺用材料の輸入に對しては厘金及一切の内地税を免除して居る(註二三)。

(六) 鑛業に關する免稅

前記光緒三十五年(一九〇九年)以來免稅した保普炭鑛公司の石炭に對しては、民國五年(一九一六年)四月迄、雲南保華官商鐵鑛公司の鐵に對しては同二年迄税厘を免じ、又民國三年以降三箇年間廣西の鐵鑛に對して免稅し、同四年四月以降湖南華昌鑛冶公司の鑛石に對して免稅し、或は同十二年五月には安徽華鐵鑛公司の鐵砂に對して厘金を免じ、又十四年(一九二五年)には撫順烟臺炭鑛の石炭は對し税厘を免じた(註二四)。

(七) 教育及慈善事業に關する材料物品の免稅

民國八年十月吉林春永印書局承銷學校用品及藝徒出品に對し、同九年上海中華職業學校の各種機械儀器及上海外國婦人慈善會報連の舊衣又は衣服材料に對する税厘を免じ、同十年十二月安徽公立職業學校金木出品に對し、同十一年一月以降十二年十二月迄二箇年間免厘することにし、同十一年十月學校購辦の圖書儀器等に對して海常關稅の外一切の税厘をば同年十月十六日以降同十三年十月十五日迄二箇年免稅することにし、又同年學校購用圖書儀器等に就ては教育部又は教育廳より發給



した護照を附して免税し、同年十一月吳興福音醫院建築材料に對し税厘を免することにし、同十二年淮安寶應貧兒習藝所出品の布匹、漢口慈善工廠の出品、燕京大學校會建築材料に對し、同十三年燕京大學黑煤油等其他建築用品又は校舍建築材料、佛教籌賑會の京津より購入した蔬菜に對し、同十五年微生物研究所製出の牛痘苗等中央防疫所の出品に對し税厘を免じ、又同年及十六年各學校用品に毎して二箇年間内地税厘を免することにし、最近民國十九年廣東省に於ては教育用品免税章程を定めて居る(註二五)。

(八) 公益の目的に供する物品の免税

民國十年九月上海商品陳列所の商品に對し免厘し、同年十一月直省觀摩會展觀會の陳列品に對しては、民國八年直隸手工展觀會の例に倣ひ、其賣却品は毎種價值三兩以内なれば税厘を免することとし、同十一年一月上海職業學校出品展覽會の陳列品に對し、同十二年第二次監獄出品展覽會の陳列品に對し、同十三年四月には蘇省第三次地方物品展覽會の各縣よりの送付貨物に對し、又同年五月には中華職業教育社在武漢續辦第三回展覽會に陳列する各校運輸品に對し税厘を免することとし、同十五年智利博覽會出品に對し又免税することとした(註二六)。

(九) 監獄用品及製作品に對する免税

民國五年天津、京師、山東歷城、江寧、廣州等諸地監獄製品に對して税厘を免することにし、同

九年六月各省監獄外運輸物品に對し税厘免除の期限を一年延長することとし、同十一年一月奉天に於ても之を適用し、同年七月又同免税期限を更め一年延長することとし、同十二年八月監獄外運輸品に對し一箇年免税期間を延長することにした(註二七)。

(十) 零星小販の貨物生活必需品に對する免税

民國二年直隸厘捐章程に依れば零星小販貨物にて二角に及ばぬもの又は米麵、食糧、水果、蔬菜、鷄子等食物の津埠に消費するものに限り之を免税することにし、同四年新疆郵寄包裹章程に依れば零星小包價值一元に及ばぬものは免税し、同六年六月制定の陝西百貨統捐章程には大米、麥、豆、芝麻、油籽、瓜果、蔬菜等民間日用の必需品は之を免税することにし、同十二年二月歸綏財政廳管轄に在つては肩挑負販零星の土布は尙舊に依つて免徵し得ることとした(註二八)。

(十一) 土布に對する減免税

土布は多くは細民の手工に係り、又貧民階級の使用品を以て占め、殊に地方災害の爲に失業者等多きが如き事情があつたので之が減免税を定め來つたのである。土布は機械品に比して粗造の手工品であるが、機製洋式貨物免税制の例を擴大し之を準用した。民國六年五月上海海關の告示に依れば土布は(イ)支那舊式手織無地物にて巾二十吋を越えぬもの(ロ)二十番手以下の綿絲を用ひて織成したものの(ハ)天然色のもの即ち原絲を染め又は晒さぬもの又は反物として染色せぬものとしたのであ



る。其後免厘すべき土布の意義に就ては財政部農商部等に於て見解を異にしたが、政府の方針は舊式綿花の手工織布に限り、其織法が新奇の新式手機模造の洋式棉貨を含まぬこととした(註一九)。同年十一月十七日財政部の大總統に對する呈文に依れば、曩に高陽昌邑等の土布に對しては各關局に命じて暫く半税を税して居たが、未だ完全に免税を實施せられないので、平民の生計に影響することが少くないので、海關及五十支里内常關税に關しては財政部及稅務所と別に會商辦理するものを除くの外、土布の内地税厘を七年一月以降三年間免税する計畫を立て、同六年十二月國務會議を経て總て人工手織土布及棉織物に對して内地税厘を三年間免除することに決した。(同年十二月二十七日)の呈文に依れば、五十支里内常關税も同じく三年間之を免税することにし、又同七年一月二十七日財政部の浙海關に對する電文を見れば五十支里外常關税をも免除することを定めた。同七年六月財政部の訓令に依れば直隸、饒陽、阜城兩縣の土布棉綫に對しては民國六年五月以降一箇年間減半免税し來つたものが、滿期の爲に更に民國十年五月末迄更に展限することにした。同年八月の成案に依れば、湖北省は財政支絀の爲に土布に對しては半減免税し、同十年十二月財政部の訓令及同十三年十二月同咨文に依れば、當初滿期の民國九年十二月以降江蘇等各商會の呈請に基き、國務會議の議決を以て再び免税期間を延長し、同十一年以降は五割を減免し、三年を経過し翌十四年一月以降開徵することとした。同十四年中華全國商會聯合會より更に免税期の延長を請求する所があつ

たが、政府は財政上の必要より承認しなかつたのである(註三〇)。

### (十二) 製茶に對する減免税

製茶は支那の重要産物の一なれど、近年外國茶の壓迫を蒙つたので關税の外に内地税厘をも減免したのである。例へば民國七年七月財政部の咨文に依れば湖北茶は兵禍の結果減税の請願があつた爲に二成加捐を一箇年一成に減税することとし、同八年六月江西の外國輸出茶に對しては更に内地税厘を免すべきこととし、同八年十月より同年末迄外國輸出茶に對して内地税厘を減半徵收することとし、同十年一月福州の輸出茶に就て内地税厘五割減免の計畫があり、同十一年五月漢口茶業公所の呈請に係る一箇年免厘の議があり、又同年六月上海茶商の請願に基き、同十一年九月漢口茶業公所の請願に因る輸出茶免厘の制限に關し定むる所があり、同十二年四月中國全國商會聯合會より輸出茶の税厘永遠廢止を請願したが當時免税期間でもあり、政府收入の損失多きが爲に尙之を存続した。又同十三年漢口茶業公所より火車貨捐は湖北省の普通厘金稅率に比し高率なりとして之が減免を呈請した事があつた(註三一)。最近十九年福建閩安關の茶類落地税は茶況に影響するが財政部は之が裁撤を認めなかつたのである。

### (十三) 地域に依る免税

租界に於ける厘金課税問題は前記上海の例に見るが如く、支那側稅吏の不當課税を防止し、尙國